第2回へき地保健医療対策検討会議 事 次 第

平成 21 年 9 月 18 日 (金)

10:00~12:00

都市センターホテル:オリオン

1 開会

2 議事

- (1) 論点整理について
- (2) 追加調査結果について
- (3) 今後検討すべき事項等について

3 閉会

【配布資料】

資料1:第1回へき地保健医療対策検討会議事要旨(案)

資料2:第1回へき地保健医療対策検討会における論点整理(案)

資料3:第1回検討会で指摘された調査事項とその結果概要

資料4:都道府県におけるへき地医療を担う医師の育成状況について

- ①へき地に勤務することを義務づけた地域枠等の実施状況
- ②へき地勤務を義務づけた奨学金等を利用した卒業生のへき地勤務 状況
- ③へき地医療を担う医学生等に対する特別のカリキュラム等の設定 について
- 4 義務付け奨学金に関する調査

資料5:へき地医療支援機構の活動状況

資料6:へき地医療拠点病院における医師の充足状況及び活動実績

資料7:へき地医療拠点病院からの意見等(へき地医療拠点病院からの回答)

- ①へき地医療拠点病院にとって必要な機能について
- ②へき地医療拠点病院における代診医派遣業務の状況
- ③国や都道府県への要望、へき地保健医療対策検討会で議論してほしいこと

資料8: へき地診療所における医師の充足配置状況並びに医学生や支援機構 との関わり

資料9:国や都道府県への要望、へき地保健医療対策検討会で議論してほしいこと(へき地診療所からの回答)

資料 10: 都道府県の医療計画における「へき地医療」の記載状況

参考資料1:第1回「へき地医療対策検討会」議事録 参考資料2:平成21年度「へき地現況調」調査票

第1回 へき地保健医療対策検討会 議事要旨(案)

日 時:平成21年7月10日 13:00~15:15

場 所:全国都市会館 ホールA会議室

出席者: 内田健夫委員、奥野正孝委員、梶井英治委員(座長)、澤田努委員、木村清志委員、澁谷いづみ委員、神野雅子委員、鈴川正之委員、渡邊東委員代理(高野宏一郎委員代理)、対馬逸子委員、土屋いち子委員、角町正勝委員、内藤和世委員、中村伸一委員、畠山博委員、前田隆博委員、前野一雄委員、三阪高春委員、村瀬澄夫委員及びオブザーバー(総務省、文科省)

【最後の意見交換】

- ○前野委員:地元で医師を養成していくこと、地元枠、地域枠というものが果たして きたことについての評価が必要ではないか。
- ○澤田委員:奨学金にせよ、地域枠にせよ、そうして集めた学生も県が放置すると一般の学生と同じようなメジャーな流れに乗ってしまう。大学と機構がきちんと手を組み、地域枠の学生には地域医療に動機付けするような特別なカリキュラムを組んで、Face to Face でケアをしていく必要がある。
- ○村瀬委員:へき地勤務の医師は、キャリアパスへの不安が強い。大学でいろいろ意向を聞くと、へき地で働いてみたいという学生は意外に多いが、一生へき地でということとは、大きなギャップがある。これまでは、一生へき地でという意識の高い医師を集めようとするあまり、そのような2~3年へき地で働いてみようという医師をうまく取り込めてこなかったのではないか。
- ○内藤委員:へき地診療所を支える地域の中核的な病院の弱体化が進んでいることが問題。しかもそのような病院の多くは自治体病院である。自治体病院は総務省のガイドラインに沿って経営改善をしていかねばならない事情もある。へき地医療に関しては、診療所や病院を点として確保できても、地域全体、面で支える仕組みを作らないと、将来本当に危ないと思う。
- ○角町委員:トータルな医療提供という観点から、歯科の問題についても考えてほしい。歯科ネットワーク等。
- ○渡邊委員代理:医師のリクルートについては、現在各県ごとにやっているが、全国 的な取組、あっせんをするというだけでない、踏み込んだ取組も必要ではないか。

- ○内田委員:医療費が縮減される中で、金も無い、人もいないという状況だったが、 今度の補正予算で成立した地域医療再生基金は大いに意味がある。あれを有効に 活用して対策を打つべき。もちろん、診療報酬できちんと措置することが本来の あり方だと思うが。また、提案であるが、今日いろいろ先進的な取組を伺ったが、 このような有益な情報をこの検討会から発信していければ、非常に意味があると 思う。
- ○中村委員:機構については、うまく機能しているところと、そうでないところの分析が必要ではないか。
- ○澤田委員:へき地医療拠点病院については、休業補償にあたるようなもの、手厚い 財政支援を考えてほしい。
- ○奥野委員:へき地医療というと診療所に目が向きがちだが、へき地診療所はわりと 充実している。中小病院が大変という状況があり、医師充足率を調査する際は、 留意が必要。
- ○前田委員:総務省のガイドラインに沿って経営改善を進めていくと、医師確保ということと必ずしも一致する方策をとれないことがある。このような政策のギャップ、整合性について考えてほしい。地域医療は医学部の地域枠に任せておけば良いという考えには、危惧を感じる。
- ○梶井座長:委員各位からいただいたご意見を整理してみた。

まず、医師の育成の問題。モデルコアカリキュラムが出来ており、すべての医学生に対し、どのように地域医療の重要性について伝えていけばよいのかということ。

二つ目は、へき地医療支援機構のあり方について。県の取組の格差や、専任担当官のあり方の議論を通じ、機構の強化について何が必要なのかを議論していきたい。

三つ目はキャリアパスの問題。安心して勤務してもらうためには何が必要なのか、短期間へき地勤務してくれる医師から医師へのバトンタッチをどううまくつないでいけるかについて考えたい。

四つ目は、へき地診療を支える病院への支援について。面として地域医療を維持していくために何が必要なのか。

五つ目は、歯科診療ネットワークの問題。

六つ目は、医師のリクルートの問題。ネットワークとして全国的な取組が可能なのか。

事務局においては、澁谷委員から依頼のあった医療計画の資料及び、機構の評

価についてご対応願いたい。

個人的には、47都道府県に同じことをやれと言ってもうまく行かないと思う。 機構にしても、機能していなくても地元大学が頑張って、医師が充足しているような例もある。地域の実情に応じた対策が打てるよう、事例を充足して各都道府 県に投げかけていくべきだと考えている。

(小)

第1回へき地保健医療対策検討会における論点整理(案)

論点 1. 医師の育成過程等におけるへき地医療への動機付けのあり方等について検討していくことが必要

- ○地域枠選抜出身医師や自治医科大学卒業医師の義務年限終了後の定着状況の評価 やその率を上げるための方策について検討
- ○地域枠や奨学金枠の学生のモチベーション維持のため、都道府県(へき地医療支援機構)は積極的に当該学生とコミュニケーションを図るとともに、大学と機構が協同して地域枠等の学生に対して地域医療に動機付けするような取組が必要

論点2. へき地医療支援機構の強化

第9次計画より活動してきたへき地医療支援機構は、へき地診療所に勤務する医師等の支援機能として、さらなる向上が必要である。

- ○専任担当官(医師)のあり方や勤務内容について検討
- ※例えば、現場の医師と行政とのパイプ役が必要であり、都道府県の医務主管課に、へき地医療の勤務経験を持つ臨床医を専任担当官として配置することなどが考えられる。
- ○各都道府県において参考にできる事例の収集と情報発信

論点3.安心して勤務・生活できるキャリアパスの構築

へき地勤務医等が、自分のキャリア形成や家族への影響について心配することなく 勤務できるような、医師派遣(定期的な交代)の枠組み作りに必要な対策について検 討する。

- ○へき地勤務医の子育て、家族支援などを考慮に入れたキャリアデザインの策定
- ○へき地での勤務に偏らないようにするための体制整備(拠点病院等を中心としたローテート方式等)
- ○勤務体制の中で休暇が臨機応変に取得できる体制の構築 (産休・育休を含む)

論点4. へき地医療を支えるへき地医療拠点病院等への支援

へき地診療所を支えるへき地医療拠点病院等地域の中核的な病院を地域全体で支援する具体的な仕組みについて検討していくことが必要である。

○へき地医療拠点病院等に対して、医師派遣に係る動機付けを与えるような支援が必要

論点5. その他の事項

- ○へき地勤務医師を全国的にリクルートする仕組み作りについて
- ○へき地における歯科医療ネットワークについて

第1回検討会で指摘された調査事項とその結果概要

- 1 地域枠等地元で養成する医師の成果、特別なカリキュラムの設定について
- (1) へき地での勤務を義務づけた地域枠、奨学金制度等を有する都道府県
 - ア へき地での勤務を義務づけた地域枠:11都府県
 - イ へき地での勤務を義務づけた奨学金制度:19都府県
 - ウ へき地医療に関する寄付講座:10 県
- (2) へき地での勤務を義務づけた地域枠等の卒業生がへき地で勤務した割合 ア 卒業生を有する都道府県(合計人数): 12 府県(131 人以上) ※多い県は、兵庫県(62 人)、長崎県(32 人以上)
 - イ 卒業生のうち、へき地勤務医師を有する県(合計人数):5県(94人)
 - ウ 卒業生がへき地で勤務した割合:約70% ※勤務していない人数のほとんどは臨床研修中
- (3) 地域枠等の学生に対して地域医療に動機付けするような特別なカリキュラムの設定等について
 - ア へき地での勤務を義務づけた地域枠の学生に対する特別なカリキュラム等を有する都道府県:3都県
 - イ ア以外で、へき地での勤務を義務づけた奨学金の学生に対する夏期研 修等を有する都道府県:3県
 - ウ へき地関係寄付講座にへき地実習等が含まれている都道府県
 - (ア) カリキュラムとして:6県
 - (イ) 臨床研修プログラムとして:1県
- 2 へき地医療支援機構の専任担当官(医師)がへき地医療に関する活動の状況について
 - ○へき地医療支援機構を有する都道府県:39都道府県
 - ○専任担当官(医師)を設置している都道府県:38 都道府県
- (1) 専任担当官(医師)がへき地医療に関する業務の日数(週間)
 - ① 0~1日:13 県
 - ②1~2日:8府県
 - ③2~3日:2道県
 - ④ 3 ~ 4 日:5 都県
 - ⑤ 4 ~ 5 日:10 県
- (2) 専任担当官(医師)が機構の本来業務(代診医派遣調整等)を行う日数 (週間)
 - ① 0~1日:15県
 - ②1~2日:10府県

③ 2 ~ 3 日: 3 都道県

④3~4日:5県(三重県、徳島県、長崎県、熊本県、大分県)

⑤4~5日:4県(石川県、兵庫県、島根県、沖縄県)

※空欄:1県

(3) 専任担当官(医師)がへき地診療所へ代診する日数(週間)

① 0 ~ 1 日:23 都道府県

②1~2日:5県(奈良県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県)

③ 2 ~ 3 日:1県(高知県)

※空欄:9県

(4)代診医の派遣件数 (年間)

① 0 件:10 道府県

②0~10件:8県

③ 10~100件:13都県

④ 100 件~: 7 県(茨城県、愛知県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県)

- 3 へき地診療所とそれを支える地域の中核的な病院や中小病院の医師充足状 況について
- (1) へき地診療所における医師不足状況 (全医師数が必要医師数^{±1)}を下回る場合)

全国:69 施設(418 施設中#2))、割合 16.5 %

北海道・東北:14 施設 (68 施設中世2)

関東・甲信越:6施設(63施設中)

東海・北陸:12施設(63施設中)

近畿: 8施設(64施設中)

中国・四国:20.施設(88 施設中) 九州・沖縄:9施設(72 施設中)

註1) 医療法施行規則第19条に規定する標準医師数を参考に算出

註2) うち、2施設は医師数不明

(2) へき地拠点病院における医師不足状況 (全医師数が標準医師数^{は3)}を下回る場合)

全国:44 施設(263 施設中)、割合 16.7 %

北海道・東北:12施設(39施設中)

関東・甲信越: 3施設(30施設中)

東海・北陸:5施設(39施設中)

近畿: 3施設(23施設中)

中国・四国:15施設(84施設中)

九州・沖縄:6施設(48施設中)

註3) 医療法施行規則第19条に規定する標準医師数

都道府県におけるへき地医療を担う医師の育成状況について

①へき地に勤務することを義務づけた地域枠等の実施状況

平成21年7月31日現在

\Box				^8	き地の地域枠等の実施	- 状況	
ļ	都道	[府県	- 1	(1)へき地に勤務する ことを義務づけた地元 医大の地域枠の有無	(2)へき地に勤務する ことを義務づけた奨学 金制度の有無	(3)都道府県が出資する、へき地関係寄付講座(地元医大)の有無	磺考
1	北	海	道	×	×	×	地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし
2	青	森	県	×	×	×	
3	岩	手	県	×	×	×	義界づけはしていないが、県内にへき地が多いため、へき地医療に従事する者は必然的に多くなるものと見込まれるとのこと。
4	宮	城	県	×	×	×	
5	秋	H	県	×	×	×	
6	Щ	形	県	×	0	. ×	·
7	福	8	県	× .	0	×	
8	茨	城	県	×	×	×	
9	栃	木	県	×	. ×	×	
10	Z¥	馬	県	×	×	×	
11 2	埼	₹	県				へき地なし
12	Ŧ	葉	果				へき地なし
13	東	京	都	. 0	0	×	
14	†	東川	県				へき地なし
15	射	温	県	0	0	×	
16	B	ш	県	×	×	×	
17	石	Ш	県	×	×	0	地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし。寄付府講座に対する21年度予算 30,000千円
18	福	井	県	×	×	×	
19	ш	梨	県	×	×	×	
20	Į.	野	県	×	×	×	
21	岐.	₽	県	×	×	. 0	奨学金に「へき地」に関する規定なし。寄付講座に対する21年度予算20,000千円
22	#	(E)	県	×	×	×	
23	爱	如	県	×	×	×	石財法度ではないが、へき地医液研修会を毎年開催し、へき地医療に対する動機付けを行っている。
24	=	重	県	x .	0	0	
25	进	質	県	×	×	×	
26	京	都	府	0	0	×	
27	大		府				へき地なし
28	兵		県	×	0	0	
29			県	×	0	×	
\dashv		秋山	\dashv	0	0	×	
31			県	×	×	×	
32			県	0	0	×	地域医療講座に県の財政負担なし
33			県	×	×	×	地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし。
34			県		0	×	
35			県	O ×	0	0	寄付講座に対する平成21年度予算25,000千円 ※地域特別作があり、この作で入字した省は右の権を事業官与が受けられ、効果的にへき地動制に従来することになる。しかし、このもは自体にへき地動制
			界	×	×	×	無限付けられてはいない。 奨学金に「へき他」に関する規定なし。
37			景	× 0	0	× 0	
38			県	×	×	0	寄付講座に対する平成21年度予算32,000千円 地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし。寄付講座に対する平成21年度予算25,000千円
40			栗	× ×	×	×	ででは、ステルで、このにに関するがたべるし。町の側はに対する下板と1年度で基と3,000下筒
41			県	×	×	×	
42			県	×	0	0	地域枠に「へき地」に関する規定なし。客付講座に対する平成21年度予算20,000千円
43			県	×	×	0	
44			県		0	×	
45			県	× ,	0	×	
		 兒 島		0	0	×	鹿児島大学への委託事業としてセミナーを実施
47			県		0	×	CASS
		の合計	-	11			

厚生労働省医政局指導課教急・周産期医療等対策室調べ

②へき地勤務を義務づけた奨学金等を利用した卒業生のへき地勤務状況

※地域枠及び奨学金制度が存在すると回答した都道府県への追加調査

						•	※地域枠及び奨学金制度が存在すると回答した都道府県への追加調査
都:	道府	牙焊	名	①へき地勤務の義務付けの奨学金制度・地域枠を利用した卒業生が 医師(研修医含む)として貴都道府 県で働いていますでしょうか?ある 場合は〇を、無い場合は×を選ん でください。	②へき地勤務義務付けた制度 を活用した卒業生は、貴都道 府県内に何人おられるでしょう	③②でご回答いただきました卒業 生のうち、へき地において短期間 も含め勤務した医師は何人おられ るでしょうか?(人)	礦考
Ш	Ħ	3	県	0	3	3	
福	<u></u>	5	県	0	2	0	※当然免除に係る勤務期間外
東	穿	Į	都	×	, 0	0	
新	湛	3	県	0	1	0	現在臨床研修中
Ξ	1	İ	県	Ο	6	0	・三重県では、三重県医師修学資金制度があり、制度を利用した卒業医師は6名おります。ただ、6名は、臨床研修2年目が1名、臨床研修1年目が5名で、臨床研修を終了した医師はまだおりません。 ・地域枠は三重大学において、平成18年4月入学の学生から導入されたため、地域枠の卒業生はまだおりません。・三重県医師修学資金制度では、へき地勤務義務のあるへき地コースと、へき地勤務義務のない県内勤務医コースがあり、コース選択は、貸与の際に決定するのではなく、臨床研修2年目に行うこととしています。そのため、現在卒後2年目の臨床研修医もまだどちらのコースも選択していないため、純粋なへき地勤務義務のある卒業生医師はまだおりません。
京	都	.	府	0	2	0	2人とも他県で研修中
和	歌	山	県	×	0	. 0	
兵	庫	į	県	. 0	62	60	
奈	良		県	×	0		卒業生はまだいない
島	根	!	県	0	8	2	5人は初期研修医で今後へき地にて勤務予定。 1名が島根大学附属病院で勤務中(現在県内勤務中で、 来年度へき地勤務予定)
広	島		県	0	2	0	現在研修医1年目(県外1人 県内1人)
Ш			県	×	0	0	
徳	.8,		県	0	2	U	②の2人は5年次より修学资金を受け、県内勤務義務付けが3年であるため、へき地で勤務することはない。(へき地勤務は5年目以降)
愛	媛		県	×	0	0	
大	分		県	×	0	0	
Ę	崎		県	Ο	32	28	※これまでに修学資金を貸与した者(現学生を除く)122 人 ※うち現在勤務中の医師32人 ※義務終了後、退職した者及び中途離脱した者の所在地 は把握していません。 ※③は②から研修医を除いた数
<u>\$</u>	崎		県	0	5	1	※現時点では卒後1~2年目の研修医が5名おり、早ければ来年度からへき地への派遣が可能である。 臨床研修2年目 1名、臨床研修1年目 5名 ※②は自治医大卒業生を除く ※③は臨床研修プログラムの地域医療実習
鹿り	凡 .	B, .	県	×	0	0	
中	糺		県	0	8	0	
	合計	t		12	133	94	

厚生労働省医政局指導課教急・周産期医療等対策室調べ

※地域枠、奨学金、講座があると回答した都道府県に対する追加調査

				へき地勤務の義務づけ	のある地域枠について	へき地勤務の義務づけ	ナのある奨学金について	都道府県が出資するへき地	関係寄付講座の内容について	—————————————————————————————————————
都;	道府	于県	名	地域枠で入学した学生には、一般枠で入学した学生との間で、在学中に取り扱いの区別はありますか?ある場合は〇を、無い場合は×を選んでください。	てください。	奨学金を受けた学生には、その他の学生との間で、在学中に取り扱いの区別はありますか?ある場合は〇を、無い場合は×を選んでください。	有りの場合、その内容を書い	へき地や離島実習がカリキュ ラムに含まれていれば、〇を 無い場合は×を選んでくださ	へき地や離島実習が臨床研	um - J
ш	Я:	<u>.</u>	県	-		0	年1回、夏季休暇を利用した 病院実習に参加していただく ことにしている	_	-	
福	島	8	県	_		×		_	-	
東	穿	Ę	都	0	・都の地域医療についての講義(一般学生も含む) ・島しょ研修の実施	0	・都の地域医療についての講義(一般学生も含む) ・島しょ研修の実施	×	× ·	
新	湛	3	県	×		×		<u>-</u>	-	
石	Jī	l	県	-			,	0	検討中	
岐	阜	L _	県	-		_		×	×	
=	重	Ì	県	-		×		×	×	
京	都	3	府	×		×		-		
Ę.		 [県	-		0	毎年夏に開催するへき地等 での研修会への参加	0	×	
奈	良	!	県	· -		, ×		_	-	
F D	歌	Ш	県	×		×		_	. –	
島	根	!	県	×		×		-		
<u></u>	<u>\$</u>	-	県	×	○県が主催する地域医療セミナーに地域枠の学生は強制参加、他の学生は任意参加。 ○1年生後期の病様早期体験実習で、一般枠の学生にはない「地域医療」枠1日を検討中。 ※いずれも区別とはまでは言えないと考えている。	×	同左	_	-	

③へき地医療を担う医学生等に対する特別のカリキュラム等の設定について

				へき地勤務の義務づけのある地域枠について		へき地勤務の義務づ	ナのある奨学金について	都道府県が出資するへき地	関係寄付講座の内容について	備考
Щ	_		県	x		×		×	×	[問2関係] 県は年1回貸付学生の意識付けや県医 療事情周知の機会設けている。 大学では奨学金によらず、全学生が地 域医療に関心を持つ教育を推進するス タンス。
徳	島	i	県	_		- x		0	0	
愛	媛		県	0	一般枠生に先駆けて、低学 年時から、地域実習をカリ キュラムに組み込んでいる。	0	一般枠生に先駆けて、低学 年時から、地域実習をカリ キュラムに組み込んでいる。	0	×	本県の寄附講座(地域医療学講座) は、臨床研修まで射程に含めたものではない。
高	知		県	. –		_	***************************************	0	×	
長	崎		県	_		×		0	×	
熊	本		県	_		_		×	×	
大	分		県	×		×			_	
宫	崎		県			0	・県が主催する夏季医学生 へき地医療実習体験事業へ の参加義務付け ・宮崎大学医学部講座(高校 生向けの説明会)の協力	-	-	· .
鹿	児	島	県	×		×		-	_	
沖	縄		県	0	離島実習を必須化 (その他学生は選択) 県の離島医療セミナーへ優 先的に参加できる	0	離島実習を必須化 (その他学生は選択) 県の離島医療セミナーへ優 先的に参加できる	_	-	
-	合計	t		3		6		6	1	

厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室調べ

資料4一

義務付け奨学金に関する調査

※この調査で言う「義務付け奨学金」とは、「給付の条件として、卒業後に都道府県の指定する地域で勤務することが義務付けられる奨学金」を言う。

※上記「指定地域」について、本調査ではへき地以外も含むものとする。

							※上訂
	春	道府	贝名	養務付け奨 学金の有無	義務付け奨学金の給 付を受けられる最高年 次について	義務付け奨学金の義務年限の計算方法	
1	北	海	道				
2	音	森	·	0	①医学部入学~1年次 まで	<込前大学医師修学資金>(特別枠)支援期間×1.5倍(一般枠)支援期間×1倍(学士枠)支援期間×1.5倍	
					⑥医学部6年次まで	<青森県医師修学資金> 支援期間×1.5倍	修ま
3	岩	手	県			·	r:
4	宫	城	県	0	⑧臨床研修2年目まで	貸付年数と同年数(臨床研修期間含む)	
5	秋	田	県	0	⑧臨床研修2年目まで	・医学生 奨学金を受けた年数 × 1.5 ・ ・	
6	ıЩ	形	県	0	⑥医学部6年次まで	貸与期間の1.5倍	
7	福	<u>.</u>	県	0	⑥医学部6年次まで	○福島県県立病院医師修学資金 奨学金を受けた年数×1 ○福島県へき地医療医師確保修学資金 奨学金を受けた年数×1 ○福島県緊急医師確保修学資金 【第1種】要学金を受けた年数×1.5 【第2種】奨学金を受けた年数×1.5	
8	茨	城	県	0	⑥医学部6年次まで	①月額10万円の場合 奨学金を受けた年数×1.0倍 ②月額15万円の場合 奨学金を受けた年数×1.5倍	
9	栃	木	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5(初期臨床研修期間を除く)	
10	群	馬	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数 × 5/3	
11	埼	<u></u>	県	×			-
12	Ŧ	葉	県	×			
13	東	京	都	0	⑥医学部6年次まで	奨学金賞与期間×1.5	
14	神系	奈川	県				
15	新	潟	県				

※青森県では、弘前大学の医学部生(主に青森県出身者)を対象とした「弘前大学医師 修学資金」と県外医学部生(青森県出身者)を対象とした「青森県医師修学資金があります。

このうち、大学が設置する「地域枠」と連動するものは、「弘前大学医師修学資金」の「学士枠」のみです。(弘前大学 学士入学「青森県内枠」と連動。)

上記の奨学金(群馬大学医学部地域医療枠(群馬県緊急医師確保修学資金制度))のほかに、小児科、産婦人科、麻酔科等の特に医師不足の深刻な診療科の 医師を志す方を対象とした奨学金制度も設けています。

√(なお、対象者は、①研修医(初期臨床研修医、後期研修医)、および②大学院生 となっております)

•東京都地域医療医師奨学金(特別貸与奨学金)

対象…順天堂大学又は杏林大学が行う東京都地域枠入学試験に合格した、入学し た者

貸与期間…6年次まで

返還免除条件…医師免許取得後、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療 のいずれかの領域で貸与期間の1.5倍の期間、東京都が指定する医療機関に医師 として従事すること

	都	道府	県名	養務付け奨 学金の有無	養務付け奨学金の給 付を受けられる最高年 次について	義務付け奨学金の義務年限の計算方法
16	Ē	Щ	県	0	⑥医学部6年次まで	特定診療科枠(小児科、産科、麻酔科、救急科、総合診療科) 要学金を受けた年数×1.5倍 公的病院枠 奨学金を受けた年数×2倍
17	石	Ш	県			
18	褔	井	県	0	⑤医学部6年次まで	臨床研修および医師としての勤務した期間の合計が9年間
19	ш	梨	県	0	⑥医学部6年次まで	1種(医学部在学者) :3年以上の期間 2種(山梨大学医学部在学者のみ):給付期間の3/2に相当する期間以上 3種(山梨大学大学院在学者のみ):3年以上の期間
20	長	野	県			
21	岐	\$	県	0	⑥医学部6年次まで	第1種修学資金・・・修学資金貸付年数×1.5 第2種修学資金・・・修学資金貸付年数と同期間(貸付期間が2年未満の場合は2年)
22	静	圌	県			
23	愛	知	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5(臨床研修期間を含む)
24	Ξ	重	県	0	⑥医学部6年次まで	貸与年数にかかわらず、 〇県内勤務医プログラム: 県内10年勤務(へき地養務なし) 〇へき地プログラム: ・小児科、産婦人科コース 県内6年勤務(へき地勤務2年) ・内科、外科コース 県内7年勤務(へき地勤務4年)
25	滋	賀	県	0	⑥医学部6年次まで	①緊急医師確保対策に基づく医学部増員に対する奨学金; 奨学金賞与年数×1.5倍 倍 ②県単独事業(産科、小児科または麻酔科に就くことを条件): 4年間の奨学金賞与に対し、5年間の義務年限
26	京	都	府	0	上限なし	奨学金を受けた年数×1
27	大	阪	府	0 ,	⑧臨床研修2年目まで	奨学金を受けた年数×1.5
28	兵	庫	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数(=6年間に限る)×1.5
		_		0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5
29		良	果	0	臨床研修2年目までに 学生が希望する年次 (1年次でも複数年次で	奨学金を受けた年数×1.5
30	和	歌山	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金の貸与期間×1.5倍
31	鳥	取	県	0	⑥医学部6年次まで	緊急医師確保対策奨学金(鳥取大学特別養成枠) ・貸付期間×1.5倍の期間を県職員として、知事の指定する県内医療機関に勤務
32	•	根		0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1 (医学生地域医療奨学金)
_				0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5 (緊急医師確保対策奨学金)
33	圈	Щ	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5倍

※「地域を指定」ではなく「(へき地等の)医療機関を指定」しており、対象に「知事が指定する医療機関」を含む ※奨学金を受ける年数は医学部入学時から6年次までに限る(留年した場合

メ奨学金を受ける年数は医学部入学時から6年次までに限る(留年した場合は貸与しない)

これらの他、島根大学医学部に在学する1年から5年までの医学生に対し、連続する2年度内に2回を限度に貸与する制度もあり。(義務年限は6年間)

	都	道府	只名	義務付け奨 学金の有無	義務付け奨学金の給 付を受けられる最高年 次について	義務付け奨学金の義務年限の計算方法
34	広		県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金貸付期間の2倍に相当する期間内(返還猶予期間)に、奨学金貸付期間の1 5倍(必要従事期間)、広島県内の公的医療機関等に従事し、必要従事期間の1/2 に相当する期間、次のいずれかに従事した場合。 ① 中山間地域の公的医療機関等 ② 別途知事が指定する診療科
35	山	D	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金(修学資金)の貸与年数×1.5倍 (前提) ○ 卒業2年以内の医師免許取得 ○ 臨床研修終了後にカウント開始。貸与年数の2倍期間内で。
36	徳	島	県	0	⑥医学部6年次まで	修学資金貸与期間の1.5倍
37	香	М	県	0	⑥医学部6年次まで	 奨学金を受けた年数×1.5
20		媛		0	⑥医学部6年次まで	9年間
J8	*	坡	ж.	0	⑨その他(大学5年~ 後期臨床研修期間の うち、2年若しくは3年	奨学金を受けた年数と同期間
39	高	知	県	0	⑧臨床研修2年目まで	奨学金を受けた年数×1.5
40	褔	础	県	×		
41	佐	賀	県	×		
42	Ę	熵	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×2(専門課程から貸与の場合は1.5倍)
43	熊	本	県	0	⑥医学部6年次まで	貸与期間の1.5倍に相当する期間
44	大	分	県			
45	宫	崎	県	0	⑥医学部6年次まで	貸与を受けた年数×1.0
46	鹿	児島	県	0	⑥医学部6年次まで	※貸与の種別により違う。以前送付した貸与制度一覧のとおり 条例上は 1年次入学者は初期臨床2年+実務研修1年+勤務6年 2年次入学者は初期臨床2年+実務研修1年+勤務4年 5・6年生枠は初期臨床研修2年+貸与期間
47	沖	縄	県	0	⑥医学部6年次まで	県内の臨床研修指定病院にて初期臨床研修修了後、引き続き専門研修を3年以内 修了し、下記の期間勤務 ・貸与期間 6年 : 4年勤務 ・貸与期間 5年~4年:3年勤務 ・貸与期間 3年 : 2年勤務

佐賀県では特定の診療科(不足診療科)の勤務を条件とした奨学金のみであるため、(1)は「×」で回答しています。

- 1. 勤務期間には臨床研修期間(2年間)を含みます。
- 2. 勤務期間中に、大学院への進学、傷病、災害などやむを得ない理由により指定された医療機関での勤務が一時的に困難になった場合は、承認を得ることにより、継続して当該勤務に従事したものとみなします。ただし、その期間は当該勤務期間に算入しません。3. 貸与期間の1. 5倍に相当する期間を計算する場合において、1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定するものとします。

※厚生労働省医政局指導課教急・周産期医療等対策室調べ ※平成21年9月16日回答分

へき地医療支援機構の活動状況

平成20年度実績による

				責任担当官(医師)がへ		専任担当官(医師)業務別従事時間		1		平成20年度実績による
	都训	鱼府罗	. 名	李仙1-月日十工学241-9	へき地診療所への代 診	機構の本来業務(代 診医派遣調整等)	拠点病院の業務 (外来等)	その他(へき地医療 関係業務以外)	医伏托丝	4. 代診 医派遣件 数(年内)	编考
1	北	海	道	③2~3日	①0~1日	③2~3目	①0~1日	③2~3日	0	0	
2	青	森	県	①0~1日		①0~1日		⑤4~5日	2	2	
3	岩	Ŧ	県	②1~2日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	①0~1日	0	0	
4	2	城	県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	1	32	
5	秋	Ħ	県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	⑤4~5⊞	0	0	
6	岩	手	県	②1~2日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	①0~1日	0	0	
7	福	A	県	①0~1日		①0~1日			4	4	·
8	茨	城	県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	113	113	
9	栃	*	県	①0~1日			⑤4~5日	①0~1日	0	0	
10	群	馬	県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	④3~4日		3	3	
11	埼	X	県								へき地なし
12	T	莱	県								へき地なし
13	東	京	都	④3~4日	①0~1日	③2~3日	①0~1日	②1~2日	72	72	-
14	#	亲 川	県	*							へき地なし
15	新	潟	県	①0~1日		①0~1日			0	0	
16	玄	Щ	県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1B	0	0	
17	石	Щ	県	<u>(</u> \$4~5∃	-	⑤4~5日			3	3	
18	福	#	県	③2~3日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	37	37	
19	Ш	梨	県								機構未設置
20	長	野	県	l.							機構未設置
21	岐	阜	県	②1~2日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	①0~1日	7	7	
22	静	133	県	①0~1日		①0~1日			40	34	
23	愛	知	県	⑤4~5日	①0~1日	②1~2日	③2~3日	①0~1日	107	105	
24	Ξ	ı	県	④3~4日		④3~4日			17	17	
25	滋	賀	県	②1~2日	①0~1日	①0~1日	④3~4日	①0~1B	50	50	
26	京	都	府	②1~2日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	①0~1日	0	.0	
27	大	五	府						†		へき地なし
28	兵	庫	県	©4~5⊟	①0~1 B	⑤4~5日	①0~1日	①0~1日	0	0	
29	奈	良	県	②1~2日	②1~2日	②1~2日	④3~4日	①0~1日	8	8	
30	和	歌山	県	L							 専任担当官を設置していない。また代跡医等の派遣調整も行っていない。
31	s	取	県	L.					50	50	機構未設置(代診医派遣業務は県が代行)
32	島	根	県	⑤4~5日	①0~1日	⑤4~5日	①0~1日	①0~1B	280	280	
33	(20)	ш	県	②1~2日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	①0~1日	23	23	
34	広	島	県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	⑤4~5日		100	96	
35	ш	п	県	⑤4~5日	②1~2日	②1~2日	②1~2日	①0~1日	22	22	
36	徳	島	県	⑤4~5∄	②1~2日	④3~4日				870	代診療は事務の計画に基づいて派達するため障時依頼を受けているわけではない
37	香	Ш	県	⑤4~5日	②1~2日	③2~3日	②1~2日	1	207	207	
38	愛	援	県	④3~4日	②1~2日	②1~2日			216	216	
39	高	知	県	④3~4日	③2~3日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	106	106	
40	福	H	県	①0~1日		①0~1日		T			
41	佐	質	県								機構未設置
42	長	崎	県	@3~4⊟	①0~1日	④3~4日	①0~1日	①0~1日	15	15	
43	熊	本	県	⑤ 4∼5₿	①0~1日	④3~4日	②1~2日	①0~1日	6	6	
44	大	分	県	\$4~5⊞	①0~1日	④3~4日	①0~1日	†	39	39	
45	宫	崎	県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1B	0	0	
46	鹿	児島	婐	②1~2日		②1~2目			48	47	-
47	沖	縄	県	©4~5B	①0~1日	⑤4~5日	①0~1日	 	9	9	

厚生労働省医政局指導課教急・周産期医療等対策室調べ

へき地医療拠点病院における医師の充足状況及び活動実績

	7				r	···-			1						平	成20年度	実績による
					M÷+	AE ##	福港医杯	一日平均	一日平均	遠隔医療 実施(※	二次教急	地域医療 ラムの有料	研修プログ 脈(※4)	平成20年	度へき地図	医療活動実	績
	都	道府	県名	施設名	数	全医師数 (※1)	数(※2)	入院患者 数(一般)	外来患者	3) 又は教 命教急セ ンターの有	1944 春 都 加	(1)有無	等の関与	(1)巡回		(2)医師 派遺実施	(3)代診
	_									無		,	の有無(※ 5)	実施回数	受診患者 延べ数	回数	施回数
1	北	海	道	北海道立江差病院	150	17.5	14.4	88.7	341.7	×	0	0	0	0		0)
2	北	海	道	八雲総合病院	218	32.5	35.6	216	658,1	遠隔	0	0	0	61	1,024	61	
3	北	海	道	JA北海道厚生連 倶知安厚生病院	232	32.6	30.6	195.0	669.0	×	0	0	0	2	11	0	
4	北	海	道	岩見沢市立総合病院	369	43.8	53.0	325.4	1,088.4	×	0	×	×	0	0	0	
5	北	海	道	砂川市立病院	418	73.7	43.7	322.6	1,043.6	×	0	×	×	0	0	0	
6	北	海	道	深川市立病院	270	24.9	28.0	214.4	657.1	×	0	0	0	0	0	0	
7	北	海	道	総合病院 伊達赤十字病院	254	30.5	31.3	201.6	638.3	×	0	0	×	34	33	0	,
8	北	海	道	総合病院 浦河赤十字病院	218	29.1	27.8	174.0	662.0	×	0	×	×	60	517	0	
9	北	海	道	名寄市立総合病院	304	61.8	44.4	271.6	1,057.4	救命	.0	×	×	42	182	. 0	
10	北	海	道	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	199	30.5	27.2	172.0	665.4	×	0	0	×	0	0	0	
11	北	海	道	留萌市立病院	304	36.9	24.3	185.5	519.3	×	0	0	×	0	0	0	
12	北	海	道	北海道立羽幌病院	120	9.9	9.6	53.2	253.1	×	×	0	×	0	0	0	
13	北	海	道	市立稚内病院	262	35.0	37.3	184.0	996.0	遠隔	0	0	0	36	111	23	
14	北	海	道	北見赤十字病院	613	87.6	49.1	362.4	1,127.5	救命	0	0	×	0	0	0	(
15	北	海	道	JA北海道厚生連 遠軽厚生病院	296	46.0	39.8	231.0	955.0	×	0	0	×	7	36	0	(
16	北	海	道	北海道立紋別病院	168	12.7	8.4	34.1	299.7	×	×	×	×	0	0	0	(
17	北	海	道	JA北海道厚生連 蒂広厚生病院	678	142.6	88.5	642.0	1,841.0	救命	0	0	×	3	44	0	(
18	北	海	道	市立釧路総合病院	549	89.6	64.0	487.2	1,430.7	教命	0	0	×	0	0	12	(

※1:赤字は全医師数が標準医師数を下回っていることを示す。 ※2:医療法施行規則第19条第1項に基づく数

※3:遠隔医療によりへき地診療所の支援を行っている場合のみ〇

※4:実際にへき地・離島医療が経験できる臨床研修プログラムを病院として用意しているか。 ※5:その臨床研修プログラムの策定に、機構が関与しているか。

資料 0

			F県名		40.00			一日平均	一日平均	遠隔医療 実施(※	二次救急	地域医療 ラムの有象	研修プログ 素(※4)	平成20年	度へき地質	医療活動実	綾
	都道		施設名	一般病床 数	全医師数 (※1)	標準医師 数(※2)	入院患者数(一般)	外来患者	3)又は救 命教急セ	ークなる 輪番参加 の有無	(1)有無	(2)機構 等の関与	(1)巡回	多療	(2)医師	(3)代診 医派遣宴	
								X (X /	 .	ンターの有 無	os H aw	(1)79 ##	の有無(※ 5)	実施回数	受診患者延べ数	水理失施 回数	施回数
19	北	海	道	町立中標津病院	180	22.9	22.5	84.4	759.7	×	0	×	×	. 0		0	C
20	青	森	県	外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院	50	5.2	6.6	50	176	×	×	0	×			180	51
21	青	森	県	鰺ヶ沢町立中央病院	100	8.4	7.8	41	183	×	×	×		78	1,290		
22	Ħ	森	県	三戸町国民健康保険三戸中央病院	144	10.5	13.2	81.4	355.9	×	×	×		36	137	36	
23	青	森	県	一部事務組合下北医療センター むつ総合病院	380	62.0	49.6	341.4	1277	×	0	0	×			33	19
24	青	森	_	一部事務組合下北医療センター 国民健康保 険大間病院	48	6.4	6.7	32.8	204.6	×	×	0	0			50	
25	青	森	県	北部上北広域事務組合 公立野辺地病院	180	14.0	16.3	110.4	428.8	×	×	0	×	24	155	49	
26	岩	手	県	社会福祉法人恩賜財団岩手県済生会岩泉病院	98	7.0	9.0	83	167	×	×	×		43	1,607	0	0
27	宮	城	県	涌谷町国民健康保険病院	80	10.3	11.9	74	275	×	0	0	×	0	0	0	0
28	宮	堿	県	公立黒川 病院	170	12.0	9.5	118.8	200.7	×	×	0	×	0	0	0	58
29	秋	Ħ	県	秋田県厚生農業協同組合連合会 鹿角組合総合	292	25.6	28.1	206	682	×	×	×	×	87	319	87	9
30	秋	æ	県	男鹿みなと市民病院	180	14.8	13.8	122.9	284.5	×	×	×	×	0	0	98	0
31	秋	B	県	北秋田市上小阿仁村病院組合 公立米内沢総合病院	118	9.9	9.7	44.2	294.3	×	0	×	×	51	0		
32	秋	œ	県	秋田県厚生農業協同組合連合会 由利組合総合病院	664	74.0	64.0	512	1,362	×	0	0	×	145	499		
33	秋	Ħ	県	秋田県厚生農業協同組合連合会 平鹿総合病院	586	88.2	58.7	517	1194	×	0	0	×	102	98	102	O
34	ш	形	県	山形県立中央病院	663	152.3	61.0	532.3	1050.8	教命	×	0	×				3
35	Щ	形	県	山形県立新庄病院	465	50.0	43.0	347	905	×	×	0	×				75
36	ш	形	県	公立置賜総合病院	500	92.6	48.8	457.9	932.9	教命	×	×	×				0
37	山	形	県	日本海総合病院	525	78.0	40.2	451.2	913	×	×	×	×				
38	福	島	県	福島県立宮下病院	32	5.4	3.0	19.5	77.9	遠隔	×	×	×			242	
39	福	島	県	福島県立南会津病院	100	12.2	9.4	58.8	254.4	×	×	×				24	
40	茨	堿	県	茨城県立中央病院	500	114.6	42.1	375	802	×	×	0	×	0	0	42	O

		- 11- 1650						一日亚均	一日平均	遠隔医療 実施(※	二次教急	地域医療	研修プログ R(※4)	平成20年	度へき地図	療活動実	綾
	都道		施設名	一般病床 数	全医師数 (※1)	標準医師 数(※2)	入院患者数(一般)	外来患者		輪番参加	(1)有無	(2)機構 等の関与	(1)巡回影		(2)医師 派遣実施	(3)代診	
								X X X X	~	無	07 FJ MK	\\ / 	の有無(※ 5)	実施回数			施回数
41	茨		- 1	石岡第一病院	126	21.2	15.5	89	376	×	0	×	×	0	0	2	2
42	茨	城	県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済 生会 常陸大宮済生会病院	160	17.0	8.0	100	215	×	×	×	×				20
43	茨	城	県	北茨城市立総合病院	210	19.2	16.3	101	467.1	×	0	×		50	603	50	
44	栃	木	県	大田原赤十字病院	556	83.5	40.0	363.7	714.8	救命	0	0	×	51	530	51	
45	栃	木	県		400	53.0	28.6	287.2	568.5	×	0	0	0	25	245	25	(
46	栃	木	県	上都賀総合病院	394	56.6	38.5	264.3	857	×	0	×		146	741	146	(
47	栃	木	県	南那須地区広域行政事務組合立那須南病院	100	15.4	12.9	83.9	283.8	×	0	0	×	82	370		
48	枥	木	県	佐野市民病院	166	19,5	10.0	34.1	232.3	×	×	×					97
49	栃	木	県	日光市民病院	55	12.2	9.0	37.6	209.3	×	0	0	×	100	919	0	(
50	栃	木	県	獨協医科大学日光医療センター	199	30.2	18.3	162.7	336.3	×	0	0	×				
51	群	馬	県	独立行政法人 国立病院機構 沼田病院	199	16.0	12.7	125.8	250.3	×	0	0	×	99	1,429	178	(
52	群	馬	県	社団法人地域医療振興協会 西吾妻福祉病院	74	12.4	8.0	54.7	139.5	×	×	0	×	0	0	0	3
53	東	京	都	東京都立広尾病院	452	164.0	47.1	394	748	遠隔、救命	0	0	×	0	0	9	1
54	新	潟		新潟県厚生農業協同組合連合会 村上総 合病院	263	31.5	29.3	227	727	遠隔	0	0	×			9	
55	新	澙	県	新潟県立津川病院	67	8.7	7.4	45	215.8	×	0	×	×	50	1,620	45	45
56	新	澙	県	南魚沼市立ゆきぐに大和病院	161	24.2	21.6	125.9	527	×	0	0	×	26	669		
57			.,	新潟県立十日町病院	275	28.6	26.9	240.1	591.9	×	0	0	×	61	241	52	
58	新	潟	県	新潟県厚生農業協同組合連合会 糸魚川総合病院	269	33.5	31.0	244.76	764.61	×	0	0	×			80	
59	新	潟	県	佐渡市立両津病院	99	9.5	9.6	74.5	269.6	×	0	×	×	102	1,007		
60	新	澙		新潟県厚生農業協同組合連合会 佐渡総合 病院	422	39 7	47.7	373	1,218	×	0	0	×	51	569	149	
61	富	Ш	県	黒部市民病院	414	82.5	45.0	384.4	953	救命	0	×	×	134	270	0	C
62	富	山	県	かみいち総合病院	159	23.3	22.1	124	490	×	0	0	×	124	705	0	C

)

		富山県			40.00	A = 47.16		一日平均	一日平均	遠隔医療 実施(※	二次教急	地域医療ラムの有効	研修プログ 無(※4)	平成20年	度へき地間	医療活動実	續
	都		施設名	一般病床 数	全医師数 (※1)	標準医師数(※2)	入院患者数(一般)	外来患者	3)又は教命教急セ	輪番参加	(1)有無	(2)機構 等の関与	(1)巡回記	多療	(2)医師	(3)代診 医派遣実	
	<u> </u>								ンターの有 無		(1)19300	の有無(※ 5)	実施回数	受診患者延べ数	水理失池 回数	施回数	
63	×	山	県	金沢医科大学氷見市民病院	368	34.5	19.5	158	473	×	0	0	×	192	1	0	0
64	富	山	県	市立砺波総合病院	470	79.0	50.2	362.1	999.2	教命	0	0	×	75	477	0	0
65	×	Щ	県	公立南砺中央病院	145	13.5	12.4	90	314.6	×	×	0	×	11	33	0	43
66	塞	ш	県	南砺市民病院	180	21.4	17.6	132.4	390	遠隔	0	0	×	0	0	0	49
67	石	Ш	県	公立つるぎ病院	99	14.1	12.0	82	267	遠隔	×	0	0	72	475		25
68	石	Ш	県	公立穴水総合病院	100	15.8	16.8	97	492.1	×	×	0	×	70	213	70	
69	石	Л	県	公立能登総合病院	4	61.0	44.0	0	998.3	救命	0	0	0	72	536	72	0
70	石	Ш	県	珠洲市総合病院	167	17.3	19.7	119.5	576.2	遠隔	0	0	×	97	353		_
71	石	Ж	県	市立輪島病院	150	15.7	20.9	117.96	529.2	遠隔	×	0	×	0	0	19	1
72	石	Щ	県	石川 県 立中央病院	662	148.0	59.0	536	960	教命	×	0	0	0	0	0	0
73	福	井	県	福井県立病院	682	130.0	87.0	549	1296	救命	0	0	0				16
74	福	井 	県	公立 丹南病院	199	31.7	20.4	134.2	573.8	×	0	×					11
75	福	井	県	杉田玄白記念 公立小浜病院	306	46.7	36.0	202	801	救命	0	0	×	168	1,638		10
76	ш	梨	県	大月市立中央病院	243	16.8	13.7	71	251	×	×	×	×	80	768		-
77	ш	梨	県	市川三郷町立病院	100	10.8	10.2	58.5	312.2	×	0	0	×	99	511	-	
78	Щ	梨	県	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合 立飯富病院	61	7.5	7.6	56.08	161.72	×	0	0	×	24	160		
79	山	梨	県	北杜市立塩川 病院	54	8.7	8.1	50.9	177.7	×	0	×	×	143	815	-	_
80	長	野	県	長野県立阿南病院	93	10.3	9.6	60.6	249.4	遠隔	0	0	×	51	330	250	
81	長	野	県	飯山赤十字病院	300	32.3	29.8	208	673	×	0	0	0	0		38	0
82	長	野	果	厚生農業協同組合連合会新町病院	100	12.1	11.1	76.8	241.4	×	×	×		24	151	0	0
83	長	野		長野県立木曽病院	211	25.1	23.8	17.1	582	×	0	0	×	24	70	134	0
84	長	野		長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	669	182.4	76.0	594.7	1300.1	教命	0	0	×	12	126	1,460	0

_					A.			一日亚州	- 日平均	遠隔医療 実施(※	二次救急	地域医療 ラムの有料	研修プログ R(※4)	平成20年	度へき地図	医療活動実	績
	都证	直府県	名	施設名	一般病床 数	全医師数 (※1)	標準医師 数(※2)		外来患者	3) 又は救 命教急セ ンターの有	輪番参加	(1)有無	(2)機構 等の関与	(1)巡回記	診療	(2)医師派遣実施	(3)代診 医派遣実
	_									無	- 7 7 M	(17 H) mix	の有無(※ 5)	実施回数	受診患者 延べ数	回数	施回数
85	岐	阜	県	国民健康保険上矢作病院	34	6.2	5.3	33.7	135.4	×	0	0	×	o	0	49	o
86	岐	阜	県	岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院	229	30,8	27.5	185.9	711.1	×	0	0	0	О	0	150	0
87	岐	阜	県	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	383	75.8	41.4	303.8	967.7	救命	0	0	0	o	0	50	0
88	岐	阜	県	高山赤十字病院	506	73.7	39.4	226	823	救命	×	0	×	0	0	93	1
89	岐	阜	県	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	317	34.9	26.7	217.8	554.7	×	0	0	0	0	0	100	2
90	岐	阜	県	郡上市民病院	100	18.6	14.9	89.32	362.36	×	×	0	×	44	401	0	1
91	岐	阜	県	岐阜県立下呂温泉病院	325	27.4	17.0	177.6	427.1	×	0	0	×	1	7	161	2
92	岐	阜	県	市立恵那病院	158	18.1	13.3	118.2	229.6	×	0	0	×	0	0	58	7
93	岐	阜	県	下呂市立金山病院	46	8.0	5.0	43	202	遠隔	0	0	×	0	0	0	1
94	静	岡	県	地方独立行政法人静岡県立病院檯標 静岡県立総合病院	720	154.8	68.6	560.7	1549.1	遠隔	0	0	×	0	0	0	34
95	静			浜松市国民健康保険佐久間病院	40	6.9	5.0	36.6	135.1	×	0	0	0	36	224	0	7
96	静	圖	県	独立行政法人国立病院機構天竜病院	380	19.2	21.1	295.9	113.2	×	0	×		0	0	0	0
97	愛	知		愛知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院	206	33.8	27.6	188.2	684.3	×	0	0	0				
98	愛	知		愛知県厚生農業協同組合連合会 足助病院	153	17.1	16.4	124.8	364.9	×	0	0	0	21	227		
99	愛	知	県	要知県がんセンター愛知病院	276	31.1	20.0	208.4	283.7	遠隔	0	0	0				49
100	愛	知	県	新城市民病院	255	24.6	16.4	113.2	428.1	×	0	0	0				3
101	愛	知	県	東栄町国民健康保険東栄病院	40	6.5	5.1	35.2	119.8	×	0	0	0	75	896		51
102	愛	知	県	豊川市民病院	347	82.0	55.0	342	1303	×	0	×					1
103	愛	知	県	豊橋市民病院	910	199.0	102.0	759	2260	救命	×	×		-			
104	Ξ	重	県	紀南病院	248	25.2	22.3	170	449	遠隔	0	0	0	25	115		4
105	Ξ	重	県	山田赤十字病院	655	122.0	78.0	512.9	1169	救命	0	×	×	0	0	0	3
106	Ξ	重	県	三重県立志摩病院	250	35.8	24.5	178.9	486.3	×	×	0	×				8

					60			一日亚均	一日平均	遠隔医療 実施(※	二次救急	地域医療 ラムの有象	研修プログ R(※4)	平成20年	度へき地図	医療活動実	積
	都達	直府 県	名	施設名	数	全医師数 (※1)	標準医師 数(※2)		外来患者	3) 又は教 命教急セ ンターの有	ー 人 代 心 輪番参加	(1)有無	(2)機構 等の関与 の有無(※	(1)巡回制	療	(2) 医節 派遣実施	(3)代診 医派遣実
107	╆			三重県立総合医療センター						無			5)	実施回数	延べ数	回数	施回数
	╁		\dashv		446		32.0	295	623	教命	0	0	0	0	0	0	
108	Ξ		果	尾鷲総合病院 	199	20.8	24.2	174	488	遠隔	0	0	×	0	0	0	(
109	滋	質	県	伊香郡病院組合立湖北総合病院 	141	18.8	14.1	77	414	×	0	×		141	2,375	119	(
110	滋	賀	県	高島市立公立高島総合病院	210	40.0	24.0	168.2	520	×	0	0	×	51	266	51	50
111	京	都	府	京都府立与謝の海病院	295	51.5	24.4	228	459	×	0	0	0	0	0	121	(
112	京	都	府	京丹後市立 弥 栄病院	152	14.4	18.0	122.2	382.4	×	×	0	×	0	0	45	,
113	京	都	府	京丹後市立久美浜病院	110	13.1	13.0	88	358	×	×	×	.x	0	0	70	(
114	京	都	府	市立福知山市民病院	354	62.5	35.0	275.5	810	遠隔	0	0	×	138	1,882		,
115	京	都	府	国民健康保険新大江病院	36	5.5	4.7	31	93	×	×	×	×	0	0	145	,
116	京	都	府	市立舞鶴市民病院	150	6.7	4.0	23.3	76.1	×	×	×	×	. 122	122	49	
117	京	都	府	綾部市立病院	206	45.6	25.7	185.9	615.6	×	0	0	×	0	0	143	
118	京	都	府	公立南 丹病院	464	91.0	45.0	334	927	×	×	0	×	0	0	151	(
119	京	都	府:	京都市立京北病院	41	8.4	6.5	28	141.8	×	×	×	×	0	0	49	(
120	兵	庫!	果	公立豊岡病院組合立豊岡病院	435	104.0	56.0	404	1,064	救命	×	0	×	0	0	70	(
121	兵	庫!	果	公立八 鹿病院	365	38.0	32.9	319.4	562.1	×	0	0	×	0	0	184	(
122	兵	庫!	果.	兵庫県立柏原病院	303	25.9	8.0	73,1	235.2	×	0	0	×	0	0	52	(
123	兵	庫 !	県.	兵庫県立淡路病 院	407	97.0	41.0	351	784	救命	×	0	0	-	-	-	
124	兵	庫!	果	医療法人社団 新日鎌広畑病院	362	71.1	40.0	295.92	812.23	×	0	0	0	0	0	1	(
125	兵	庫!	R	兵庫医科大学篠山病院	150	27.4	15.0	82.9	370.5	×	0	×	×	0	0	27	(
126	奈	良!	Ŗ.	奈良県立五條病院	199	25.6	27.0	123	243	×	0	×		10	267	33	12
127	奈	良!	Ŗ	奈良県立奈良病院	430	113.0	61.0	342	927	救命	0	×		-	-		
128	奈	良!	果市	市立奈良病院	300	72.3	29.2	234.3	598.9	×	0	0	×			132	29

								一日平均	一日平均	遠隔医療 実施(※	一次数争	地域医療 ラムの有象	研修プログ 帳(※4)	平成20年	度へき地図	医療活動実	績
	都	道序	· 県名	施設名	一般病床 数	全医師数 (※1)	標準医師 数(※2)	入院患者数(一般)	外夹串者	3) 又は教命教急センターの有	二次救急 輪番参加 の有無	(1)有無	(2)機構 等の関与	(1)巡回記			(3)代診 医派遣実
			•							無		() , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	の有無(※ 5)	実施回数	受診患者 延べ数	回数	施回数
129	和	歌	山 県	国保野上厚生総合病院	153	15.4	20.0	56	314	×	×	×	×	0	o	190	
130	和	歌	山 県	社会保険紀南病院	344	76.5	32.9	307	610.3	×	0	0	×			194	
131	和	歌	山県	国保古座川病院	60	5.0	5.0	20.2	148.8	×	×	×	×	0	0	0	. (
132	鳥	取	県	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	250	33.0	21.7	206.9	373.9	遠隔	0	×		11	178	0	(
133	島	相	東	松江赤十字病院	670	115.0	53.6	526.1	774.9	救命	0	0	×	1	16	24	(
134	島	枯	県	安来市立病院	151	16.0	21.0	115.5	265.6	×	0	0	×	0	0	0	(
135	島	椹	. 県	公立雲南総合病院	206	22.6	21.3	153.8	470.1	×	0	0	×	0	0	71	(
136	.	梧	桌	町立奥出雲病院	98	13.4	10.2	83.9	218.0	×	0			0	0	0	(
137	島	栫	県	飯南町立飯南病院	48	4 1	4.2	28.1	141.0	×	0			0	0	46	(
138	島	椐	見	医療法人陶朋会 平成記念病院	60	7.0	7.7	57.0	126.0	×	0			28	260	6	
139	島	枯	東	島根県立中央病院	639	159.0	66.0	567.0	1225.0	遠隔、救命	×	0	0	0	0	97	131
140	島	栝	. 県	島根大学医学部附属病院	576	335.0	112.1	479.0	952.7	遠隔	×	0	0	38	137	651	10,789
141	島	栝	県	出雲市立総合医療センター	199	20.2	14.4	142.2	277.4	×	0	×		0	0	50	C
142	島	栝	県	公立邑智病院	98	11.9	9.4	72.1	207.5	×	0			0	0	0	c
143	島	椐	県	加藤病院	27	6.8	5.2	2.0	106.2	×·	×			0	0	96	C
144	島	根	県	大田市立病院	284	28.0	27.0	160.5	535.1	遠隔	0	0	×	0	0	0	C
145	島	根	県	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	354	42.5	30.1	298.54	502.3	救命	0	0	×	0	0	12	c
146	島	梧	県	済生会江津総合病院	260	26.6	25.4	219.0	479.0	×	0			48	2,400	53	o
147	島	根	県	社会福祉法人 島根整肢学園 西部島根医療福祉センター	56	8.3	6.9	50.0	116.9	×	×	-		0	0	0	o
148	島	椐	県	社団法人益田市医師会立 益田地域医療センター医師会病院	211	19.3	17.2	187.6	118.4	×	0			217	484	218	5
149	島	栶	県	隠岐広域連合立隠岐病院	112	15.0	16.7	85.3	440.9	×	0			48	478	97	0
150	Ē,	根	県	郾岐広域連合立 蹕岐島前病院	20	6.5	5,0	18.0	115.0	遠隔	×			0	0	368	0

								H 亚 to	一日平均	遠隔医療 実施(※	二次教急	地域医療	研修プログ 帳(※4)	平成20年	度へき地間	医療活動実	績
	都道	道府	県名	施設名	一般病床 数	全医師数 (※1)	標準医師 数(※2)	入院患者数(一般)	外来患者	3) 又は教 命教急セ	輪番参加	(1)有無	(2)機構 等の関与	(1)巡回記		(2)医師	(3)代診
								34. A4.7		ンターの有 無	OS PJ MK	f	の有無(※ 5)	実施回数	受診患者 延べ数	派遣実施 回数	施回数
151		Щ	県	岡山済生会総合病院	553	160.4	54.5	497	1077	遠隔	0	0	0	12		147	23
152	PH .	山	県	総合病院岡山赤十字病院	500	109.3	53.2	450	1,139	救命	0	0	×	3	157	72	0
153	岡	Щ	県	鏡野町国民健康保険病院	48	8.3	10.0	41	239	×	0	×	×	0	0	474	13
154		山	県	社団法人 赤磐医師会 赤磐医師会病院	166	13.4	11.0	114	150	×	0	×	×	0	0	189	0
155	圌	Щ	県	高梁市国民健康保険成羽病院	106	7.8	9.4	75.9	185	×	0	0	×	0	0	141	0
156		Щ	県	真庭市国民健康保険湯原温泉病院	50	7.8	7.7	43.04	140.56	×	0	0	×	0	0	332	0
157		山	県	美作市立大原 病院	40	5.2	6.0	34.1	140	×	0	0	0	0	0	242	0
158	P	山	県	医療法人社団思誠会 渡辺病院	60	8.6	7.1	41.6	166.7	遠隔	0	0	×	0	0	127	0
159	Ħ	Щ	県	津山中央病院(H21.4指定)	. 525	102.8	46.4	443.3	910.2	遠隔、救命	0	0	×				
160	広	£	県	県立広島病院	650	155.0	65.0	530	1278	救命	×	0	0				96
161	広	<u>s</u>	県	広島県厚生農業協同組合連合会 吉田総合病 院	166	31.0	28.0	165	629	×	×	0	0			146	
162	広	島	県	安芸太田病院	53	9.7	7.5	39	232	×	×	0	×				23
163	広	<u>B</u> ,	県	独立行政法人 国立病院機構 広島西医療センター	440	37.1	33.6	391.3	356.3	×	0	0	×	12	270		
164	広	島	県	神石高原町立病院	47	8.2	6.0	67.7	124.9	×	×	0	0	23	137		
165	広		県	市立三次中央 病院	350	59.4	46.0	328.9	847.6	遠隔	0	×	×	50	214		
166	広	島	県	総合病院庄原赤十字病院	260	32.8	30.4	267.2	699.8	遠隔	0	0	×	50	310	50	33
167	此		県	山口県立総合医療センター	504	102.0	50.6	447.1	887.4	教命	×	0	0	98	919		44
168	山	п	県	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	530	91.5	47.1	431	749.6	救命	×	0	×	0	0	51	0
169	ш		県	光市立 光総合病院	210	20.2	17.6	140.7	402.8	×	0	×	×			188	
170	ш		乘	萩市民病院	100	16.9	12.1	87.6	275.7	遠隔	0	×				-	30
171	ш	口	県	下関市立中央病院	436	62.4	33.3	330.1	712.4	遠隔、救命	0	×		13	. 24	13	22
172	徳	島	県	德島県立中央病院	440	103.0	38.2	346.9	660.2	遠隔、救命		0				512	8

				***	90	A =====		一日平均	一日平均	遠隔医療 実施(※	二次救急	地域医療 ラムの有象	研修プログ 帳(※4)	平成20年	度へき地	医療活動実	
	都	道府	県名	施設名	数	全医師数 (※1)	標準医師 数(※2)	入院患者数(一般)	外来患者	3) 又は救 命救急セ ンターの有	一 次 ₹ ₺ 加	(1)有無	(2)機構 等の関与	(1)巡回	多療	(2)医師 派遺実施	(3)代診
	-	<u>-</u>								無無			の有無(※ 5)	実施回數	受診患者 延べ数	回数	施回数
173	徳	島	県	徳島県立三好病院	220	25.0	20.0	176.9	404.5	救命						48	
174	徳	島	県	德島県立海部病院	110	11.4	8.7	67.4	203.5		0	0				123	
175	德	島	県	つるぎ町立半田病院	134	18.3	14.5	99	349.9	×	0	×				131	
176	徳	島	県	那賀町立 上那賀病院	40	3.9	4.2	33.8	90.7	×	×	×				100	
177	香][]	県	香川県立白鳥病院	150	17:2	16,5	108.4	440.1	×	0	×		141	296		
178	香	Ш	県	さぬき市民病院	199	36.3	22.9	152.1	535.8	×	0	0	×			94	
179	香	Ж	県	内海病院	154	17.7	16.9	105.6	392.6	×	0	0	×	36	386		
180	香	Ш	県	土庄町国民健康保険 土庄中央病院	94	13.0	14.0	80.1	383.2	×	0	0	×	318	5,328	318	
181	香	Ш	県	香川県立中央病院	631	126.0	53.3	501	1028	救命	0	0	×	:			53
182	耆	Ш	県	かがわ総合リハビリテーション病院	117	10.3	9.5	73.2	186.9	×	×	×					
183	香	Л	県	高松市民病院	347	46.8	30.2	235	646	×	0	0	×				
184	香	Ш	県	高松赤十字病院	589	110.9	55.0	453	1141	×	0	0	×				
185	香	Ш	県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 香川県済生会病院	148	27.4	18.0	101.6	427.2	×	0	0	×				
186	香	Л		香川県厚生農業協同組合連合会 屋島総合病院	310	41.7	33.0	246.9	751,4	×	0	×					
187	香	Щ	県	社会保険 栗林病院	271	32.0	22.0	177.2	478	×	0	×					-
188	香	Ш	県	高松市国民健康保険塩江病院		3.5	3.1		99	×	×	×					3
189	香	Ш	県	高松市国民健康保険香川病院	126	8.7	8.8	61	224	×	×	×					
190	番	Ш	県	香川県立丸亀病院		8.1	7.6		120.7	×	×	×					
191	香	Ш	県	総合病院 坂出市立病院	216	28.9	21.3	144	502	×	0	0	×	98	991	157	99
192	香	Л		綾川町 国民健康保険陶病院	32	8.5	6.6	32.0	209.6	×	×	0	×				56
193	香	Ш	県	香川県厚生農業協同組合連合会 竜宮総合病院	213	28.3	21.1	150	533	×	0	×		-			
194	香	Ш		独立行政法人 労働者健康福祉機構香川労災病院	394	86.9	48.8	366.8	1111.1	×	0	×				37	

								一日並や	一日平均	遠隔医療 実施(※	二次教急	地域医療ラムの有象	研修プログ M(※4)	平成20年	度へき地質	医療活動実	綾
	都	道府	県名	施設名	一般病床 数		標準医師 数(※2)	入院患者数(一般)	外来患者	3)又は教命教急セ	輪番参加	(1)有無	(2)機構 等の関与	(1)巡回點	診療	(2) 医師 派遣実施	(3)代診 医派遣実
.,										ンターの有 無		(1) HJ JAK	の有無(※ 5)	実施回数	受診患者 延べ数	回数	施回数
195	香	川	県	医療法人財団エム・アイ・ユー 麻田総合病院	280	22.6	20.8	215.8	296.1	×	×	0	×				
196	香	Ш	果	三豊市立西香川病院		6.5	5.9		125.9	×	×	×					
197	香	Ж	県	三豊市立永康病院	92	10.3	10.7	68	215	×	0	×					
198	香	Ш	県	三豊総合病院	519	79.0	55.6	493.7	1190.4	遠隔	0	0	×	103	583	141	93
199	愛	媛	県	愛媛県立中央病院	864	237.5	84.4	722.6	1602.6	救命	0	0	0	0	0	0	194
200	愛	媛	県	愛媛県立三島病院	183	11.7	11.7	82	273	×	0	×	×	0	0	0	C
201	愛	媛	県	愛媛県立今治 病院	270	45.0	32.0	224	663	×	0	×	×	0	0	0	c
202	愛	媛	県	国民健康保険久万高原町立病院	49	6.8	5.9	42	127	×	0	0	×	0	0	117	C
203	愛	媛	県	市立大洲病院	180	14.5	16.1	100.5	454.1	×	0	0	×	0	0	0	c
204	愛	媛	県	市立八幡浜総合病院	312	24.9	23.9	202.5	457.3	×	0	0	×	0	0	0	C
205	愛	媛	県	西予市立野村病院	120	11.7	12.3	95.1	288.5	×	0	0	×	508	508	185	C
206	愛	媛	県	市立宇和島病院	435	90.0	51.0	425	1036	救命	0	0	×	0	0	0	C
207	愛	媛	県	鬼北町立北宇和 病院	55	5.7	7.0	43.6	146.2	×	×	×	×	145	148	12	C
208	愛	媛	県	愛媛 県立南宇和病院	199	15.1	18.6	112	490	×	×	×	×	0	0	0	22
209	髙	知	県	国立病院機構高知病院	424	50.3	40.2	402	648.7	×	0	0	0	0	0	0	c
210	高	知	県	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	632	156.8	44.6	489.26	667.53	遠隔、救命	×	0	0	12	147	0	83
211	高	知	県	高知県立安芸病院	258	21.6	15.7	109	446	×	0	0	×	24	221	0	0
212	高	知	県	高知県立幡多けんみん病院	355	47.0	33.0	259.1	691.6	×	×	0	0	12	264	12	· 0
213	高	知	県	本山町立国保嶺北中央病院	131	10.4	9.0	94.4	258.4	×	×	0	×	12	96	52	3
214	高	知	県	梼原町立国民健康保険梼原病院	30	6.4	5.3	24.8	165.5	×	0	0	0	0	0	147	О
215	高	知	県	大月町国民健康保険大月病院	25	4.6	4.3	19.9	114.9	×	×	0	0	0	0	0	0
216	福		県	九州厚生年金病院	575	163.1	49.0	519.4	792	×	0	0	×				21

			_					一日平均	一日平均	遠隔医療 実施(※	二次救急	地域医療 ラムの有	研修プログ 帳(※4)	平成20年	度へき地間	医療活動実	績
	都	直府	県名	施設名	一般病床 数	全医師数 (※1)	標準医師数(※2)	入院患者数(一般)	外来患者	3)又は救命救急セ	輪番参加 の左第	(1)有無	(2)機構 等の関与	(1)巡回	多療	(2)医師	(3)代診 医派遣実
										ンターの有無	-5 /7 ///	(1/1 1) m	の有無(※ 5)	実施回数	受診患者 延べ数	回数	施回数
217	福	岡	県	特定·特別医療法人 陽明会 小波瀬病院	176	27.3	21.3	154.55	406	×	0	×	×	0	0	5	O
218	福	33	県	朝倉医師会病院	300	35.0	18.2	212.4	166.9	×	0	0	×	132	724	0	0
219	長	崎	県	長崎市立琴海病院	61	4.6	4.0	21	130	×	×	0	×			95	
220	長	崎	県	五島中央病院	244	33.0	29.0	191	644	×	0	0	0			160	
221	長	崎	県	奈留病院	52	3 7	4.0	29.6	101.4	×	×	0	×				4
222	長	崎	県	上五島病院	136	22.0	20.0	117	526	×	×	0	×	0	0	0	C
223	長	崎	県	奈良尾病院	60	2.7	3.1	18	84	×	×	×				34	
224	長	崎	県	対馬いづはら病院	154	23.0	21.9	143.6	464.4	×	0	0	0	0	0	196	O
225	長	崎	県	中対馬病院	102	110	13.0	84.8	304.9	×	0	0	×			69	
226	長	崎	県	上対馬病院	60	6.6	6.5	46.3	153.3	×	0	0	×			65	
227	熊	本	県	山都町立国民健康保険蘇陽病院	57	6.0	6.2	48.3	138.0	×	0	×	×			142	
228	熊	本	県	球磨郡公立多良木病院	199	26.2	24.0	166	495	×	0	0	0	0		250	7
229	熊	本	県	上天草市立上天草総合病院	149	20.9	20.3	136.7	506	×	0	0	×	-		281	
230	大	分	県	国東市民 病院	240	20.85	17.1	146.2	352.4	×	×	0	×	77	687	77	12
231	大	分	県	杵築市立山番病院	102	13.5	16.0	96.3	349.8	×	0	0	×	0	0	0	3
232	大	分	県	医療法人社団恵愛会大分中村病院	260	29.9	19.2	214.6	242.3	×	0	0	×	0	O O	0	2
233	大	分	県	佐賀関病院	50	7.2	6.0	17	93.7	×	×	×	×	0	0	0	87
234	大	分	県	臼杵市医師会立コスモス病院	202	14.0	13.1	163·2	128.2	×	×	×	×	24	37	24	0
235	大	分	県	津久見市医師会立津久見中央病院	120	9.8	8.2	106.8	130.1	×	×	0	×	54	327	54	0
236	ᄎ	分	県	健康保険南海病院	260	31.3	22.3	182.5	523.0	×	×	×	×	0	0	0	24
237	ᄎ	分 	県	大分県立三重病院	165	13.7	11.4	89	243.4	×	0	×	×	0	0	0	0
238	大	分	県	公立おがた総合病院	108	18.6	16.0	99.7	399.8	×	0	×	×	26	145	0	0

					40.	A =		一日亚约	一日平均	遠隔医療 実施(※	二次救急	地域医療 ラムの有	研修プログ 株(※4)	平成20年	度へき地間	医療活動実	績
	都	道府!	県 名	施設名	一般病床 数	全医師数 (※1)	標準医師数(※2)	入院患者数(一般)	外来患者	3) 又は教 命教急セ	輪番参加	(1)有無	(2)機構 等の関与	(1)巡回	多療	(2)医師	(3)代診 医派遣実
	L									ンターの有無	-5 17 18	(1/1970)	の有無(※ 5)	実施回数	受診患者延べ数	回数	施回数
239	大	分	県	医療法人大久保病院	90	10.4	8.9	83.9	124.8	遠隔	×	×	×	0	0	0) :
240	大	分	県	大分 県 済生会日田病院	204	29.8	17.1	177	251	×	×	0	×	36	213	36	
241	大	分	県	宇佐高田医師会病院	110	10.2	7.2	87.8	64	×	×	×	×	102	309	0	, (
242	宮	崎	県	県立延岡病院	460	58.0	36.5	352	377	救命	0	0	0	0	0	0	, ,
243	宫	崎	県	美郷町国民健康保険西郷病院	29	4.4	3.8	26.9	98.2	×	×	0	×	0	0	0	3:
244	宮	崎	県	椎葉村国民健康保険病院	30	3.0	3.5	19.1	87,6	×	×	0	0	24	218	0	
245	鹿	児島	県	鹿児島県立薩南病院	175	14.6	13.0	123.5	205.8	×	0	×	×	0	0	0	10
246	鹿	児島	b 県	県立北薩 病院	186	15.0	14.0	126	243	×	0	0	0	0	0	0	11
247	鹿	児島	。 県	鹿児島県県民健康プラザ鹿屋医療センター	186	21.0	7.0	127	140	×	×	×	×	0	0	0	, ,
248	鹿	児島	果	県立大島病院	400	42.0	31.0	295	487	×	0	0	0	3	282	0	
249	鹿	児島	栗	鹿児島赤 十字病院	170	18.8	9.3	105.2	113.4	遠隔	×	×	×	9	913	245	(
250	産	児虫	県	霧島市立医師会医療センター	254	22.4	16.0	172.7	194.5	遠隔	0	×	×	0	0	0	
251	鹿	児島	県	財団法人昭和会 今給黎総合病院	450	82.0	29.0	375.6	235.9	遠隔	0	0	×	0	0	4	
252	鹿	児	島	社会福祉法人恩赐財団済生会川内病院	244	37.1	21.4	180.7	420	×	0	×	×	0	0	0	(
253	鹿	児島	県	阿久根市民病院	222	23.5	17.0	189	164	×	0	×	×	0	0	0	(
254	鹿	児島	県	出水総合医療センター	330	25.1	17.8	179.1	344.9	×	0	×	×	22	168	0	(
255	鹿	児島	県	社団法人曾於 郡医師 会立病院	203	10.4	9.0	103.3	88.8	遠隔	0	×	×	0	0	98	(
256	鹿	児島	県	肝属郡医師会立病院	172	13.7	12.3	140	112.6	×	0	0	×	0	0	197	(
257	鹿	児島	県	公立種子 島病院	62	6.4	6.0	49.6	171.6	×	0	×	×	0	0	0	(
258	沖	縄	県	沖縄県立北部病院	293	53.0	30.0	275	542.7	遠隔	×	0	×	12	279	1	11
259	沖	縄	県	沖縄県立中部病院	550	191.0	54.0	508.6	811	遠隔、救命	×	0	×				98
260	沖	縄		沖縄県立南部医療センター・こども医療セン ター・	429	165.1	41.0	396	657.1	教命	0	0	×				67

					40.00	A = 47.41		一日平均	一日平均	遠隔医療 実施(※	二次救急	地域医療 ラムの有象	研修プログ 票(※4)	平成20年	度へき地間	医療活動実	續
	都	道府,	県名	施設名	数数	全医師数 (※1)	** (>>'0)	入院患者 数(一般)	外来患者	3)又は救命救急セ	輪番参加の有無		(2)機構 等の関与	(1)巡回記		(2)医師	(3)代診 医派遣実
										無	-5 7.11.		の有無(※ 5)	宝佐同数	受診患者 延べ数	回数	施回数
261	沖	掲	県	沖縄県立宮古病院	255	40.0	21.3	218.2	440.1	×	×	0	×	27	508		43
262	沖	縄	県	沖縄県立八重山病院	246	41.0	28.0	215.2	541.3	×	0	×	×	51	532	30	22
263	沖	縄	県	医療法人仁愛会 浦添総合病院	302	107.4	23.3	274.0	325.0	教命	0	0	×			12	

軍生労働省医政局指導譲救急·周産期医療等対策室調べ

へき地医療拠点病院からの意見等

へき地医療拠点病院にとって必要な機能について(へき地医療拠点病院からの回答)

	1. 医師派遣・研修、地域医療の提供等総合的な機能が必要
1	・医師確保と充実(増員) ・総合医養成 ・医療連携(遠隔医療整備) ・ヘリポートドクター整備
2	1.人材の確保・育成・・・特に指導的人材の確保、研修者の確保。 2.人材育成のための施設。 3.医療情報に関する統合的なシステム…患者さんの情報を全人的に扱えるシステム、電子カルテは有力なツール。
3	相当な経験を有する総合診療医が複数人在籍する病院が望ましい。 ・ 本き地診療所の医師とへき地医療拠点病院との医師が必要な時に容易に意思疎通ができる環境が整備されていることが重要と思われる。できれば、 ・ 本き地診療所にへき地医療拠点病院と同じ電子カルテが整備され情報交換できるのが好ましいと思う。
4	・広範な診察が可能な医師等医療従事者の確保 ・救急受入態勢の充実⇒無医地区の患者は診療の機会が遅れ重篤し救急搬送されるなど救急体制の充実が必要 ・高度医療機器の整備⇒県中心部に行かなくとも、居住する地域で、より高度な医療を受けることができるよう高度医療機器の充実が必要
5	医療の手薄な地域に対して適宜医師・看護師等の応援を出せること。 へき地から病院へ円滑に患者を搬送できるとともに、必要あれば現地で医療を提供できる体制をとることができること。
6	1)基本的な診療科(内科、外科、脳外科、整形外科、小児科、周産期)に対応できる診療体制・人的確保。 2)建物、診療上欠かせない高額医療機器への補助。 3)中心部(当県では岐阜市)の基幹病院との連携。
7	へき地診療所との連携のほか、安定した医師の確保や地域における救急医療体制の確保、また、安心できるかかりつけ医としての役割が必要である。 また、都市部における医療機関との中継機能が必要である。
8	①代診依頼に対し、総合医を派遣 ②総合医の教育 ③総合医のプール ④へき地診療所の後方病院として、2次病院に匹敵する診療機能を有する ⑤へき地診療所の後方病院として、前科の患者を24時間受け入れる ⑥赤字にならないよう、健全経営をする ⑦勤務する全ての医師が、拠点病院の意義を理解し、協力する ⑧医師だけでなく、他のコメディカルや事務も拠点病院であることを理解する ⑨拠点病院も地域を支える病院となるため、来院する患者を診療するだけでなく、在宅診療や検診など院外活動に積極的に出かける
	③拠点病院も地域を支える病院となるため、米院する患者を診療するだけでなく、任宅診療や検診など院外活動に積極的に出かける ①豊富な人材と医師数が十分に満たされていること。 ②他病院からの紹介を十分に受け入れるだけの病床数に余裕があること。 ③診断機器を含め救急の機能が充実しており、最新の医療情報の提供、診療支援ができること。

【二次救急医療が担える機能】 24時間365日救急対応できる医師、看護師、検査技師等の確保と必要医療機器の整備。 【地域診療所への医師派遣機能】 医療機器等のハード面は勿論のこと、医師、看護師等の医療スタッフ得られることによって各診療所への医療スタッフの派遣や紹介が十分に行える体 |制。 インターネットでつなぐ情報交換やへき地住民への勉強会なども行えることも追加されるべき。 ・へき地医療の充実に理解があり、 12 十分なプライマリケアの能力を有した若手医師の存在。 ・他の医療機関をサポートすることが出来るだけの人員の余裕。 ・継続的に派遣が可能な医師の確保 ・救急患者や紹介患者の受け入れ 医師、看護師、理学療法士など必要な人的資源の充足 入院治療(一般病床・療養病床)、外来診療を含めた一次・二次医療の確実な提供 一次・二次救急医療の充実と高機能医療施設との連携 訪問看護、訪問リハビリ、健康指導の提供及びデイサービスセンター等との連携 •へき地診療所への代行診療支援 15 無医地区への巡回診療 へき地医療機関に勤務する医師及び看護師等の研修等への受け入れ、調整 ・巡回診療等によるへき地住民の医療確保。 16 ・へき地診療所への医師及び看護師等の医療従事者の派遣(代診派遣含む)並びに技術指導、援助。 ・へき地医療従事者に対する研修 1. 巡回診療等によりへき地住民の医療を確保 2. へき地診療所等への代診医等の派遣若しくは技術指導、援助を行うこと 17 3. へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研修施設を提供 4. その他県及び市町がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力 5. 24時間365日、医療にアクセスできるよう地域の救急診療を支援 へき地の診療所を支援することのできる医師・看護師・事務等の人材を常時確保していること。研修等を受講するための代診医師派遣だけでなく、診療 |所職員の年休や病休など欠員に対応できる態勢づくり。 改正医療法で定められた医療安全管理や院内感染対策等に関する診療所の教育・研修に対する支援。病院が研修参加を呼びかけても距離的・時間 |的に参加が困難な場合が多いので、ICTを活用したe-learningも検討。 へき地診療所に対する画像診断・症例相談などの遠隔医療支援と、診療所の救急患者の搬送・受け入れ支援。 1.巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。 |2. へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣(へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣を含む。)並びに技術指導、援助に関 すること。 19 3.派遣医師等の確保に関すること。 4.へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。 |5.遠隔医療等の各種診療支援に関すること。 6.その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

	1	
c	۰	٥
	ı	

·	
1	- へき地、離島への巡回診療
	・へき地、離島の診療所への代診医の派遣
20	・へき地、離島への医師以外の職種(保健師、助産師、看護師、栄養士、理学療法士、歯科衛生士、MSW等)の派遣又は巡回
20	・ITを活用してへき地、離島の診療所での診療を支援する
	・へき地、離島の診療所からの紹介患者の診療(外来・入院)の実施
	・へき地、離島での診療に必要な知識・技術を医師(臨床研修医を含む)に教育する
21	代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援体制が整備されていることが重要と考える。
22	医師の確保、中核病院としての診療体制、救急体制の確保。
	・へき地診療所への代診
į	·無医地区巡回診療
ļ	・新医師臨床研修「「地域医療」において、へき地・離島医療が経験できるプログラムを支援機構と連携しながら作成
23	・へき地医療機関と結ぶ情報ネットワークにより、遠隔画像伝送やWeb会議を可能とし、専門医へのコンサルトを容易にする
	一つき地医療機関に勤務する医師への救急講習や、救急搬送システムの構築
	(医師が同乗してのヘリ搬送など)
	・へき地医療機関との症例検討会や勉強会、研修会等の開催
	1)要望があれば、いつでも代診医を派遣できるスタッフの確保
0.4	2)必要な時にCT・MRI等の検査を受け入れる体制
24	3)必要な時にすぐ入院を受け入れる体制
	4) 救急外来の24時間体制
	・医師、看護師の補充強化
ا م	・へき地診療を行うための検査機器等を搭載した診療車両の整備
25	・救急を含む総合診療体制の整備
	・専門医診療連携、ネットワークの整備
	・せめて全国平均なみの医師数
26	・救急常時受け入れ
	- 緊急検査体制
	1 医療圏内で2次医療を完結できる機能
Ī	(1) 急性期医療
	(2) 救急医療
	(3) 人工透析
27	2 診療所等への派遣機能
2/	(1) 一般診療
	(2) 専門医療
1	(3) 専門知識・技術等を有するスタッフ
	3 代診機能
	診療所医師の研修・学会出席や病気休暇時の代診
	A STATE OF THE PROPERTY AND A STATE OF THE PROPERTY OF THE PRO

す。自己学習と心理的負担の軽減のために医師は定期的に島しょを離れる必要があり、そのための代診医が必要です。代診医の供出という役割もへき

①地域医療の中核として、あらゆる患者を受け入れる姿勢が必須

②急性期治療が終わればへき地へ帰ることを促す

|地医療拠点病院には必要です。

4

33	・病院としてへき地医療を担っている自覚
	・マンパワーの充実
	診療応援・在宅医療支援機能
	①無医地区の解消のため、出張診療所の開設。
	②在宅ステーションの併設。(訪問看護ステーション。ヘルパーステーション)
34	③往診診療の定期的な実施。
	④365日24時間救急患者受け入れ態勢。
	⑤患者送迎の確立。
	⑥各診療所との診療データーのオンライン化。
35	〇へき地病院への医師の派遣をする事及び緊急入院処置患者さんの受け入れ
35	〇へき地病院との連携を密にし共に情報を共有する事
	①救急医療
	②2次医療が完結できること。
	へき地医療拠点病院で2次医療が完結でき、それに対応できる診療科の設置は必要である。
36	③へき地診療所への医師派遣
	④疾病予防活動と介護への関与
	へき地医療拠点病院の役割として、医療のみにとどまらず地域住民の疾病予防や介護を要する住民に対しては在宅介護等にも病院は関与すること
	が <u>重要である。</u>
	①地域の医療・保健・福祉機関との連携
1	②医師・看護師等の医療者のマンパワーの充実
37	③救急医療体制の充実
	④安定した経営基盤の確立
	⑤医療者の研修機能の充実
	・過疎地域の中核病院として、急性期~慢性期、救急医療に対応する機能
38	・地域の診療所等との医療連携機能 ・大い診療所等との医療連携機能
-	・へき地診療所等の医師が学べる環境を拠点病院として整備すること
39	入院機能、二次救急機能、在宅医療(訪問診療・訪問看護)、へき地診療所への巡回診療等の機能が必要です。
40	周囲の診療所(へき地診療所、その他の診療所も含む)の支援が行なえること。診療所の代診が勤まること。(診療所医師の病気休暇、夏期休暇等の
41	代診を含む。)必要時に紹介患者を入院させることの出来るバックベッドとして機能。診療所医師、看護師を含む医療従事者の研修先たりえること。 代診など医師派遣と高次医療の提供
41	代彰など医師派遣と高次医療の提供 ①代診医の派遣能力
	①代診医の派遣能力 ②保健・福祉との連携
12	③在宅療養患者悪化時の収容能力
72	④1次・2次教急への対応
	⑤在宅でのみとりの能力
	①診療援助(代診等)
43	②入院(緊急入院も含む。)
.5	③研修

	•		
c		7	
	١		

	(1)へき地医療を担っている医師の研修教育や交代要員が出せる体制。
44	(2)巡回診療・保健指導などができる医師以外の職員の育成。
	(3)その地域に必要な診療支援、例えば、眼科、歯科、リハビリが行える体制。
45	へき地診療所等との密接な関係(地理的関係、人的交流も必要)が基本になる。そのうえで
	!!) 人院めるいは高度医療の必要な患者の受け入れ
'	2)医療レベル維持のための診療援助や医師の研修指導相談体制などが考えられる。今後はITを利用したカルテの共用や診療す探りによることで
<u></u>	10~~全でもがあるが~1番木がなどもじらいない境が、じは天服まじに時間か必要と思われる
1	いへさ地の医療需要調整機能
46	②代診医の派遣機能
	③保健事業遂行機能(予防接種等)
47	2次救急医療などを概ねカバーできること。
	へき地診療所に派遣する医師が定期的に知識・技術のブラッシュアップができること。
	山代診機能
	②後方支援病院としての機能
	③研修受入れ機能
	④カンファレンス機能
	①へき地との情報網、それによる情報分析、アドバイス機能
	②患者運搬機能
	③余裕ある人員と財源(スタッフ派遣)
	〇ある程度の専門性を備えた各診療科を持っていること (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
50	〇へき地の災害・不測の事態に対応できる設備・体制を持っていること
	〇代診医を有すること
	①地域医療連携の中心的役割
	②医師派遣•代診医応援
	③医療情報の連携、一元化の役割
	へき地診療所の後方病院機能 診療所の後方病院機能
52	診療所への代診医派遣機能(短期、中期)
	へき地診療所の維持運営機能(経営も含めて)
	代診、応援日数に応じた財政支援、総合診療部的機能

①救急医療機能

へき地診療所を含めて近隣地域医療機関からの紹介患者を受け入れる施設があることが、地域医療充実の要である。医療スタッフや設備を含め二次救 急までは対応可能な体制が必要である

②教育・図書機能

地域の医療の質を維持し更に高めるための教育機能が必要である。一つは医育機関と協力して学生や研修医に対する教育を行うことで日常的にみられる疾患の学習、患者の社会的背景と疾患との関係、地域の社会的資源の利用の仕方などを学ぶことで医師としての総合的力がつくと考える。さらに医師以外の医療スタッフ教育、住民の健康作り啓蒙などの教育も重要である。

|教育や学習には情報しかも最新の情報が必要である。へき地ではなかなか学会・研修に参加できにくいので図書(雑誌)の充実、IT利用による文献検索 |機能が必要である。

③医師派遣機能

医師不足の状況ではへき地診療所に医師常駐体制が困難なところもあるし、また診療所医師のキャリアパスを保証するためにも医師のバックアップ体制が望まれる。そのためには中核病院が代診を含む医師派遣機能を持つ必要がある。

4.専門医療機能

地域の中核病院として機能するために、2次医療から2.5次医療までは完結できる機能が必要である。そのためには疾患として需要の多い神経内科・循環器・消化器・呼吸器分野の専門医の配置(できれば複数)が望まれる。

⑤在宅医療機能

地域によっては中核病院が在宅医療を担う必要性もある。介護保険下での訪問診療との協力をしながら可能な限りの在宅医療あるいは保健福祉施設 への支援を行う。

⑥連携機能

|地域にある医療保健福祉機関・行政、3次医療機関との強力なネットワークを構築することで、地域住民の安全安心を継続的に守れる。

- ・医師が定期的に往診や学会、研修等に行ける余裕ある勤務形態
- 医師住宅や院内保育所
- 54 ▶ 地域医療に貢献する医師にふさわしい処遇
 - ・Web型電子カルテ等を駆使した遠隔医療システム
 - ・在宅医療と在宅介護を融合した地域支援ネットワーク(介護事業者との連携)

山村等の医療施設の少ない地域における住民の医療に対する期待と依存度は、非常に高いものがある。その中でへき地医療拠点病院は、

- |①その周辺地域診療施設への要請に応じて、迅速・適性に代診派遣できる機能
- ②広域的に救急医療を担える機能
- |③へき地医療の魅力をこれからの研修医、医学生へ伝える機能
- 4へき地研修の場の機能
- ⑤へき地での臨床研究

ドクターへリの運用による現場での応急処置および搬送を行い、へき地診療所医師が安心して医療を行えるよう支援する。

|代診によるへき地診療所医師への支援を行い、学会・研修などが継続的に行えるようにする。

、|拠点病院での研修を行い、へき地医師の知識・技術の向上をはかる。

拠点病院専門医師へのコンサルトがスムーズに行われ、へき地での診療に自信をもてる。

生涯教育の1ツールとして拠点病院の公開電子カルテを活用した教育を継続する。

へき地医療を希望した医師への教育・研修。

| 57 | 高度医療機器の充実は基より、へき地医療機関とのコンピュータ・ネットワークを構築し、へき地診療に出向いた医師と拠点病院の専門医が情報交換し、適切な診療指示等が行えるシステムが必要と考えます。また、拠点病院には、常勤医師の安定確保が不可欠であると考えます。
| 当該へき地地区住民の健康増進と救急医療体制の確保・増強。
| 医師・看護師等、人的補充・増員、それに対する人件費確保。 | 代診医を出すことにより、その病院の機能が低下しないだけの診療態勢を有していること(特に医師数)。また、診療所で困ったときに相談可能な遠隔医療システムがあればより良いと思われる。

	2. 医師等の確保・派遣機能が必要
1	へき地へ医師派遣が常時できるように医師(主に内科医師)が充足されていること。
2	へき地の地域医療を守るためには、各診療所における安定した診療体制の構築が必要であり、各診療所には専門医ではなく幅広い分野を診察できる医師を配置することが求められていると考える。 そのためには、拠点病院の安定した経営及び診療体制は欠かせない条件であり、拠点病院において総合診療医の確保・育成により、へき地診療所への医師派遣等による地域医療の充実を目指す。
3	近年の医師不足に伴い、へき地拠点病院では診療科の休診が相次ぐなど病院自体の診療機能が低下する中で、診療所支援・代診医師のマンパワーの確保が困難になるとともに、拠点病院での高度な医療の提供が危ぶまれている。 一方、地域医療に従事する若手・中堅医師の関心は総合的医療から専門的医療へシフトしてきており、専門医資格の取得など従事医師のモチベーションを高める機能を拠点病院が兼ね備えなければ、近い将来へき地医療の担い手欠如は必至と思われる。 二つの問題を同時に解決する方策としては、診療所勤務医の研修機会を保証しながら、貴重な医療資源(マンパワー)を効率的に再配置する(対象へき地を広域的に捉え直す)ことである。 具体的には、拠点病院とへき地診療所との連携強化にとどまらず、常設診療所医師の拠点病院への集約化と拠点病院経由の診療所派遣及び拠点病院による定期的な巡回集合診療等(専門医療を含む)の実施など、住民の医療アクセスに配慮しつつ、へき地医療資源の広域集約と拠点病院の機能強化が併せて必要と思われる。
4	へき地診療を行う医師を確保するシステム。
5	へき地医療を継続させるに十分な医師を養成及び派遣する機能
6	当院は大学病院であるので、必要な機能は地域医療に携わる医師を養成し派遣することにある。当院はすでに僻地病院等に多くの人材を派遣している。(県内全体では都市部も含めて島根県全体の医師2000名のうち約800名を大学関係者が占める)しかし、僻地の多い県西部を中心にかなりの医師不足である。当然のことながら当院は地域医療人育成プログラムに力を入れている。僻地出身者を10名ずつ入学させる地域枠推薦は島根大学独自のものですでに4年生まで来ており5年後には県の奨学金を貰っている医師が80名卒業する予定である。しかし、それまでの間、僻地医療が崩壊しないように最低限の常勤医師を確保し疲弊しないように非常勤医師で支援していく機能が必要である。
7	医師確保
8	医師確保について
9	へき地医療拠点病院として、巡回診療及び医師派遣に対応できる医師、看護師の確保が急務であると思われる。
10	医療技術者の確保 (医師、看護師はもとより、理学療法士、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、放射線技師など)
11	巡回診療及びへき地診療所への医師派遣は、派遣元の拠点病院が、日常的に医師、看護師が不足している状況にある場合、過度な負担となる。 へき地医療拠点病院を充実していくには、医師、看護師の確保が前提と思われる。
12	医師数の確保。(内科医)
13	巡回診療中は病院より医師と看護師が減るので、その際の診療体制に影響が出ないように十分な医師数と看護師数を確保する必要がある。
14	・へき地診療所の要望を一元的に集約する医療連携室の設置 ・へき地診療所等へ医師派遣をしても、拠点病院本体の診療に支障をきたさないだけの十分な医師の確保 ・プライマリケアが可能な医師の在籍
15	・医師の確保

16	医師の充実
17	へき地医療の現実は各種専門医を取りそろえて専門医療を総花的に提供することではなく、間口の広い診療をこなす医師を必要な数確保することです。総合診療医とかプライマリーケア診療医とか種々の名称がありますが、実態としてそのような診療が可能な体制を組むための、医師を確保することが必要です。
18	対象患者が高齢者の場合が多いため、高齢者特有疾患に対し精通する医師の配置が必要。
19	総合医あるいは家庭医としての能力を持った医師を、拠点病院での必要医師数を超えてプールしていること。
20	① 内科、外科、小児科、産婦人科等を持つ200床前後の(総合)病院。 ② 病院にとって必要な医師 + α の確保ができること。
21	地域住民が都市部と遜色ない専門医療を望んでおり、できるだけ応じるとすればマンパワー不足が第一の問題となる。医師が勤務できる状況を作っ てほしい。
22	医師の充足。
23	へき地や離島医療を実施している診療所への派遣する医師の養成と確保が第一と考えます。
24	へき地診療所に医師や看護師を派遣できる人員の余裕が必要である。
25	へき地診療所等への医師の派遣、そのためのドクタープールなど、マンパワーの支援がもっとも必要な機能と考える。
26	へき地巡回診療体制を維持するためには、へき地担当医師の休診時には代わりの医師の確保が必要であるが、へき地医療拠点病院自体の医師の絶 対数が不足している現状では、非常に困難なものとなっている。
27	自治医大卒医師の重点配置により、無医地区の診療所をカバーできると思われる。
	全国的に医師不足が深刻な問題になっている今日、当医療圏においても例外ではなく、救急医療体制や周産期医療に深刻な影響を及ぼしている。そういう状況において郡部の複数医療機関では、深刻な医師不足の現状があり、当院から外来診療や当直の診療応援を行っている。この診療応援を行わないと、たぶんこれらの医療機関は立ち行かなくなるのではないかと思われる。 現状、へき地巡回診療も当然必要であるが、医師不足地域への診療応援は地域医療を守るという意味でも欠かすことは出来ない。しかし当院も医師数に余裕がある訳ではなく、いつまで続けることが出来るのか危惧されるところである。
	コンサルテーション可能な, 専任の人的担保。
	総合診療が可能な医師の確保と近隣のへき地医療拠点病院との連携
31	医療に恵まれない過疎・へき地への医療提供に対する医療人材の確保と診療の継続および実施主体。
	医師の確保
33	へき地(無医地区等)診療所に医師派遣を行うため、医師の確保が必要不可欠である。
34	医師派遣に関し、総合診療のできる医師。例えば自治医科大学出身医師を配置してもらうこと。 少なくとも、総合診療を提供できる診療体制を提供できること。
35	急速に高齢化が進む中にあって、内科、整形外科を中心として、泌尿器科、眼科の医師確保が必要である。
36	通常診療に付加して僻地診療応援ができる医師を含めた医療スタッフの確保が必要である
	地域医療の永続のため、安定運営のため、医師の確保は必要不可欠である。
38	へき地医療の不足する資源を補う機能、即ちマンパワーの充実が不可欠。

へき地医療に関われるだけの人材の確保。 マンパワー(医師、看護師等)と医療機器の整備。なかでも、医師の充足は極めて重要であり、医師がいなくては病院機能は果たせない。 ①派遣要請及び患者紹介があった時は、常時対応できる体制であること 41 ②その為には、医師の雇用確保が重要である。 ③派遣はブライマリケア医的医師が求められるが、その為の医師養成が課題である。 42 へき地へ派遣するだけの医師確保ができていること ・十分な代診派遣を行う体制づくりが必要 43 1・結局、マンパワーの充実 ・へき地離島医療支援の意識の高いスタッフの確保と養成 |①拠点病院には、あらゆる種類、程度の患者が来院するので、幅広<対応できる医師の確保が必要。 |②診療所応援など定期的にあり、ある程度余裕のあるマンパワーの確保が必要。 45 医師, 看護師, コメディカル等の人材派遣, 育成機能。 派遣医師及び看護師の十分な確保。 スタッフ数に余裕が無いことには、派遣できない。 〇無医地区への巡回診療 〇へき地診療所への医師派遣 48 へき地診療所など極端な医師不足の地域の診療支援、今後は地域中核病院への支援も必要。 49 高度な診療機能及び幅広い分野の診療に対応できる医師の養成・確保。 50 代替医師の派遣が可能な体制 巡回診療の実施。 51 52 へき地診療所への代診医師を派遣機能。 へき地から支援を求められて時、直ちにその要求に対応すること。ただしその内容は様々であると認められ100%対応することが難しいこともあろう |が、緊急のある限られた機関の代診には100%応じるべきと考える。 54 |代診機能だと考えます。 |①へき地医療支援を業務の一つとする部門の設定(例:地域医療部、総合診療部) 2上記が出来なければ、既存科に人員を増員しそれにあたらせる。 56 へき地医療の後方支援であるが、一番はへき地医療にあたっている医師が働きやすいよう、学会や休暇の時の代診業務である。

	3. 救急を含む医療等提供体制に関する機能が必要
	・当医療圏域の無医地区等において、地域住民の医療を確保するべき
1	・へき地医療拠点病院は、24時間365日対応できる体制を整備するべき
ļ	・専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備するべき
2	地域の高齢化が進んでいるので、高齢化に対応した医療を提供出来る体制を構築すべきである。
3	へき地に勤務する医師は臨床医として総合的な技能をもとめられるので、早い時期に学生にへき地医療研修を体験させ、へき地医療に関心を高めることが必要できる。
-	<u> 安である。そのため、へき地医療拠点病院は総合的な</u> 研修体制を強化する必要がある。
4	地域医師会等と医療関係団体とのへき地医療を支えるための協力体制づくり。
5	診療圏内唯一の病院として緊急の内科的・外科的処置に対応する医療機能を確保する。また、この地域に不足している、高齢者に多い運動器や感覚器の疾
-	思に対応する医療(釜形外科、眼科等)も提供する。
	へき地医療の確保
7	へき地の医療機関からの受診患者を常時受け入れる事ができる診療体制の確保。(高度医療機器、人員体制)
8	へき地診療所への継続的な医療提供ができること。
	・総合的な診察に対応できる医療体制が質量とも不足なく備わっている。
9	・24時間救急体制が整っている
	・へき地診療所の不測の医療の空白に即応できる 24時間救急体制(全科)かつ2次・3次の医療に対応できる病院。
	24時間秋思停削(主符)かつ2次*3次の医療に対応できる病院。 例えば 帝婦人利』小児利』国産期医療体制 脳内科手係対応体制 心壁(急性器点縁飛に対すれた)を裏共向体制。は31数をそびには大仏は、25は50と2012
10	例えば、産婦人科・小児科・周産期医療体制、脳外科手術対応体制、心臓(急性冠症候群に対する)疾患対応体制、外科緊急手術対応体制、精神科救急対応体制、緊急透析対応体制、集中治療(ICU)対応体制が1年365日24時間できている病院。
	最低、上記のことは必要である。
	近年、へき地医療拠点病院の機能は、へき地に存在する診療所や開業医からの要請に迅速、的確に対応できる環境を確保することで、住民の健康、福祉に貢
111	魞9~~~
''	い状態にあり、診療所や開業医のニースに対応できず、さらに拠点病院として実践すべき救急医療ですら満足に行うことも難しい状況で医療崩壊士前の火泡に
	$ $ න්ති \circ
1.0	・状態急変時に対応出来る総合病院(外科、消化器、循環器、呼吸器、整形外科等)
12	- 24時間救急対応が出来ること - 24時間救急対応が出来ること
10	・検査機器及び体制が充実していること
13	当院では巡回診療等によりへき地住民の医療を確保することと、保健師による保健指導を提供すること。
	へき地にある医療ニーズに答えられる幅広い診療機能が必要。
14	プライマリーケアー・救急対応機能、時間外での比較的簡易な小児の疾患への対応能力、定期的通院が必要な生活習慣病・慢性疾患の診療機能。
<u> </u>	へき地において医学・医療知識の集積した機関として、地域の保健・医療・介護を支えてゆく意欲と機能。 ・地域の中核病院として其ま物には今天の診療科を標準し地は保見の中、まで思っている意欲と機能。
	・地域の中核病院として基本的には全ての診療科を標榜し地域住民の安心を確保すること。 ・緊急時においては拠点病院が当面の対応の中心であることから救急医療を充実・確保させること。
15	・地理的条件がよくないことから、診療科が閉鎖された場合には患者の負担が相当大きくなる。また過疎地においては公共交通整備状況も不十分であり負担増
	~
16	二次医療、二次教急ができること。二氏疾患のとには予めによ。 二次医療、二次教急ができること。一氏疾患のと、心冠動脈疾患、脳血管障害、糖尿病が取り扱えること。当院には心筋梗塞が扱えない、脳外科医が常勤でな
10	い、糖尿病専門医がいないなど充実には程遠い医師の構成である。

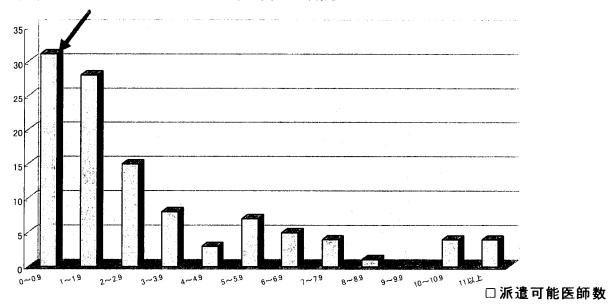
1. 心肺機能停止、脳卒中、高エネルギー外傷等に対する迅速かつ適切なプライマリケアと状態改善維持できるだけの機能。そして都市部への高次病院との連 - 17 「携をもって状態維持できれば改善を図りながら搬送する機能。三次施設までの距離が長く、これらができなければ搬送途中に絶命するか、重い後遺症を残してし まうからである。 高齢化が進む中山間地域として内科、外科、整形外科等一般診療はもちろんですが、高齢者のために眼科、耳鼻科、泌尿器科、皮膚科、など診療機能継続が 必要です。 また、一次救急医療初期診断のための高度医療機器(CT,MRI,検査自動分析装置等)は必要不可欠であるが、稼働率、保守メンテナンス費用に経営的負担が大き |いので経済的援助を必要とします。 最も必要なのは、教急患者の対応である。本来は、二次医療の対応であるが、地域の拠点病院として、夜間、休日におおける一次医療への対応も、地域の住 19 民に安心、安全な医療を提供するという意味では止む得ない部分もあると思います。それから、できるだけ地域完結型の医療がおこなえるよう主な診療科の医 |師は確保しなけばならないと思います。 地域の中核病院として地域住民のために急性期医療と慢性期医療とを兼ね備え、保健事業との連携を図り、質の高い患者本位の医療を提供することの出来 る病院づくりを目指します。 ①無医地区等において、地域住民の医療確保に努める。 ②診療部門に特化せず、総合診療が可能であること。 22 地域に求められる幅広い診療科目の設置と維持。自分で診療を受けに来られない患者のための巡回バスの配備等、診療体制の整備。 ・どの科であっても、いつでも一旦は、患者を収容できること。 23 「・管制塔機能が力を発揮するものと考える。 ・遠隔医療も視野に入れた施策が必要と考える。 安来市立病院は、二次医療圏において3疾(がん、脳卒中、糖尿病)、3事業(救急医療、小児医療、地域医療)への対応が期待されており、地域における急性期 24 病院及び基幹病院としての役割を担っていく必要がある。とりわけ救急医療に関しては、安来市内の救急搬送人員のうち6割を安来市立病院で対応しており、初 期診断や二次救急医療を担っている。 ①教急患者の受け入れ ②保健や福祉もカバーできる機能 高齢者の比率が高く、慢性疾患等有する高齢者に対する医療機能が必要であると思います。 そのために一定規模の入院機能と救急対応機能は必要となります。さらに、壮年期を中心とした予防医療機能の充実は求められると考えます。 ・二次救急医療体制(医療機器、人員)が確立されていること。 27 ・専門的な医療や高度な医療を要する場合に対応できる搬送体制(道路網の整備) ・地域医療機関(診療所等)との連携が図られていること。 |その地域に暮らす住民の生活基盤を確保するため、専門に特化するのではなく一定水準の医療サービスを提供できる機能が求められると考えます。 28 | 当院の場合周辺20キロ程度には他に医療機関が無いため、診療所のような気軽に訪れることが可能な対応と、ある程度の手術への対応などが求められており ます。 ・所属するへき地勤務医に対する十分な教育体制が整っていること。 29 ・患者および患者家族の利便性を考えて、地理的に近いことが望まれる。 ・上記2点のため、幅広い診療科を揃え、設備的にも充実していること。 ・二次救急まで対応できるレベルの診療体制 30 ・搬送体制に充実 ·往診機能 ・保健・福祉・医療をシームレスに提供できる機能

診療所との情報交換・共有・連携。 急変時(急患)の受入。 第一に初期治療を確実にこなせる病院であること、第二に救急医療に適切に対応すること(24時間体制)、第三に保健と直結した医療(予防医学)の充実、第四 |に福祉部門(介護分野)との連係が必要である。 かかりつけ医機能 救急医療 34 行政的(予防接種・学校医)医療 在宅医療(訪問診療・介護) 巡回診療 へき地診療所への医師等派遣(調整)機能と全ての急性期患者の受入ができるような医療体制機能及び救急患者搬送体制の充実。 35 その他、へき地の勤務医が研修できるような病院の体制整備 効率的な電子カルテシステムの運用。 36 定期のへき地巡回診療日以外における患者の受診体制について。 365日24時間一次、二次救急を受け入れること。但し、コンビニ受診を抑制するキャンペーンは必須。このためには内科、外科、整形外科の常勤医師は不可 37 欠。 |入院や手術を要する患者の診療| |診療所と連携し地域住民に対し基本的な医療を行えること。 |初期対応については、診療科に関係なく対応でき、状況により転院等の連携を3次医療機関等と取ることができる 高度医療機器の病診・病病連携による共用ができること。患者の受入れがスムーズであること。 本年度より広島診療所で診療を始めましたが、ハード面の充実ぶりに驚いています。遠隔診断装置、エコー、眼底と何でもあります。むしろへき地医療の機能は 何かを考えさせられました。必要な機能は救急なのか、地域に根ざした(慢性疾患の管理など)医療なのか考えるところです。 へき地医療で必要な機能は、 ①患者さんとface to faceで行う診療、 ②救急患者さんへの対応、 |③食事指導を含めた生活管理法の教育、 4)在宅において寝たきりの患者さんを回復させるための訪問診療および往診等が重要である。患者さんを中心に取り巻く家族の皆さんを全人的に診療するため |には、すべての診療科の専門性を充足することが困難であるために、家庭医療科の医師が幅広い診療に従事しなければならないと考えます。家庭医療科の医 師は、内科、外科、整形外科、小児科、産科、婦人科、精神科、皮膚科、耳鼻科、リハビリテーション科まで、浅くはあるけれども幅広い診療が行えるので、医師 数の確保が困難なへき地診療を担う場合には、重要な存在である。

4. 情報システム、診療機器等インフラ整備が必要	
1	(現状) 当院では巡回診療を実施しているが医師等スタッフへの負担が大きく通常の外来診療にも多大な支障を来している。尚、当院では3年後を目途に電子カルテの導入を検討している事からそれを前提として巡回診療に必要な機能を下記のとおり記載する。 (必要な機能等) ①VPNを利用したネットワーク環境の整備 巡回診療先においてもネットワークに接続でき患者データを容易に閲覧できる環境。 又、他の医療機関との連携についても利用できる環境が望ましい。 ②簡易な検査等が可能な医療機器整備 超音波診断装置 検診車 等 ③現地での処方が可能な環境整備 調剤薬局の配置、又は薬の配達等
2	中核病院としての最低機能を整備する。 例:診断機器の整備etc :治療機能においては医師と機器の整備ですが、頻度の高い疾患に対応できる病院としての整備が必要です。
3	医師不足、看護師不足が深刻化する 地域においては、より医療機器の機能強化・充実が求められます。
4	遠隔医療設備 診療所・病院間の診療記録の共有
5	診療の質を確保するために基幹病院との間での画像の転送・読影・会議が行えるように遠隔医療の普及整備が必要です。その為にはPACSや電子カルテ等の IT化に対する援助が必要です。
6 7 8	・一次医療が可能な設備 + α (CT, エコー, カメラ等) ・光ファイバーによる高速回線網
	情報ネットワークによるへき地医療支援体制 (電子メール等による医師相互間における情報交換)
	へき地拠点病院とへき地診療所は距離的に離れているため、単なる医師の派遣等の支援だけでなく、医療支援の観点から遠隔支援体制が必要です。画像の送受信システムや検査データの相互活用です。また、同一地域の患者を対象とすることから、患者の共通ID化やカルテの相互利用も必要であると考えられます。しかし、これらの設備には多額の投資が必要になることから事業の着手に至りません。高度医療機器の整備同様に相互システムの構築が必要でないかと考えます。
9	総論的には、希望するへき地の住民に対し、健康管理機能と救急応対機能を発揮する必要があります。具体的には、医療資源不足を補う、IT化された情報交換 システム(情報サーバーとネットワークシステムや在宅と結ぶテレビ電話やモニター回線など)が必要です。都会の大病院ではなく、へき地にこそドクターカーが必 要です。ヘリコプターは派手な演出でマスコミ受けしますが、救急隊と連動した医師派遣システムが有用です。
10	・他の病院とのネットワーク(情報伝送等)・簡易な医療機器(持ち運び可能なもの)

	5. その他
1	 1 勤務医の減少による医師不足 平成18年 医師数 7名 平成21年 医師数 4名 今年中途で1名退職 勤務医3人になる 2 21年度中に民間移譲の予定であり移譲先がへき地医療拠点病院として機能を満たせるか心配である。
2	地元の区長さんとの橋渡し等、地元市町村との協力や連携が必要である。 また、当院では「ナイトスクール」と称して地元に数回、医療についての考え方や病院としての役割等を説明している。

1. へき地医療拠点病院からへき地診療所に対して代診派遣が可能な医師数 代診医を全く派遣できないへき地医療拠点病院が28.1%

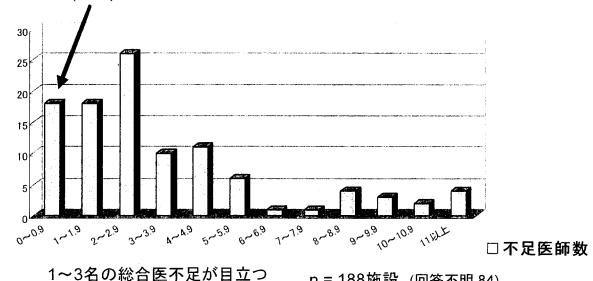


n = 188施設 (回答不明 78)

全国のへき地医療拠点病院が代診のため 派遣可能な医師数は1~3名までが多い

2. 全国のへき地医療拠点病院がへき地診療所代診のため不足する医師数 (本来必要な人数との乖離について)

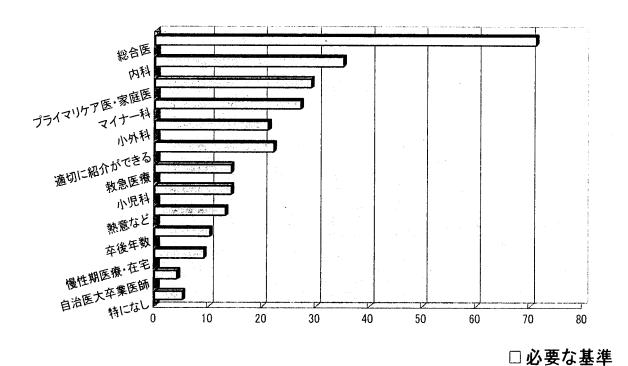
医師不足(乖離)がないとするへき地医療拠点病院は17.3%



n = 188施設 (回答不明 84)

全国のへき地医療拠点病院がへき地診療所代診 のため不足する平均医師数 3.88人

3. へき地診療所に代診のため派遣する医師に必要な基準について



n = 188施設 (回答不明 43)

-19-

国や都道府県への要望、へき地保健医療対策検討会で議論してほしいこと(複数のテーマに係る場合は分けて記載)

	1. 医師等の確保に関する事項
1	①やはり、医師不足は避けて通れない問題であるので、対応をお願いしたい。 ②着任から短期間での異動が多いため、患者及び病院の両側から、もう少し長い期間での対応を望んでいる。
2	①医師が足りません。 ・地域医療に従事する専門医を養成すべきです。そのためには医学部入学の選抜方法を考えるべきです。 ・そして、専門医として認定すべきです。 ・ほとんどが老年あるいは総合内科診療のはずです。この医師達に僻地や地域に赴く義務期間を設けるべきです。 ・臓器専門医師が、総合診療医になる場合も、一定のプログラムのもと研修期間を設けるべきです。 ・生涯教育・学習の方法を考え整備すべきです。 ・地域で余裕をもって働けるシステムを作るべきです。 ② 看護師も足りません。 看護師も臓器専門分化が進んでいるようですが、医師が辿った誤った道を看護師には踏ませないように。プライマリケアに対応できる看護師が必要です。 従って看護師の専門分野の中に、老年とか?プライマリ?と言った専門分野を設け、専門看護師として認定すべきです。
	①医師の確保 へき地医療拠点病院は医療過疎の地域において、地域住民が最後の砦として受診する医療機関である。従ってへき地医療拠点病院は地域住民のその要望に答えるべき役割を担っている。 そのためには診療科においてはへき地医療拠点病院で2次医療が完結でき、それに対応できる診療科の設置は必要で、これを実現するためには各診療科の医師の確保は緊急の課題である。 是非とも医師が充足するような政策をお願いいたします。 ②へき地医療支援病院としての府立与謝の海病院からは整形外科医師、眼科医師の医師派遣をしていただき、また当院の医師の臨床研修を受け入れていただき大変助かりありがたく感謝しています。今後医療過疎の北部の病院に医師派遣を更に多くしていただけますようお願いいたします。
4	医師・看護師が不足しており、病院自体の運営がままならない状況ではへき地医療に力を注ぐことができない。 地方で勤務する医師、看護師を増やすこと。
5	医師・看護師の充足が重大な課題であると考える。くわえて看護師の偏在についても、今後検討していくべきであると考えます。(都市部集中傾向)
	医師および診療スタッフの増員なくしては支援は不可能である
7	医師確保については、ほとんど自院の努力で行なっているが、国・都道府県としても医師確保に努めてほしい。
8	医師数が圧倒的に少ない。深夜当直で仕事をしても、翌日継続して仕事に入っているのは異常な勤務状態という認識をして欲しい。 このことが、現代の医療崩壊の根本原因とも云える。
۵	医師数が増えることが絶対条件である。その他、大学入学時にへき地医療希望者は各地元大学でへき地での勤務を条件に推薦枠をつくることも有効ではないかと考える。

	医師数を増やすの一言に尽きるし、そして当院のような規模と地理的環境の病院に赴任してまっとうに診療すれば間違いなく地域向きの総合医を養成できると思う。しかし医師を強制的に派遣させた場合、それが嫌嫌なものであれば、見通しは暗い。へき地地域では診療に後ろ向きになろうとしたら、どれだけでは、
	も後ろ向きになれるからだ。自分は専門外である、あるいは個々の設備ではできない等等正当な理由である。しかも下手に手を出して結果が悪ければ訴訟
	されるこ 吁世 じめる。
	・・・しかし現実には少しでも自分にできることをやって、そのうえで専門施設や設備の大きいところに紹介するかを検討している。そうしないと患者にとっては
	生>「□則払いになつ(しまつからた(その診療態度こそが具の総合医を育てる)。しかし、このことは医師にとってはリスクが大きい。前向きにかれるエエズ!
}]ンヨンかなければできることはない。強制的に赴任させられている状況でも、モチベーションが低かったら絵会度として意たないのだ
	指導医の立場でみれば、へき地で培われる限られた医療資源の中で総合医としてどうやったら住民の生命を守れるかを模索する感覚は、将来どの専門医
10	になっていったとしても決して無駄ではないと思うが、それは赴任しを経験してからでないと実感できない。赴任前にこういって説得しても若い先生には信じてもらえないのだ。おまけに現況へき地地域赴任が形の上でキャリアとなっていくわけではない。
	したがって、へき地地域に赴任したらキャリアになるような仕掛けを行政が拵えてほしい。
	たとえば「へき地地域に2年間赴任したら地方税の減免が生涯どこの地域でも受けられ、その赴任年数によって減免幅が増えてくる」のような仕掛けを作れ
ł	は怕ヨに吹きか見込まれると思う。なんとなれば、たとえそれが些少なものであるにせよ、「地方に飛ばされた医者=ヤブ医者」
	この一般の人のこの偏見が嫌で皆馬鹿らしくて地方に赴任したがらない部分もあるからだ。金のためと思われた方がよっぽどマシと考える ↓± いるだるら。
	\まに夫际、生涯とこにいても减免であるなら開業してもその恩恵は結構なのかもしれない。
	医局派遣として地域赴任を説得する場合でも、何か背中を押す材料が欲しい。2年交代というのは適切かと思える。医学の時流に何とかついていけるだろ
	フ。 上記の地方移域のは1つのマノギマにオギセン ハギャにしても行政内でも、またははなったとして、フェン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ
	上記の地方税減免は1つのアイデアにすぎない。いずれにしても行政自らがへき地地域に赴任していたことに全国で通用する価値を持たせることが、真に へき地医療拠点病院の強化につながると考えている。
4.4	医師の確保。ITを活用した遠隔医療を行うにしても、十分な医師数がなくては、それに充てる時間が取れない状況である。病診連携についても、国策で進
11	めるのであれば、もっと住民(国民)にその考えが浸透するよう国レベルでもっと啓発すべきと考える。
12	医師がいないことにはどうにもならないので、医師確保に努めてほしい。
213	医師確保対策の拡充
14	安定的な医師確保に努めてもらいたい。
15	継続的な医療体制を維持するための医師確保対策
16	医師•看護師確保
17	医師不足対策。
	医師が確保され診療体制が充実していないと代診医派遣は困難である。
18	一般的にへき地においては医師や看護師などの医療スタッフが不足しており、国や県では医師安定確保のための交付金を交付するなどの対策を講じて
	はいるものの、今後益々さいしい状況が憂慮されており、早急に打開策が望まれる。
4.0	当院のように、病院が農山村地域に存在する場合は、交通面や住環境等がネックとなって、医師の確保が大変困難な状況となっている。このため、農山
19	村地域のへき地医療拠点病院で働く医師の確保については、当該病院やその地域の地方公共団体だけでなく、国レベルで積極的に取り組んでいただきたい。
20	
20	医師、看護師、医療資源の確保、支援の継続。
21	医師、パラメディカルの人員確保(最も難しい)
22	医師の地域偏在の解消と医師確保対策
23	医師確保のための方策(臨床研修指定の見直し、財政的支援など)

24	マンパワーの確保
25	へき地で活躍できる医師を派置してほしい。
26	医師等人的資源の確保
27	医師派遣
28	へき地医療拠点病院での医師確保があってこそ、その機能が発揮できるものである。
29	医師不足により病院機能を維持するために、診療所等の派遣が困難な状態になりつつある。
30	へき地医療拠点病院に勤務する医師に対する特別加算制度の創設による医師確保対策。
31	・医師の地域偏在の解消と医師確保対策
32	過疎地の拠点病院への医師確保対策
	へき地診療所へ派遣される医師確保は勿論ですが、前述の通りへき地拠点病院への総合的な診療が出来る医師確保強化も必要と思います。他の見方として、へき地診療所へ直接派遣される医師自身はライフスタイルも変わり、それに伴う精神的影響もあるかもしれません。拠点病院では他の医師もおりコミュニケーションも取れますし、住環境も整備されているでしょう。へき地診療所と拠点病院に二重の確保が出来れば、へき地においてより一層の医療環境が提供されるのではないかと思います。
34	当院では、大学からの医師派遣による医師確保が非常に困難、逆に引き上げられている中で、医師不足によりへき地医療の継続が危機的状況に立たされている。この医師不足対策として、診療報酬の改定といった効果の見えにくいものではなく、
35	勤務医不足により地域医療の継続が困窮するなかで、今後、へき地に診療に医師を派遣することは困難となるであろうし、拠点病院の診療に影響が出る 状況では本末転倒である。行政は補助金もさることながら、へき地診療に携わる医師確保にも支援を願いたい。
36	差し迫った課題は医師不足であり、へき地医療強化のためには潤沢な医師・看護師の確保が必要。地方公立病院に特化した医師等確保支援策の検討をお願いしたい。
37	在宅医療を推進するならば、内科医を中心とした訪問診療ができる体制でないと患者の行き場所がなくなる。郡上市のように医師数が人口10万人対15 0の医師数で、診療所も少なく、とても往診、訪問看護ができない。郡上市は老人世帯が25%、独居老人が12.5%であり在宅医療は進められない状況である。とにかく医師、看護師の不足が問題である。
38	自分たちの病院が医師不足で困っている状態で、へき地への医師派遣は到底無理
39	人員、数の確保がまず第一にのぞまれるのでしょうが 拠点病院全体が診療所のバックアップをする体制が必要と考えます。
40	代診医師の増員
41	代診医としてへき地診療所へ派遣するには、へき地医療拠点病院に十分な医師が確保されないと困難であるので、医師が確保できるような施策をして頂きたい。
42	巡回診療へ派遣する医師が限られており、外来診療との両立に苦慮している。また、交通の利便性が良くなり巡回診療の利用者が減少している。
43	非常に困難な問題ではあるが、医師の補充に尽きると考えている。
44	へき地医療拠点病院における医師総数の確保をお願いしたい。
45	当地域のへき地医療を行うために、十分な医師の確保が必要であり、自治医大卒の医師の派遣を今後とも県にお願いしたい。
46	へき地への医師配置数の見直し
47	へき地医療拠点病院への十分な医師の配置

- - 41

48	へき地医療拠点病院では、救急受け入れや代診医、ヘリコプター添乗医としての人的資源が多く必要となります。そのため、医師の配置を通常の病院よりも増やす必要があると考えます。
49	拠点病院の配置
50	へき地医療拠点病院の強化対策は医師の安定的供給体制の確保が最重点課題。医療の全ての分野(僻地医療、救急医療、先端医療、社会医学、基礎 医学、研究分野)にわたって、医療計画に基づいて医師を配置する制度的枠組み(公権力)が必要。医師は極めて社会性の高い職業であり、任地や専門分 野の選択にはある程度の制約があってしかるべき。その議論を始めてください。
51	開業医も限られている中で、へき地医療拠点病院の担う役割は年々増しています。一方で、へき地における医師不足は深刻であり、常勤医師・非常勤医師にかかわらず、へき地医療拠点病院への医師の配置について検討していただきたい。
52	総合診療のできる医師 を各病院に広く配置してもらいたい 。
53	・自治医大卒等の医師の派遣
54	・現状ではへき地医療拠点病院自体(当院)も医師不足となっており、代診派遣を行う側の病院の人員補充について検討する必要がある。(例えばへき地医療拠点病院が自院の内視鏡検査をキャンセルして代診を行わざるをえないような場合の消化器専門医師の派遣協力等)
55	・派遣医師等の確保(看護師も)。
56	持続可能な病院であるために、医師の招へいの支援。 コメディカルの招へいの支援をして欲しい。
57	医師確保に向けたさらなる支援策(補助金や奨学金等の財政的支援策のみならず、制度的・政策的な支援)
58	・派遣医師の確保
59	④在宅診療と支援システムを構築する必要があり、医師の確保に加えて看護師・助産師の充足が望まれる。
60	国に対する要望 (1) へき地で勤務する医師の確保 総合診療医としての診療能力を持つ医師の育成及び配置が必要である。
61	医師の絶対数不足への対策として、地域の医科大学からの義務的派遣の制度化、修労支援金の補助制度、研修機会の確立等の強力な推進が望まれる。
62	医師の退職等に伴う、補充ができないと拠点病院自体の診療体制を維持できなくなる。中小規模の自治体病院が医師補充できる方策を検討してほしい。
63	派遣可能な医師の確保が年々難しくなっており、医師不足解消の推進を望む。
64	医師不足にならないような恒久的な支援対策を望みます。
65	今後、へき地診療所の医師数が減少していくと、へき地医療拠点病院の負担が増加していくことが予測される。拠点病院がこれに対応しようとすれば十分 な医師の確保が必要である。しかし都市部の病院ですら医師不足が深刻な状況であり、簡単な問題ではない。
66	へき地強化を考えるならば、国・県からの医師の派遣を提供していただく必要がある。大学からの派遣等に医師に代診を依頼するのは派遣する病院に とってはメリットが無い。

67	へき地診療所への代診派遣をはじめ、病院として医師を確保することが必要です。へき地医療を担う医師を(内科ばかりでなく全科)確保するシステムの 構築をお願いしたい。
68	へき地医療拠点病院の強化のためには医師をはじめとする医療スタッフの確保が最優先課題である。県内に勤務する医師を速やかに増やす方法について、各都道府県に適した方法で検討し、行うことである。
69	国の医療費抑制政策等により病院の経営状態が悪化し、病院の存続が危ぶまれている。医療圏が限定されたへき地医療拠点病院が存続するためには、自院の経営の効率化だけでは限界があり、へき地に対する国の医療政策の改善と、都道府県の協力体制が不可欠である。県として最も重要であるのは人的協力体制であり、24時間体制を堅持するにあたっての十分な医師、看護師、パラメデイカルの確保について、へき地保健医療対策検討会で議論してほしい。
70	当院におきましては、医師数不足により巡回診療回数も多くありません。現状スタッフにおける拠点病院としての活動は限界と思われます。これにより現在は地域における高齢者への確実な医療ケアの提供に重点を絞り、予防・検査・治療にあたっています。
71	当院は島根県西部地区の他の総合病院同様に年々医師数が減少している。このため通常の診療体制にも支障を来している。このような状況にも関わらず眼科医師を毎月1回、浜田市内の弥栄診療所へ派遣している。さらに昨年オープンしたあさひ社会復帰促進センターへの医師派遣も現在検討している。この地域は今後も医師不足による地域医療の悪化が見込まれる。従って、へき地医療拠点病院に必要な機能と言うよりは、このような医師派遣を行っても通常診療に支障を来さない程度の医師を確保できるよう国及び県の援助が必要である。
72	現状はへき地の診療所への代診より,中山間地域の小病院が困窮している状況。しかも当直医が不足している。
73	将来にわたり、へき地拠点病院に重点的に医師を確保できる支援体制
74	医師の確保が最大の問題であるが、勤務医に課せられる仕事量等により開業医となってしまい勤務医を確保することが困難になる。 制度面で勤務医を確保する政策についてご検討願いたい。
<u>↓</u> 75	地域中核病院の医師不足により現在はほとんど機能していない状態。
76	拠点病院存続のための最低限医師数確保の体制(自治医大からの派遣等)作りを要望します。
77	1 地域の特殊性から医師の確保については国、県で医師の派遣について格別の援助を願いたい。
78	・ へき地拠点病院の勤務医がへき地での事情をより理解できるように、定期的に派遣できるようにしてほしい。現状は人数不足で派遣されるとその穴を 埋めるために残ったDrに負担がかかっている。
79	高齢者人口の割合が高く、施設・住宅における診療が必要なへき地においては、住民全体の健康管理に医療機関が関わっていく必要があります。
80	離島や中山間地域には市立のへき地診療所が10箇所設置されており、うち5箇所の医師は県・大学からの派遣(見島・見島宇津分室・大島・福川は県から、見島歯科は大学から)によって、2箇所は民間病院を指定管理者にして運営している。県・大学から支援を受けて何とか凌いでいるが、県等からの派遣以外の(就職している)診療所医師が退職した場合、確保のメドが立たない。へき地診療所の医師や代診派遣のための医師を確保するための人的・物的支援をお願いしたい。 人材育成・医師確保のために、地域医療の最前線が体験できるフィールドとしての活用を検討していただきたい。
81	へき地医療拠点病院の事業を継続的に実施する為には、医師等医療技術者の確保が必要であるが、現状、1医療機関で医療技術者の確保は困難な状況にある為、国や北海道に医療技術者を安定的に確保してもらえるシステムの構築を要望する。 地域において医師を確保するに当たり学会の出席や疲弊改善のための休暇確保が図られる環境整備は重要な方策である。地域の医師確保に努めるのであれば、これら事由による地域医療機関へも協力支援できることが必要と考える。
82	派遣医師の確保については、大変苦慮して状況であるため、国・県等の協力が必要であることから、拠点病院への医師派遣等についてご配慮願いたい。

83	(1)へき地拠点病院は地域の基幹病院であり,基幹病院としての機能,特に医師数の充実をまず強化していだきたい。
84	・県、国は中核病院の医師数を確保
85	・教育、研修への専任人的補助について。
86	・継続的な医療体制を維持するための医師確保対策
87	仕事環境 1人で24時間365日責任をとる体制を改善するには現状の倍以上の医師その他の配置を必要とする。
88	へき地診療所へ医師を派遣する拠点病院に対する医師及び医療従事者確保の対策(義務化の検討など)
89	ほとんどのへき地拠点病院が医師不足、経営難に苦悩しています。へき地における医療の提供という 必要不可欠ではあるが、不採算であり、運営が非常に困難であることを理解していただき、医師の確保を何とかお願いしたいと思います。
90	・医師数が少ないことから、勤務条件が過酷になる傾向。よって小児科・産科をはじめとする診療科ごとの複数医師体制の確保やそのための条件整備(医師絶対数確保や処遇改善など)
91	・医師数の確保

	2. ドクタープールに関する事項
1	総合医をプールできるところを作るべき、公的病院への派遣ができるようにしてほしい
2	ドクタープール機能を持たせてもらいたい。
3	代診に対する評価が著しく低い。 県のドクタープールの定員を増やし、代診を一手に引き受けさせる。
4	昨今の医師不足の状況から、本当に守らなければならない医療圏ごとの病院に、医師を確実に且つ継続的に集約できる対策(大都市偏在の解消策ほか) が最重要課題と考えている。
5	拠点病院存続のための最低限医師数確保の体制(自治医大からの派遣等)作りを要望します。
6	へき地医療は原則として拠点病院からの医師派遣で行うべきと思う。 各無医地区で常駐医師を置くくらいなら拠点病院に集めることが良い。また、住民がそれを了解することが大切と思う。
9	・診療所開業医や民間病院には、拠点病院としての機能は期待できないので、やはり公的病院にへき地診療所の応援を十分に可能とするマンパワーを プールすることしか、方法はないと考える

3. 医師養成・キャリアパスに関する事項 へき地へ十分な支援を行うのであれば、拠点病院に支援が賄えるだけの医師が必要である。医師が少ないままに支援していると、当院が苦しくなる。 医 |師不足の解消、地域医療を担う総合医の養成について検討して行動に移してほしい。 地域医療を担う医師養成対策の強化 〇総合内科医の育成 〇入学時より10名程度のへき地医療義務付けた定員を確保する へき地医療拠点病院にもっと医師(特に総合医)を複数配置(集中)させることにより、へき地医療支援の機能が増し、研修医や医学生に対して総合診療やER に対する教育体制が充実すると考えている。国に対しては、地域枠の医学生等を中心として、総合医の育成にもっと力を入れて欲しいし、そうやって育った若い 医師が、へき地医療拠点病院に集まる形を目指して欲しい。 ジェネラリストやブライマリ・ケア医師の育成のための教育・研修充実のための施策の実施 真に地域医療を担う医師の絶対数の養成 当院は大学病院の分院であり、へき地医療拠点病院でもあることから、へき地医療を担って行ける家庭医療医の養成が急務である。家庭医療医は、正常分娩 に立ち会い、高齢者の看取りも行うので、「胎児から墓場まで」を守備範囲にしている。したがって、 ①家庭医療の普及と家庭医療医の養成に予算を付けて取り組むべきである。 ②病気にかからないようにするための健康講座を定期的に開催し、生活指導ができる医師の養成が必要である。栄養管理法やNSTを必修科目に加えなけれ ばならない。 ③へき地医療拠点病院では、家庭医療医を教育および養成すべきであり、そのための予算立てが必要である。 へき地や地域医療を希望する医師、スタッフが増えない限り拠点病院の機能は強化されない。そのためには県立病院や大学医学部に地域医療を希望する医 師を集めないと教育出来ない。 医療従事者が、地域医療に興味を持つよう学生時代からの教育をしっかりしてほしい。 マスコミも患者も医師自身も受け入れている臓器別専門医ブーム、医師集約化により諸問題を解決しようとする行政の手法、業務分担どころか医師への業務 11 集中を来してしまった医療行政、この三つが医療崩壊の本質ですので、実のある総合医育成を県としても考えて欲しい。総合医の必要性は国も認めているけれ ど動きはきわめて鈍いので県として先行して計画して欲しい。 診療所で役立つような医師の養成がすなわち綜合医の養成を考えるべき。 12 へき地での診療能力のある医師(総合医)の育成や採用。たとえば、県立病院に総合診療部を置き、病院内で総合医としての職務を遂行しながら、必要に応 13 じて代診活動をする。 14 |県においては、大学と県内の研修医受け入れ施設が研修医のキャリアープランを十分に討議し、へき地診療に携わってくれる医師を養成することである。 総合内科医の育成と養成の充実 15 16 | 医学部学生教育や新研修医制度のカリキュラム中でもっと積極的に地域やへき地拠点病院の研修システムを考えてほしい。

17	・総合医の育成のために小児科、産科、整形外科専門医が必要。 ・上記専門医と総合医が、新たな総合医を育成するプログラムをへき地中核病院にもつこと。
18	・医師、歯科医師及び他の国家免許を有する医療従事者について、基礎教育及び卒後臨床研修においてへき地、離島教育を必修化する。
19	・総合的医療が出来る医師の教育・訓練体制の強化
20	・へき地医療を担う総合医の育成
21	大学医学部に地域医療講座を開設する。
22	・国を挙げての医療人の育成
23	総合医の養成 総合医が他の専門医より尊重される社会的基盤
24	女性医師の新たな勤務スタイルの確立
25	県や地域ぐるみでの医師、看護師の派遣及び大学、教育施設と一体となったスタッフのキャリアパスの保障が必要。
26	・離島などのへき地勤務の医師は、1年程度のローテーションを確約することで、確保しやすくなる。 ・看護、理学療法士などの医療技術者は、一度地方から出ると戻らない傾向にある。これらの技術者が地方(へき地)で働き続けられる方策が必要。 ・上記のために、圏域内の医療機関の医療技術者が、相互に開設者の枠を越え、人事異動、一時的な応援ができる人事システムの構築も一つと考える。
27	へき地医療機関で診療に従事している医療スタッフ、特に医師の生活環境への対策充実

	4. 医師研修に関する事項
1.	・へき地医療従事者への研修、研究施設の提供。
2	臨床研修医(1~2年目)も希望者は、へき地に補助戦力としてでも勤務できれば、理解者が増えると思います。そのための予算と、研修制度の柔軟性を持たせてほしいです。
3	大学、その他の研修医プログラムに拠点病院での研修をもっと組み入れてほしい。若いうちに総合医の大切さを理解させるために。
5	臨床研修の地域保健・医療研修は、研修医の医師としての使命感の自覚と医師人生の精神的基盤形成に大きく寄与すると思います。へき地拠点病院での地域医療研修を更に推進していただきたい。 大学医局の存在が、医師応援を行ううえで大きな障害となっています。同一医療企業団内の2病院間でも、各病院の内科へ医師派遣している医局が異なるとその病院間での内科医師応援ができません。大学医局からストップがかかります。常識的にみておかしいことですが、現実はそうです。個々の病院で対処できません。解決策は無いものでしょうか。
6	臨床研修医制度にへき地医療拠点病院での研修期間を設けるべきではないでしょうか。 若い内に地域医療がどのような環境になっているのか、将来の医師像において、何が必要なのかを考えていただき、これからの日本医療を背負われる若 き医師達に最先端医療も良いが、そこにはへき地で医療難民が多く発生している現況を認識していただく仕組みも必要ではないか思います。
8	・初期研修のみならず後期研修にもへき地医療機関勤務を盛り込む方向での検討。実績を将来の個人のキャリアとしてきちんと認める制度。
9	初期研修医制度の中での地域医療研修期間の延長
10	後期研修における都市部病院救急部門またはへき地勤務の義務化。県と大学病院が協力し、大学病院や自治医科大学卒業生の派遣先を一元管理する機 構を設立すること。
11	後期研修のうち、へき地医療拠点病院での1年間の研修を義務化すること。
12	へき地医療拠点病院では、医師初期臨床研修指定病院なっている施設が多いと思われます。へき地医療に従事する医師を外部から確保することは極めて困難で、初期研修から後期研修に進む医師の中からへき地医療に一定期間従事する医師を育てなければなりません。 今回、22年度からの初期臨床研修制度の見直しでは、定員数において都市部の大病院では前年と同数か微減ですが、地方や郡部にあるへき地拠点病院では大幅に削減されています。都道府県単位ではなく、二次医療圏ごとの細かい定員の設定などを検討していただくことをお願いします。

	5. 医療制度・体制に関する事項	
1	・ 保健師等の裁量拡大(医師以外が行えることを増やす)	
2	2次医療圏単位でやるべきことを明らかにして、そのための必要な施設や医師・スタッフ数を整備していただきたい。(現在は、県全体での集約ばかりが考えられているように感じられます。) 3~6ヶ月を単位とした短期~中期の医師ローテーションとすれば、地方で勤務するデメリットは比較的少なくできるので、地方勤務を拒否する医師数は少しでも減るのではないでしょうか。(現在、人数不足もあり、ローテーションの確約のないまま派遣される例が多く、地方勤務を嫌がる医師が多いよう思います。)	
3	地域中核病院の医師不足により現在はほとんど機能していない状態。 これまでの診療所支援中心の考え方から地域中核病院への支援も可能にする施策が必要。 医師の偏在をコントロールする必要があり、支援機構の中心である医師の多い病院はもっと地域を支援する体制作りが必要。	
4	プライマリケアのできる医師を育てるだけではなく、プライマリケアの実践できる医療機関も作ってほしい。	
5	・医師数増加のみでなく診療科偏在の改善策(小児・産婦人科のみでなく内科・外科・整形外科の減少傾向が強い現状を踏まえて) ・医学生増のみでは大學教官の疲弊がはじまり大學までもが医師減になる可能性がある。そのようにならない対応を前もってとっておく。 ・医局機能の持っていた医師派遣機能のあり方の見直し検討 ・医師確保の支援 医師充足までの間、全国的規模でのマグネット病院からの医師招聘への支援推進 地域枠入学者の卒後勤務に中核病院勤務義務化(脱落者防止対策をきちんとする) 自治医大卒業生と地域枠卒業生を長期的に地域医療に従事していく制度・枠組みの形成 開設基盤の異なる医療機関間での医療スタッフの応援が自由に行える制度設計。	
6	1、へき地医療拠点病院に医師が充足される体制を作ることが大切である。労働時間、給与、ローテート、大学での医学教育(総合的に患者を診る能力を養う医師の養成とこういう医師を数多く育てること)を見直すこと。 2、それぞれのへき地診療所に医師を常在させるのではなく、へき地拠点病院から診療所に医師を派遣するような体制を作る。 3、住民が必要に応じて拠点病院を受診できるように、交通網(住居・地域と医療機関間)や金銭的援助体制を見直す。 4、現在、へき地診療所には自治医科大学卒業生が赴任しているが、診療所ごとに一人の医師では、医師の向学心や専門的・高度医療の習得という観点から見ても非効率的ではないだろうか。したがって、へき地拠点病院に自治医科大学卒業生が勤務し、適宜、診療所勤務を行うように制度を改正すれば、へき地診療の問題解決になり、かつ、診療所医師の希望をも満たすことにつながると考える。 5、地方の小都市においては、地域医療の一環として、へき地医療を見直すことが求められる。	
7	へき地医療での社会医療法人認定の基準を下げてほしい。(県独自)	
8	・医師の地域偏在是正策の即時実施(自由開業制の公的規制や勤務医優遇方策の実施など) ・へき地拠点病院への総合内科医の優先配置 ・地域医療従事勤務医師養成枠の拡大強化	
9	◎国や都道府県に要望:地方の医療過疎を解消する施策を講じて欲しい。◎へき地保健医療対策検討会:へき地でも、安心して出産や小児医療を受ることが出来る地域医療の確立をして欲しい。	

্ৰ

Г		
	10	・へき地への医師配置数の見直し
	11	・医師の職業選択のあり方について、十分な議論が必要
	12	・大学病院における医師の配分機能の強化とへき地への優先派遣に対するインセンティブ強化。
	13	・へき地医療は医師個人を派遣すれば解決するのではなく、必ず集団で保証するシステムを考える→一定のルールで医師を循環させること ・へき地医療に赴任した医師には、公的制度による研修・研究の補助システムを考えて、インセンティブを与えること
	14	へき地医療を行う医療機関の再編成
	15	代診のみならず、出張専門診療や巡回診療を円滑にするためのシステム作り。また、それに見合う予算配分を要望したい。
	16	総合医 を医療法の専門医と して認定する 総合医と専門医の役割分担を保険診療においても明確にする 一般開業医は、総合医の資格を有することを明文化する
	17	開業医になる、あるいは病院管理者になる条件として、へき地での勤務を義務付けてほしい。
Ţ	18	・医療提供体制の整備
31-	19	・国に対しては、医師の適正配置の検討をしていただき、卒業10年の間に一定の期間、へき地及び救急の勤務義務化を図っていただきたい。
	20	拠点病院への配置や派遣体制の構築

	6. 財政支援に関する事項		
1	医師確保に係る経費面の援助		
2	現在の1日あたり医師6万1千円、医療スタッフ2万5千円の派遣補助金単価の引き上げ。またへき地診療所への医師等送迎に係る経費への補助 (交通費、運転手費用等)。へき地診療所において運行している巡回バスに係る経費への補助。		
3	医療費・社会保障費を削らないこと。 自治体が金銭的な面のみの病院経営ばかり考えないような指導や必要・十分なだけの財政的支援を実際に行うこと。 自治体病院への補助金を交付税として一般財源には入れず、各医療機関へ確実に分配すること。		
4	当院におきましては、医師数不足により巡回診療回数も多くありません。現状スタッフにおける拠点病院としての活動は限界と思われます。これにより現在は地域における高齢者への確実な医療ケアの提供に重点を絞り、予防・検査・治療にあたっています。機能強化を図るべき医療機器の更新につきましても、予算をへき地拠点病院設備整備費補助金に委ねる部分もあります。つきましては、厚生労働省における審査基準を軽減していただき、地域医療に必要な設備整備が毎年実行できるように、現行基準額・補助率を減額してでも申請施設への交付金配分を確実に実行して頂きたいと思います。		
5	不採算なへき地診療所支援をおこなうにあたって金銭的な支援が必要。		
6	通常の病院診療の合間を縫って、巡回診療等を行っている。へき地医療病院に勤務する希望者が少なく、勤務医及び医療スタッフにおいてかなりの 負担がかかっている。へき地医療病院においても医師確保ができる体制及びそれに係る費用の補助等を検討⇒診療報酬の引き上げにより、スタッフの 確保もしやすくなるのではないか。また、公務員医師における代診業務の融通性及びそれに対する手当報酬の支給等の規定の整備を期待する。		
7	来年度CTの更新を計画しており、へき地医療拠点病院・地域医療支援病院の機能として不可欠なものであり、国庫補助(共同利用施設補助金)にて 支援を頂きたく検討しているところである。 例年、へき地医療拠点病院・地域医療支援病院の立場として、機能強化を目的に高額医療機器の整備や更新など継続して行っているが、費用対効 果の面でも国や県の支援が無ければ、困難なものもある。 へき地医療の維持・発展のためにも、今後も継続的な支援をお願いしたい。		
8	・財政支援 医療関係交付金の適正使用 医療費総抑制の見直し		
9	・拠点病院への補助金について使途に自由度を持たせてほしい。大物の器具以外にもコンピュータ等の小物にも使えるように。		
10	1)財政的援助(補助金等)の充実: へき地医療拠点病院が健全経営でなければ充分な機能を発揮できない。 2)急性期医療のみを重視した診療報酬では、地域医療は崩壊する。地域医療、地方の中小病院のことを考えた診療報酬改定をしてほしい。		
11	高度医療機器設置のための補助体制		
12	近年、診療報酬が下がり医師数も減り病院の収入は下がる一方の中、へき地医療も担っていることから、次回の診療報酬改正で「へき地医療拠点病 院加算」のような新たな点数を検討して欲しい。		

13	公的病院に対しての自治体立同様の交付金の適応について検討いただきたい
14	診療支援、当直支援等それぞれの回数に応じた補助金がないと、モチベーションが上がらない。
15	財政的支援を要望します。
16	財政的支援
17	非採算部分とされるへき地診療及びへき地医療支援業務、マンパワーの確保に対する財政的補助
18	へき地診療所運営に対する更なる財政措置を求める。
19	病院経営への支援を何とかお願いしたいと思います。
20	県内唯一の医師養成機関である大学病院であるので、中長期的計画に経済的支援を十分行って頂きたい。例えば、地域枠推薦学生の地域医療への動機付け支援と専門科も含めた適正配置調整、僻地医療での燃え尽き症候群を防ぐ地域医療支援コーディネータの配置などを行う地域医療再生センター(仮称)のような寄付講座を大学病院に設置し県と大学が密接に連携してやる気のある地域医療人を育て、僻地を含めた県内医療を維持していくシステムを構築することを支援して貰いたい。
21	代診医派遣に伴う補填額に見合う補助金等の支援策の充実をお願いしたい。
22	へき地診療等に対する補助費の増額についてもご検討いただきたい。
23	車両購入等の補助金制度を新設してほしい。
24	代診医にふさわしい対価の支払いと代診のために本院が本来手に入れることの出来たはずの診療報酬の補填をするべきである。
25	本来不採算なへき地に採算を求めないで欲しい。 赤字補填も、不採算だが必要という積極的評価の下にガラス張りの仕組みで、病院に直接行って欲しい。
26	経営支援(運営費補助)
27	公共性の高い事業であるので、DPCの係数などで高い評価を頂きたい。
28	・椎葉は、救急病院や2次・3次機関まで2時間ほど掛かる現状から椎葉病院として、搬送車のモニター機能の強化(ダイナスコープ等)と病院での搬送前の診断強化のため生化学分析機の更新・生化学データの電子的保存及びポータブルレントゲン等の充実を協議している。このための高率補助制度確立を要望。
29	現状ではボランティアになっている画像電送による読影や動画を用いての遠隔診療を医療行為と見なしていただき、保険収載していただく必要があると考えます。
30	医師手当の基準額について実情に応じた医師単価への見直し。
31	交通費や車代の基準額の設定を加えること。
32	遠隔地への移動のための危険負担のため保険や車両の確保などの費用も加味してほしいこと。
33	へき地への診療の際、移動手段が必須となります。患者搬送車・巡回診療車等に対する補助があるが、医師・看護師の移動手段としての車に対する 補助が存在しない。

34	医師をへき地診療所に派遣した場合の休業補償をもっと手厚くして欲しい。	
35	診療機器を備えた車や診療船などへの補助(個別に設備を整えるコストとの比較が必要だが)や、例えば医療資源の少ない離島では診療船によるレントゲン撮影など(診療所で対応できない項目について)の検診回数を増やすような対策も必要と思われる。へき地には院外薬局がなく処方内容が限られたり、薬の包装単位が大きいために必要な薬でも購入できないなどの問題がある。包装単位以下の必要量だけの購入ができるようなシステム(問屋や薬局、拠点病院などから分けてもらうなど)、あるいは院外薬局からの郵送を認めるなど、離島へき地には特別な配慮を検討していただきたい。同様に、救急薬品や医療材料(創傷処理に必要なものなど)なども包装単位の関係で準備できないことが多い。これらについても、少量ずつの購入を援助するシステムやそのような情報についても指導管理するセンター(医師の手当てを行うだけでなく)が必要であろう。そのような無駄が多いので、へき地医療機関は保険点数などについても一定の配慮があるべきと考える。また、レセプトやマニュアルの整備などについても、患者数もスタッフ数も少ない離島へき地診療所には配慮を希望する。	
36	大型医療機器の更新整備に充てる財源措置として、毎年、定額の補助をお願いしたい。	
37	へき地へ診療に出た際の報酬アップ、また、へき地への派遣診療・健診が十分に行える経済的バックアップ。	
38	人員確保ための財源の確保 機能的で有効な情報網の国費、県費整備	
39	運営費の助成	
40	・へき地・過疎地域へ派遣する医師確保に対する費用への財源措置	
41	へき地医療に従事する医師の処遇改善に対する直接的で思い切った助成制度の創設を検討願いたい。	
42	・派遣医師の給与の助成 ・へき地診療のための検査機器搭載車両の整備	
43	・施設整備及び機器購入等補助事業の強化	
44	経営基盤の強化(補助金の交付等) へき地であるがゆえに経営効率が悪く、赤字体質から脱却できない。赤字のため思うような運営が不可能である。	
45	へき地医療に対する補助金の増額。(へき地医療は不採算医療である為)	
46	病院自体の経営の問題もある。したがって、日数割で計算するようなわずかな補助金による人材確保対策は非現実的であると言わざるを得ない。少なくとも有能な常勤医を4-5人雇えるくらいな補助金は必要である。	
47	へき地においては診療報酬の体系を別枠にして医療機関や医療スタッフが疲弊しない体制の構築を模索する。	
48	対価に対する補填(補助金や交付税)	

□ 本学・ □ 本学・ □ 本学・ □ 本学・ □ 本学・ □ 本学・ □ 本	İ	また、臨床研修医初期研修の指導医の業務量増加に対する医師手当への財源確保の必要性がおります。
 置か必要である。 351 財政的にも運営を支援する。 52 ・遠隔医療及び病院間連携システムの促進を図るための財政援助 53 ・代診医派遣などによる当院診療への影響を考慮し、十分な財政的支援が必要である 54 ・ヘき地医療拠点病院への財政的支援の継続 55 1)給与格差(1.5倍~2倍)必要。 56 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49	│ 高額医療機器の初期投資には、補助金がありますが、保守、維持管理にはCTは年間1,000万円、MRIは年間500万円と高額な費用が掛かりますが地 │域的な稼働率に対して不採算な部分があり経営を圧迫しているので補助金として手当して頂きたい。
52 - 遠隔医療及び病院間連携システムの促進を図るための財政援助	50	経営状況を問われる昨今、へき地医療拠点病院として必要な医師、看護師の確保経費及び診療に必要な設備、機器維持管理経費等、格段の予算措置が必要である。
53	51	財政的にも運営を支援する。
・	52	・遠隔医療及び病院間連携システムの促進を図るための財政援助
55 1)給与格差 (1.5倍~2倍)必要。 56 小さ地医療・救急医療・不採算医療に対する財政支援が絶対的に不足している。診療報酬による評価及び直接的な財政支援が必要。 1T化に関して補助をしてもらいたい。 1T化に関して補助をしてもらいたい。 ・	53	
56	54	・へき地医療拠点病院への財政的支援の継続
17化に関して補助をしてもらいたい。	55	1)給与格差 (1.5倍~2倍)必要。
- へき地医療の広域集約化と巡回集合診療実施に対する公費助成及び受診者の送迎費補助や無料お出掛けサポートの実施など - 診療報酬におけるへき地医療拠点病院加算の新設 - 遠隔地医療等の情報通信技術の導入に係る財政支援 59 - 診療報酬の抜本的な見直し - 医師に長期間にわたり勤務してもらうためにも、へき地病院勤務医師に対し、特別手当を創出しそれに対し国が財政支援を行うこと。 - 拠点病院に対する診療報酬加算を十分にあてがうこと - ・担点病院に対する診療報酬加算を十分にあり、これを支援するための施設認定や指導医、専門医資格を維持する予算の計上が必須である。施設が認定されたければ、若手医師は資格獲得の途上にあり、これを支援するための施設認定や指導医、専門医資格を維持する予算の計上が必須である。施設が認定されたければ、若手医師は資格獲得ができないので、この病院を希望する者がいなくなる。 62 拠点病院として、派遣している医師の病院での勤務できないマイナス面を考慮した支援制度をお願いしたい。 63 国の補助は各二次医療圏毎でいくらという施策である。一方実際の補助は中核の基幹病院整備に主に回され、一次のへき地医療拠点病院は冷遇れることが多く、これでは二次医療圏内のバランスを崩す原因となることを危惧する。 65 初期診療機関としての高度医療機器整備。 地域の収容施設としての高度医療機器整備。 地域の収容施設としての施設整備補助金の充実。 66 近年医師数の減少が著しくそれに比例して医師派遣の回数も著しく減少しているのが現状であります。医師確保が急務であります。その対策として、診療機能の整備を行う上で必須の医療機器を整備できるだけの財源の提供をお願いします。	56	・へき地医療・救急医療・不採算医療に対する財政支援が絶対的に不足している。診療報酬による評価及び直接的な財政支援が必要。
 ・診療報酬におけるへき地医療拠点病院加算の新設 ・遠隔地医療等の情報通信技術の導入に係る財政支援 59 ・診療報酬の技本的な見直し 60 ・医師に長期間にわたり勤務してもらうためにも、へき地病院勤務医師に対し、特別手当を創出しそれに対し国が財政支援を行うこと。 ・拠点病院に対する診療報酬加算を十分にあてがうこと ・ 若手医師は資格獲得の途上にあり、これを支援するための施設認定や指導医、専門医資格を維持する予算の計上が必須である。施設が認定されたければ、若手医師は資格獲得ができないので、この病院を希望する者がいなくなる。 62 拠点病院として、派遣している医師の病院での勤務できないマイナス面を考慮した支援制度をお願いしたい。 国の補助は各二次医療圏毎でいくらという施策である。一方実際の補助は中核の基幹病院整備に主に回され、一次のへき地医療拠点病院は冷遇されることが多く、これでは二次医療圏内のバランスを崩す原因となることを危惧する。 65 初期診療機関としての高度医療機器整備。 地域の収容施設としての施設整備補助金の充実。 近年医師数の減少が著しくそれに比例して医師派遣の回数も著しく減少しているのが現状であります。医師確保が急務であります。その対策として、診療機能の整備を行う上で必須の医療機器を整備できるだけの財源の提供をお願いします。 	57	
 59 ・診療報酬の抜本的な見直し 60 ・医師に長期間にわたり勤務してもらうためにも、へき地病院勤務医師に対し、特別手当を創出しそれに対し国が財政支援を行うこと。 ・拠点病院に対する診療報酬加算を十分にあてがうこと・若手医師は資格獲得の途上にあり、これを支援するための施設認定や指導医、専門医資格を維持する予算の計上が必須である。施設が認定されたければ、若手医師は資格獲得ができないので、この病院を希望する者がいなくなる。 62 拠点病院として、派遣している医師の病院での勤務できないマイナス面を考慮した支援制度をお願いしたい。 63 国の補助は各二次医療圏毎でいくらという施策である。一方実際の補助は中核の基幹病院整備に主に回され、一次のへき地医療拠点病院は冷遇なれることが多く、これでは二次医療圏内のバランスを崩す原因となることを危惧する。 65 初期診療機関としての高度医療機器整備。地域の収容施設としての施設整備補助金の充実。 66 近年医師数の減少が著しくそれに比例して医師派遣の回数も著しく減少しているのが現状であります。医師確保が急務であります。その対策として、診療機能の整備を行う上で必須の医療機器を整備できるだけの財源の提供をお願いします。 	58	・診療報酬におけるへき地医療拠点病院加算の新設
 ・拠点病院に対する診療報酬加算を十分にあてがうこと ・若手医師は資格獲得の途上にあり、これを支援するための施設認定や指導医、専門医資格を維持する予算の計上が必須である。施設が認定されたければ、若手医師は資格獲得ができないので、この病院を希望する者がいなくなる。 62 拠点病院として、派遣している医師の病院での勤務できないマイナス面を考慮した支援制度をお願いしたい。 63 国の補助は各二次医療圏毎でいくらという施策である。一方実際の補助は中核の基幹病院整備に主に回され、一次のへき地医療拠点病院は冷遇なれることが多く、これでは二次医療圏内のバランスを崩す原因となることを危惧する。 65 初期診療機関としての高度医療機器整備。地域の収容施設としての施設整備補助金の充実。 66 近年医師数の減少が著しくそれに比例して医師派遣の回数も著しく減少しているのが現状であります。医師確保が急務であります。その対策として、診療機能の整備を行う上で必須の医療機器を整備できるだけの財源の提供をお願いします。 	59	
 ・拠点病院に対する診療報酬加算を十分にあてがうこと ・若手医師は資格獲得の途上にあり、これを支援するための施設認定や指導医、専門医資格を維持する予算の計上が必須である。施設が認定されたければ、若手医師は資格獲得ができないので、この病院を希望する者がいなくなる。 62 拠点病院として、派遣している医師の病院での勤務できないマイナス面を考慮した支援制度をお願いしたい。 63 国の補助は各二次医療圏毎でいくらという施策である。一方実際の補助は中核の基幹病院整備に主に回され、一次のへき地医療拠点病院は冷遇なれることが多く、これでは二次医療圏内のバランスを崩す原因となることを危惧する。 65 初期診療機関としての高度医療機器整備。地域の収容施設としての施設整備補助金の充実。 66 近年医師数の減少が著しくそれに比例して医師派遣の回数も著しく減少しているのが現状であります。医師確保が急務であります。その対策として、診療機能の整備を行う上で必須の医療機器を整備できるだけの財源の提供をお願いします。 	60	・医師に長期間にわたり勤務してもらうためにも、へき地病院勤務医師に対し、特別手当を創出しそれに対し国が財政支援を行うこと。
国の補助は各二次医療圏毎でいくらという施策である。一方実際の補助は中核の基幹病院整備に主に回され、一次のへき地医療拠点病院は冷遇なれることが多く、これでは二次医療圏内のバランスを崩す原因となることを危惧する。	61	・拠点病院に対する診療報酬加算を十分にあてがうこと ・若手医師は資格獲得の途上にあり、これを支援するための施設認定や指導医、専門医資格を維持する予算の計上が必須である。施設が認定された。
れることが多く、これでは二次医療圏内のバランスを崩す原因となることを危惧する。	62	拠点病院として、派遣している医師の病院での勤務できないマイナス面を考慮した支援制度をお願いしたい。
地域の収容施設としての施設整備補助金の充実。 近年医師数の減少が著しくそれに比例して医師派遣の回数も著しく減少しているのが現状であります。医師確保が急務であります。その対策として、 診療機能の整備を行う上で必須の医療機器を整備できるだけの財源の提供をお願いします。	63	国の補助は各二次医療圏毎でいくらという施策である。一方実際の補助は中核の基幹病院整備に主に回され、一次のへき地医療拠点病院は冷遇されることが多く、これでは二次医療圏内のバランスを崩す原因となることを危惧する。
診療機能の整備を行う上で必須の医療機器を整備できるだけの財源の提供をお願いします。	65	
67 診療機器を備えた車や診療船などへの補助 CO 医妊娠の *** *** *** *** *** *** *** *** *** *		
68 ・医師がへき地応援に出かけると、拠点病院の診療機能が低下すること、並びに経営悪化が起こることに対する手当が必要と考える	<u> 68</u>	・医師がへき地応援に出かけると、拠点病院の診療機能が低下すること、並びに経営悪化が起こることに対する手当が必要と考える

	7. 情報システム、診療機器等インフラ整備に関する事項
1	情報インフラの整備
2	・ Telemedicineの有効活用
3	情報ネットワーク(インターネット等)を使ったへき地医療支援体制
4	遠隔医療等の各種診療支援。
5	病理伝送システムの更新を検討していただきたい。
6	遠隔医療システムの充実と利用促進 促進の為の資金的援助(システムの公的設置) 医療連携と患者搬送体制の更なる充実(庭児島市内のヘリポートは、少なくとも南部・北部の2ヵ所は必要) 当制度も含め、その他公的医療協力病院の位置づけや法人制度の優遇
7	新しい医療機器を整備すること
8	へき地診療所では、十分な検査機器が揃っていないことも多いので、レントゲンやエコーなどの機器の必要時の貸し出しが可能になるようなシステムがあると便利である。
9	へき地診療所医師が診断・処置に支障をきたした場合、拠点病院専門医師へ容易にコンサルト可能なシステム構築が重要である。 高価なインフラは、陳腐化するのが早く、操作訓練を必要とし、長期的な運用は困難と思われる。携帯電話の進歩は著しく、メール・静止画のみならず動画も 送信可能となっている。携帯電話を活用したコンサルトの運用構築はへき地医療支援の一方法と思われる。 拠点病院では患者の同意のもと電子カルテの公開が可能となっており、遠隔地からも電子カルテの内容が閲覧できる。紹介患者の入院後の推移を主治医と 同時に把握することは、医師として患者への説明、家族への説明が容易となる。さらに、患者データを経時的に把握し、主治医への問い合わせ、検討は生涯 教育に繋がると思われる。インフラ設置も容易であり、今後システム構築を進めていただきたい。
10	・ITを用いたシステムネットワークの構築(一病院でなく, 例えば県単位で), 運営。
11	・遠隔画像診断補助を実効性のあるものに改良して交付してほしい。
12	・先端医療技術に触れる機会の創出とそれに対する必要なインフラ整備(ICTなど)。

c	i	3
		J
	١	

	8. その他
1	・ 当院もDPC制度を導入したため、へき地患者の外来通院や入院した患者家族のための、宿泊施設の充実が必要と考えます。
2	・ 医師を含め、へき地で働く人たちへのサポート。
3	第一線のへき地診療所へは、若い医師を派遣することが多いが、できれば、1~2年以上の期間での交替が望ましい。
4	巡回診療への人員派遣、病院独自の広報活動等に対し受診者が漸減傾向にあるなど、医療の確保を目的にしているとはいえ効率的ではない。有限の資源を 投じている診療に対し、より活用者が増えるよう市町村、地域住民へ働きかけていただきたい。
5	へき地診療所の現況を周知強化が必要。
6	・へき地医療拠点病院の立地する地域での人的連携(特に医師)
7	・先ず第一は、職員、特に医師のへき地医療に対する理解と、積極的に支援協力を惜しまない文化の醸成
8	・ へき地医療は、やはり人材・設備ともに乏しい状態であり、高度な医療まではいらないが、全体的に水準を上げる必要はあると思います。(検査の機材、薬剤等)
9	・ 物理的にへき地に拘束しないでよい技術の開発
10	派遣先診療所によって、必要な診療レベルが異なります。 診察と投薬だけで済む診療所もあれば、血液、ECG、X-Pが可能で小処置も要求される診療所まであるのではないでしょうか。 国や県の方で、必要な診療レベルの評価を行い、それに対応した設備を整えることも検討して欲しい。
11	特に島根県では、道路が整備されていないため、移動に相当の時間を要するとともに大雨や大雪等で通行止めになる場合もあり、早急な道路整備が必要であると考える。
12	患者運搬手段の整備
13	へき地に医師が残るように行政側の熱意の意思表示が必要である。
14	へき地の医療需要調査等への協力
15	・へき地医療を支える連携体制の構築(人的な面も含む)。 ・交通事情の改善(交通網の整備)。
16	開業医師による往診の充実・連携
17	県に対する要望 (1) 県立医大のへき地医療支援のための助手ポストの有効活用 (2) へき地医療支援機構医師の有効活用 (3) 自治医大卒業生、県立医大地域枠、県立病院修学資金奨学生の今後の有効配置 (4) 県内の高校を卒業し、他県の医大を卒業した(する)者へのアプローチ
18	「必要な機能」で記述したとおり地域ネットワークの環境整備が必要と考えているので是非、要望したい。 小児救急の破綻は一次救急の破綻であり、これは国レベルでの統一見解が出せないことによるもので(現実には不可能にもかかわらず小児は小児科専門医が診るべきだという一部の意見に引きずられて、小児科がいなければ内科が見ればよいという現実的な意見が遠慮してしまう)、県として「小児救急は他医の応援の基に行う」と明確に位置づけて欲しい。

1
ယ
∞
-

医療現場のスタッフにへき地離島を支援する重要性をしっかりとPRすること。組織として認識を高めることが重要(一部の医師のボランティア精神だけでは関 |係する医師は疲弊すると考えます)組織の中に明確なチーム等ができるような仕組みづくりが望ましいと考えます。 十分に評価するなどインセンティブを与えることも必要である。 へき地診療所を一くくりにせず、それぞれの診療所の果たす役割をきめ細かく決め、適切にハード、スタッフを決めていく必要があるように思われます。 |派遣医師は、日常業務を一旦中断し診療支援に出るため、派遣を引き受ける医師が少ない。派遣医師に対するインセンティブ(例えば手当)が必要と考える。 派遣する医療機関と派遣される医師に対し、十分なインセンティブとある程度の強制力があることを望みます。派遣する医療機関については、医師を派遣して いる間、マンパワーが低下することを考慮して頂きたい。 へき地医療拠点病院としての医師派遣は、一時的な応急手当にすぎず、本来のへき地医療対策とは呼べず、その地域の根本的解決策を検討してゆくことが 必要を考えます。 |離島からヘリにより救急搬送する際、市民病院医師が搭乗し、受け入れに向かっているが、時間のロスが大きいので、ドクターヘリ的運用が望まれる。 離島診療所の医師の福利厚生どの程度休暇を与えるべきか。夜間休日診療をどこまですべきか?(実際に島にいる間は365日24時間オンコール状態。これ |は心身ともに負担がかかり、労働基準法的にもおかしいが、果たして対応しなくてはならないのか?) (2)へき地医療は都道府県単位で主に自治医大の医師が担っているが,二次医療圏域内の医師派遣については県職員である自治医科大学卒業医師や地域 「の大学等との調整を十分にやってほしい。 ・国県に対しては、拠点病院と代診派遣診療施設との交通手段(送迎を含む)のタイムロスがかなりある場合が多いため、国県道改良の早期整備を切望す 28 る。このことは、救急医療にも関連するものである。 - 24時間ドクターヘリ 1 巡回診療を行う巡回バスの整備(簡易な医療機器等を搭載したもの) 3)高齢社会でのへき地保健医療福祉体制のあり方について ・医療費総抑制のなかで提案された療養病床削減の見直し。地域性のよっては削減が大きな医療・介護難民が生まれる可能性がある。 ・在宅医療も限界である地域がある。社会機能を維持するためにも高齢社会(限界集落の存在)を社会全体で支える方向性を考慮した医療福祉体制の推進。 │・限られた医療資源(人・物・金)を無駄なく効率的・効果的に運用するために、医療圏設定・医療計画策定に際して、時系列を考慮して地域に必要な診療科・医 |療スタッフ・施設などを推計し計画をたて整理・統合・ネットワーク形成などの実行を促す。 へき地においては診療報酬の体系を別枠にして医療機関や医療スタッフが疲弊しない体制の構築を模索する。 ・地域医療支援機構の現状と評価を踏まえ活動の方向性と推進 |・へき地での医療を支える医師が、すばらしい仕事をしている事をマスコミ等にアピールしてほしい。 32 |へき地医療拠点病院に県が代診 33 医療ネットワークの構築の支援 |二次医療圏内・圏外医療機関連携を強化するための推進策の計画作成と推進 地域医療再生基金計画への現場医療機関の参加 交通体系を考慮したへき地診療所のあり方の検討 教急搬送対応の改変(ヘリコプターの活用など) ・へき地医療に携わる医師への積極的な支援策 ・地方道路網の整備 必要な機能に記載した項目の実現対策 37 二次医療圏の中長期的医療計画

38	へき地医療拠点病院に対する医師派遣 へき地医療拠点病院における医師等人材指導・調整 研修計画・プログラムの作成 総合的な診療支援事業の企画・調整 へき地医療拠点病院群の活動評価
39	政策医療としての面(救急、夜間休日診療、特殊医療etc.)と財政面(赤字減らし)とのバランスをどうとったらよいか? 診療所の診療内容近年、マスメデイアの発展に伴い離島でも本土なみの医療を望む声が大きい中、離島でどこまで(最先端)の医療するのが適切か? スタッフも少ないなかで在宅や訪問診療のニーズにどこまで応じればよいか?
40	現在、当院は各種検診や健康教室、健康相談など、主に保健活動に当院各種職員を派遣しています。これは、小さい町で専門職員も少なく、また町立病院の 使命として採算性を度外視して町からの要請に応じているからです。このような活動を展開している病院にもスポットを当ててほしいと考えます。
41	地域の医師会、近隣の病院との連携が円滑に行われているか。取り組みに温度差があると思われる。
42	へき地医療支援の実績がほとんどないのに、病床規模が大きいという理由だけで拠点病院の指定をしないで欲しい。逆にへき地医療支援病院に指定されれば、これだけのメリットがあると、自慢して言えるくらいのインセンティブを与えて欲しい。
43	へき地医療拠点病院といっても500床以上の救命センターを有する基幹病院から当院のような80床の小病院までその役割はその設置された背景により様ざまですが、主役は住民であってその生活基盤のサポートを病院が行うこととなります。 その地域に暮らす人々の権利として教育がありますが、一定水準の医療サービスを受ける権利も同等ではないでしょうか、都会では民間の教育法人が多くの学校を運営していますが、地方やへき地では小中学校では公立以外にあまり目にしません。 医療機関でも同じではないでしょうか。特に採算性の低い当該地域のようなへき地では民間医療機関の進出の動きもありません。 高校の廃校、バス路線の廃止など地域そのものが沈下しています。 病院現場では、赴任する医師に家族を同伴で居住できる住宅を整備し地域住民と生活医環境を共有するなかで医療に従事していただくことを想定していましたが、現況では不可能に近いといわざるを得ません。家族を都市部に残し単身赴任が止むを得ない選択でしょうか。
44	へき地医療対策における重要課題は、医師をはじめとした医療従事者の量的確保ですが、地理的ハンディのため、個別機関では対応も困難をきたしていることから、「在宅医療の必要性」もご検討頂きますよう要望致します。



	۱		
-	•	٠	

					開設者	所在地	ΔE M	必要医 師数 (※2)	息者數	病床數	一白平 均入院		常量	動医の動務状況	医学生	や研修医に対するへき地 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連 絡・相談のある頻度)
	都;	道府!	祭名	施設名			数(※					(1)現 動者の 動務月 数	(2)前 任者の 動務月 数	(3)前任者の離任後異動先	(1)有	(2)有りの場合、診療所と教育機関をつなぐ調整窓口	
1	北	海	道	町立小島診療所	③地方公共団体	松前郡松前町字赤神249-4	1	0.84	37.2	18	(303	119	①他のへき地跡像所	×		①全く関わりがない
2	北	*	道	市立千藏市民病院 支笏湖診療所	③地方公共団体	北海道干量市支笏湖温泉3番地	1	0.09	4.1			4	252	❸その他	×	⑥その他	①全く関わりがない
3	北	*	道	留寿都診療所	③地方公共団体	虻田器雷寿都 村	2	0.77	34.0			88	18	⑦開集(非へき地)	0	④大学	①全く関わりがない
4	北	海	道	えりも町国民健康保険診療所	③地方公共団体	北海道便泉幕えりも町字本町 210-1	2	2.43	98.0	19	10	40	63	®その他	0	④大学	①全く関わりがない
5	北	海	道	村立トマム参表所	③地方公共団体	北海道勇払都占冠村字上トマム	1	0.32	14.0			16	44	③個公立病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
6	北	*	道	小平町立鬼鹿診療所	③地方公共団体	留萌馨小平町字鬼鹿港町287-1	1	0.34	15.0			12[午後 のみ診 歳(園		❸その他	×		①全く関わりがない
7	北	*	道	利尻富士町国民健康保険駕泊診療所	③地方公共団体	科尻鄰利尻富士町	1	0.56	25.0			11	1	③公的団体立病院(非拠点)	0	④大学	①全く関わりがない
8	北	海	道	大空町東藤等国民健康保険診療所	③地方公共団体	北海道網走都大空町東差零383 香地の31	1	0.81	36.0			99	1	③公的條件立病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
9	北	海	道	豊頃町立豊頃医院	③地方公共団体	中川郡豊頃町茂岩栄町107書地 17	'	1.31	58.1	19	C	81	180	③ 国公立病院(非拠点)	0	⑥その他	①全く関わりがない
10	北	海	道	鐵居村立鶴居診療所	③地方公共団体	北海道阿奈都義呂村	1	0.61	27.0			16	12	③公的団体立病院(非難点)	×		①全く関わりがない
11	A	森	県	五所川原市国民健康保険市浦医科診療所	③地方公共団体	青彝県五所川原市	1	1.99	88.3			88	36	⑤大学(非製点)	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
12	青	森	桌	国民健康保険臨野沢診療所	⑧その他	青森県むつ市	2	1.80	80.0			181	15	働その他	×		①全く関わりがない
13	*	*		平川市国民健康保険葛川診療所	③电方公共团体	青森県平川市	1	0.32	14.3			81	60	少その他	×	:	①全く関わりがない
14	*		ņ	深浦町国民健康保険関診療所	③地方公共団体	青春県深浦町	1	1.78	79.0			69	93	⑤その他	0	④大学	①全く関わりがない
15	Ħ	森	栗	中泊町国民健康保険小泊診療所	③地方公共団体	青森県中泊町	2	2.41	107.0			28	24	③国公立病院(非拠点)	0		①全く関わりがない
16	A	森	Ŗ	六ヶ所村国民健康保険千歳平診療所	③地方公共団体	青森県上北部六ヶ所村	.1	0.29	13.0			60			×		①全く関わりがない
17	*	森	Q	国民健康保険風間浦診療所	®その他	青森県下北都島間浦村	1	1.82	81.0			120			×		①全く関わりがない
18	A	森.	杲	新舞村間民健康保険診療所	③地方公共創体	青森県三戸都新郷村	1	0.74	33.0			166	*	働その他	×		①全く関わりがない
19	A	A	R	牛灣診療所	⑧その他	青森縣下北郡佐井村	代診の み(代診 医数:2)	0.16	7.0						×		①全く関わりがない
20	*	森	Q	福浦診療所	⑧その他	青森県下北部佐井村	代診の み(代診 医数:6)	0.40	17.6						×		①全く関わりがない
21	Ħ	森	*	長平診療所	③地方公共団体	青森県西津軽郡御ケ沢町	月2回の 返回診 豊のみ	0.02	連回診 泰1回あ たり16.5						×		①全く関わりがない
22	斉	*	R	十和田市立十和田湖診療所	③地方公共団体	青森県十和田市	1	0.19	8.4			52	84	④民間病院(非拠点)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
23	青	森	泉	早瀬野診療所	③地方公共団体	青森県大鰐町	1	0.08	3.5			12			×		①全く関わりがない
24	岩	Ŧ	泉	八幡平市国民健康保険田山診療所	③地方公共団体	岩手県八幡平市	1.1	1.01	45			16	120	多その他	o	③市町村	①全く関わりがない
25	岩	手	栗	奥州市国民健康保険衣川診療所	③地方公共団体	岩手乘奥州市农川区	2	1.58	66.5	19	3.7	26	60	⑦開楽(非へき地)	0	④ 大学	①全く関わりがない

^{※1:}赤字は全医師数が標準医師数を下回っていることを示す。 ※2:(一日平均外来高者数+一日平均入院患者数)/40×90% ※3:平成20年度実績による

						所在地	全医師	(※2)	一日平 均外来 患者数 (※3)	の場合)	一日平均入院		#1	医の勤養状況	医学生 舞島医(や研修医に対するへき地 象教育への関与-参画	
	都達	道府明	l名	施設名	開設者		数(※1)				会所の	(1)現 動者の 動務月 数	(2)前 任者の 動務月 数	(3)前任者の離任後異動先	(1)有 無	(2)有りの場合、診療所と教育機関をつなぐ調整窓口	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連 絡・相談のある頻度)
26	岩	手	果	一関市国民健康保険撤沢診療所	③地方公共理体	岩手県一間市大東町	服飾1人 歯科医師 1人	0.76	医制33.7 人 歯科24.3	_	_	220	228	多 その他	×		①全く関わりがない
27	岩	手	4	一調市国民健康保険室根診療所	③地方公共団体	塔手県一関市室機町	1	0.75	33.4	_	-	112	134	多その他	×		①全く関わりがない
28	岩	#	*	川井村国民健康保険川井中央診療所	③地方公共団体	岩手集下閉伊郡川井村	1.2	1.36	53.9	13	6.5	4	65	④民間病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
29	岩	手	#	宮古市国民健康保険新里診療所	③地方公共団体	岩手県宮古市	2	1.04	46	<u> </u>	_	15	19	①他のへき地診療所	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
30	岩	手	県	逸野市国民健康保険小友診療所	③地方公共団体	岩手県遠野市小友町	1	0.84	37.2	-	-	27	38	⑦翻案(非へき地)	×		①全く関わりがない
31	岩	手	Q.	遠野市国民健康保険制馬牛診療所	③地方公共四体	岩手県遠野市附属牛町	1	0.65	29.1	_	-	27	96	⑧その他	×		①全く関わりがない
32	岩	手	県	国民健康保険田野畑村診療所	③地方公共団体	岩手界下閉伊郡田野畑村	1	0.82	36.4	_	_	40	72	®その差	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
33	岩	手	果	久慈市国民健康保険山形診療所	③地方公共団体	岩手県久慈市山形町	1	1.32	53.2	19	5.5	7	7	②へき地医療拠点病院	0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
34	8	堿	R	七ヶ福町国民健康保険診療所	③地方公共団体	七ヶ書町	1	0.86	38	_	_	12	12	③国公立病院(拠点病院では ない)	0	⑥その他	③月に1回は連絡・相談を持つ
35	宮	城	#	塩釜市浦戸診療所	③地方公共団体	塩釜市	1	0.27	12		_	20	7	⑧その他	0	③市町村	①全く関わりがない
36	Ż	城		栗原市立雲沢診療所	③地方公共団体	業原市	1	0.99	44.1	_	_	24	5	8その他	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
37	¥	城	Q	医療法人社団龍仁会萩野診療所	⑥医章法人	栗原市	1	1.13	50	_	-	12	12	⑧その他	0.	⑥その他	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
38	¥	*	県	石巻市客職診療所	③地方公共団体	石巻市	1	0.45	20	1	_	156	96	❸その他	0	⑥その他	③月に1回は連絡・相談を持つ
39	宮	絾	県	女川町国民健康保険診療所	③地方公共団体	女川町	1	0.45	20.2	_	_	64	98	⑧その他	×		①全く関わりがない
40	¥	城	県 3	女川町江島診療所	③地方公共団体	女川町	1	0.11	4.9	ļ	_	12	12	❸その他	×		①全く関わりがない
41	¥	城	R	医療法人職気会 網小医院	⑥医療法人	石巻市	2	0.95	29	19床	13	120	12	④民間病験(拠点病院ではない)	×		①全く関わりがない
42	秋	田	果	村立上小阿仁国保診療所	③地方公共団体	秋田県北秋田都	2	0.97	43	19	0	7	9	⑤その他	×	③市町村	①全く関わりがない
43	秋	89	# 1	能代市国民健康保険富根診療所	③地方公共団体	秋田県能代市	1	0.48	21.5			80	10	❸その他	×		①全く関わりがない
44	枚	B	果!	男鹿市加茂青砂へき地出張診療所	③地方公共団体	秋田県男鹿市	0.1	0.20	9	0	0				×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
45	秋	Ħ	# !	男庭市入道崎へき地出張診療所	③地方公共団体	秋田県男庭市	0.1	0.11	5	0	0				×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
46	秋	B	果!	豊岡へき地 診療 所	③地方公共団体	秋田県大仙市	1	0.36	15.9			12			×		①全く関わりがない
47	秋	88	# i	こかほ市国民健康保険小出診療所	③地方公共団体	秋田県にかほ市	1	0.74	33			.119	不明	❸その他	×	⑤へき地勘療拠点病院	①全く関わりがない
48	ŧ	* =	# 1	仙北市桧木内診療所	③地方公共団体	秋田県伯北市	0.1	0.21	9.5			112	96	④民間病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
49	ŧ	大田	乘	山北市西明寺診療所	③地方公共団体	秋田県倫北市	1	1.28	56.7			112	96	④民間病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
50	秋	Ħ	泉	東成瀬村国民健康保険診療所	③地方公共団体	秋田県雄勝都東成瀬村	1	0.86	38	6	0	173	6	⑧その他	×		①全く関わりがない
51	秋	B	Q	大柳へき地診療所 		秋田県雄勝郡東成瀬村	0.1	0.02	1						×		①全く関わりがない
52	<u>щ</u>	形	Q L	山元 診療 所		山影県上山市聖森久々取513- 3	1	0.23	10			335	105	割その他	×		①全く関わりがない
53	Щ	形		朝日町立北部診療所 		山影県西村山郡朝日町大学大谷 1631番地	0.2	0.15	6.8	0	0				0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
54	山	形	泉フ	大蔵村診療所	③地方公共団体	山影県最上郡大蔵村大字清水2 325番地3	3	2.56	113.8			216			0	②へき地医療支援機構	②年に1~2回は連絡・相談を持つ

ယှ	

							∧ Œ AT	必要医	一日平	病床数	一日平 均入院		*1	防医の動務状況	医学生	や研修医に対するへき地 最教育への関与・参画	1
	都立	道府!	및名	施設名	開設者	所在地	至医師 數(※ 1)	卸数 (※2)	患者數	診療所の場	患者数 (有床診 療所の 場合) (※4)	動者の	(2)前 任者の 動務月 数	(3) 前任者の離任後異勤先	(1)有	(2)有りの場合、診療所と教育機関をつなぐ調整窓口	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連絡・相談のある頻度)
55	此	*	県	戸沢村中央診療所	③地方公共団体	山影県最上郡戸沢村大宇古口2 664-5	ì	1.58	70.3			12			0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
56	ш	形	果	釜渕診療所	③地方公共団体	山影県最上郡真室川町大字蓋湖 818-31	1	0.55	24.3			12	12	①他のへき地診療所	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
57	ш	形	果	町立金山診療所	③地方公共団体	山影県呈上郡金山町大字金山 548-2	6.3	2.29	90	19	11.8	12	12	②へき地医療拠点病院	0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
58	Ш	B	-	南陽市国民健康保険小滝診療所	③地方公共団体	山影県南陽市小流1471	0.1	0.07	3.2						×		①全く関わりがない
59	Щ	形	県	飯豐町国民健康保険診療所附属中津川 診療所	③地方公共団体	山形県西盧屬郡嶽建町大字上原 622	1	0.45	20	0	0	12	12	8 6県庁等行政機関	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
60	ш	B	県	酒田市飛島診療所	③地方公共団体	酒田市飛島宇體浦甲66	1	0.16	6.9			12	12	®その他	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
61	m	形	早	酒田市国民體康保険松山診療所	③地方公共団体	海田市字西田8番地1	1	0.81	36.1			12	12	③国公立病院(非拠点)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
62	撘	島	乘	田村市立都路診療所	③地方公共団体	福島県田村市	2	1.62	57	19	15	40	12	⑥県庁等行政機関	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
63	福	鶋	Q	南東北裏磐梯診療所	③地方公共団体	福島県耶麻郡北塩原村	1	0.20	9.1	0	0	21			×		①全く関わりがない
64	福	ŝ	*	南東北桧原診療所	③地方公共団体	福島県耶麻存北塩原村	1	0.11	4.7	0	0	5			×		①全く関わりがない
65	福	8	g,	磐梯町医療センター	③地方公共団体	福島県磐梯町	4.7 (うち歯科 医師 1.4)	1.91	内科 72.7人	19	12	92	_		0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
66	福	£,	県	椿枝岐診療所	③地方公共団体	福島県南会津郡檜枝岐村	1	0.36	15.97			12	12	①他のへき地診療所	×		①全く関わりがない
67	福	島	県	飯舘村診療所	⑧その他	福島県相馬郡飯舘村	2	1.13	50	0	0	4	132	®その他	×		①全く関わりがない
68	福	4	泉	只見町国民健康保険朝日診療所	③地方公共団体	福島県南会津郡只見町	4.4	2.01	76	19	13.4	28	63	⑥集庁等行政機関	0	④大学 ⑤へき地医療拠点病院 瓜子の他	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
69	茭	城	#	北茨城市立水沼診療所	③地方公共団体	茨城県北茨城市	1	0.26	11.5	0		31	12	⑧その他	0		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
70	茭	雑	県	常陸大宮市国民健康保険美和診療所	③地方公共団体	茨城県常隆大宮市 高部395番地3	1	0.88	39	0	0	28	23	②へき地医療拠点病院	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
71	新	木	梨	日光市立奥日光診療所	③地方公共団体	橋木県日光市 中宮網2478-22	1	0.34	15.1			3	7	④民間病院(非拠点)	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
72	栃	木	県	国民健康保険 栗山診療所	③地方公共団体	衞木県日光市日産575	1	0.50	22			4	24	②へき地医療拠点病院	0	②へき地医療支援機構	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
73	栃	木	具	日光市立三依診療所	③地方公共団体	栃木県日光市 中三依321	1	0.31	13.7						×		①全く関わりがない
74	栃	*	R	日光市立小来川診療所	③地方公共団体	栃木県日光市 中小来川2668~2	1	0.12	5.3			128	12	⑧その他	×		①全く関わりがない
75	栃	木	県	日光市立湯西川診療所	③地方公共団体	栃木県日光市 湯西川1168-1	1	0.36	16.2			16	24	④民間病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
76	栃	木	果	佐野市国民健康保険野上診療所	③地方公共団体	橋木県佐野市白岩町 361書地	1	0.29	13			14	24	③公的団体立病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
77	栃	*	県	佐野市国民健康保険新合診療所	③地方公共団体	栃木県佐野市開島町 668番 地	1	0.40	17.6			40	12	多その他	×		①全く関わりがない
78	栃	木	県	佐野市国民健康保険飛駒診療所	®その他	栃木県佐野市雅鶴町1190	1.1	0.50	22			16	6	③公的団体立病院(非拠点)	0	⑥その他	①全く関わりがない
79	栃	木	果			佐野市水木町892	1.1	0.54	23.9			4	12	②へき地医療拠点病院	0	③市町村	①全く関わりがない
во	衝	*			③地方公共団体	栃木県那須島山市 熊田695	1	0.47	21			12	460	⑧その他	×		①全く関わりがない
81	群	5		取砂以 门	③地方公共団体	群馬県安中市松井田町	0.4	0.04	1.8			266			×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
32	#	5	桑	安中市病院事業 公立碓氷病院入山出 張診療所	③地方公共団体	群馬県安中市松井田町	0.2	0.09	3.8			254			×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
33	Ħ		R.	上野村へき地診療所	③地方公共団体	群馬県多野郡上野村	1	0.72	32	6	į	16	36	②へき地医療拠点病院	0	③市町村	②年に1~2回は連絡・相談を持つ

- 1
ج
- 1

	都道府縣名 施設名					◆ E 6	必要医	一日平均外来	病床数	一日平 均入験		常量	常勤医の勤務状況		や研修医に対するへき地 象教育への関与・参酬	・ 一へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連) 絡・相談のある頻度)		
		施設名	開設者	所在地	数(※		一日平 均外来 患者數 (※3)	合	患者数 (有床診 療所の 場合) (※4)	(1)現 動者の 動務月 数	(2)前 任者の 動務月 散	(3)前任者の継任後異勤先	(1)有 集	(2)有りの場合、診 療所と教育機関をつ なぐ調整窓口				
84	群		I , 1	및 1	神流町万場診療所	③地方公共団体	群馬県多野郡神波町	1	1.17	52			146	62	⑦職業(非へき地)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
85	群		i. 1	R 1	神流町国民健康保険直営中里診療所	③地方公共団体	群馬県多野郡神道町	1	0.50	22			16	36	③公的団体立病院(非拠点)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
86	群		L 5	県	四万へき地診療所	③地方公共団体	群馬県吾妻郡中之条町	1	0.45	20			62	36	③陽公立病院(非拠点)	0	②へき地医療支援機構	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
87	群		I . 9	Q j	長野原町へき地診療所	③地方公共団体	群馬桑吾妻郡長野原町	1	0.62	27.6			4	36	②へき地医療拠点病院	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
88	群			果力	六合村診療所	③地方公共団体	群馬県普要都六合村	1	0.65	27	19	2	40	36	④民間病院(非拠点)	0	④大学	③月に1回は連絡・相談を持つ
89	Ħ		, ,	果多	東吾妻町国民健康保険診療所	③地方公共団体	群島県吾妻都東吾妻町	1	0.69	30.8	2	0	28	48	③陽公立病院(非拠点)	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
90	東	漳	ŧ 4	都	大島医療センター	③地方公共団体	東京都大島町元町3-2-9	7	7.74	329	19	15	65			0	⑥その他	③月に1回は連絡・相談を持つ
91	東	東	ŧ 1	# 1	利島村国民健康保険診療所	③地方公共個体	東京都利島村105	1	0.29	13	0	0	4	24	④民間病院(非提点)	0	①都道府県	③月に1回は連絡・相談を持つ
92	東	京	t 1	都業	新島村国民健康保険本村診療所	③地方公共団体	東京都新島村本村4-10-3	3	1.80	79	10	1	16	12	③個公立病院(非拠点)	0	③市町村	③月に1回は連絡・相談を持つ
93	東	枲	2 #	都 克	東京都神津島村国民健康保険直営診療 所	③地方公共団体	東京都神津島村1009-1	3	1.63	72.2	6	0.1	4	24	②へき地區像拠点病院	0	①都道府県	③月に1回は連絡・相談を持つ
94	東	京	T	都三	三宅村国民健康保険直営中央診療所	③地方公共個体	東京都三宅島三宅村神着937	3	1.30	55.9	12	1.9	16	24	⑥果庁等行政機関	0	①都道府県 ④大学	②年に1~数回は連絡・相談を持つ
95	東	東	E 4	都日	国民健康保険直営御蔵島診療所	③地方公共団体	東京都御蔵島村	1	0.15	6.5	2	0	4	24	③公的個体立病機(非拠点)	0	①都道府県	③月に1回は連絡・相談を持つ
96	東	京	ž #	85 1	青ヶ島村国民健康保険青ヶ島診療所	③地方公共団体	東京都青ヶ島村	1	0.11	4.76	2	0	16	12	③国公立病院(非拠点)	0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
97	東	京	ī đ	都林	橡原村国民健康保険檜原診療所	③地方公共開体	東京都西多摩郡槍原村2717	3.25	1.53	68	2	0	208	23	②へき地医療拠点病院	0	④大学	③月に1回は連絡・相談を持つ
98	*	2		# †	村上市国民健康保険布部診療所	③地方公共団体	新潟県村上市	1	0.36	16			207	不明	不明	×		①全く関わりがない
99	新	凋	. ,	# 3	栗島へき地出張診療所	③地方公共団体	新灣県岩船郡栗島油村	1	0.32	14						0	①都道府県	①全く関わりがない
100	新	淘		R A	治内市黒川 診療 所	③地方公共団体	新灣集體內市	1	0.64	28.5			160	12	④民國病院(非拠点)	×	-	①全く関わりがない
101	新	3	4 9	杂节	阿賀町鹿瀬診療所	③地方公共四体	新潟県京藩原郡阿賀町	4	0.79	35			52	27	⑦開業(非へき地)	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
102	5	湾	9	果县	長岡市山古志 診療 所	③地方公共団体	新潟県長岡市	1	0.96	42.8			9300ヶ月	不明	不明	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
103	#	2	4 5	및 倉	観沼市福山へき地出張診療所 	③地方公共団体	新潟県魚沼市	0.1	0.34	15						0	⑥その他	①全く関わりがない
104	新	遇	. 4	# 1	十白町市国民健康保険松之山診療所	③地方公共団体	新進祭十日町市	1	1.35	60			99	516	③ その他	0	④大学	①全く関わりがない .
105	新	潟	. 9	R B	国民健康保険野田診療所	③地方公共団体	新潟県柏崎市	1	0.47	21			112	24	®その他	0	⑥その他	①全く関わりがない
106	*	渴	9	및 기	大島診療所	③地方公共団体	新潟県上麓市	1	0.51	22.8			92	4	®その他	×		①全く襲わりがない
107	•	澙	,	4	小達診療所	③地方公共団体	新潟県糸魚川市	0.1	0.34	15						×		①全く関わりがない
801	5	渴	9		左波市新篠田野沢診療所	③地方公共団体	新潟県佐渡市	1	0.06	2.65			28	272	❸その他	· ×		①全く関わりがない
109	新	渴	. ,	1 元	所鴻県厚生農業協同組合連合会岩首診 表所	⑤公的団体	新潟県佐渡市	1	0.62	27.7			4	560	⑧その他	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
10	*	Щ.		R P	有編市平診療所	③地方公共団体	富山泉南疆市下梨2525-1	1.2	0.32	14.0	0	0	12	12	❸その他	0	③市町村	①全く関わりがない
111	*	山	#	0 戸	有編市上平診療所	③地方公共団体	富山県市砺市西赤尾町177	1	0.32	14.0	0	0	12	12	⑤大学(非義点)	0	③市町村	①全く関わりがない
112	*	祌	1 59	早	有確市利賞診療所	③地方公共団体	富山県南福市利賀村91	1	0.35	15.5	0	0	12	12	②へき地區療拠点病錠	0	③市町村	①全く関わりがない

								日本	病床数	一日平 均入院		常量	動医の動務状況	医学生	や研修医に対するへき地・ 数教育への関与・参簡	
	都道	存製名	施設名	開設者	所在地	全医師 数(※ 1)	必要医 師数 (※2)	与日平 均外来 患者数 (※3)	(1) M	患者数 (有床診 療所の 場合) (※4)	動者の	(2)前 任者の 勤務月 数	(3)前任者の総任後異勤先	(1)有 無	(2)有りの場合、診 療所と教育機関をつ なぐ調整窓口	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連 絡・相談のある頻度)
113	石 .	H #	珠洲市総合病院付属大谷診療所	③地方公共団体	927-1321 珠湖市大谷町2字57番地の4	0.2	0.08	3.6	-	-	4	486	②へき地医療拠点病院	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
114	石	II #	珠洲市総合病院付属折戸診療所(巡回)	③地方公共団体	927-1446 珠瀬市折戸町リの部5番地の1	0.1	0.02	1.0		_	4	6	②へき地医療拠点病院	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
115	石		国民健康保険小松市民病院大杉診療所	③地方公共団体	石川県小松市	0.1	0.05	2			64	0	③雷公立病院(非獨点)	0	③市町村	①全く関わりがない
116	石	1 9	国民健康保険小松市民病院尾小屋診療 所	③地方公共団体	石川県小松市	0.1	0.07	3			64	0	③国公立病院(非拠点)	0	③市町村	①全く関わりがない
117	石	II 🗭	七尾市国民健康保険直営能登島診療所	③地方公共団体	石川県七尾市能登島 向田町ろ部8〜1	1	0.52	23			4	12	8その他	×		①全く関わりがない
118	石川	4 9	市立輪島病院(舳倉島診療所)	③地方公共団体	石川県輸島市海士町所属軸倉島	1	0.12	5.4			4	6	①他のへき地診療所	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
119	石厂	1 5	白峰診療所	③地方公共団体	石川県白山市	1	0.38	17	0	0	4	12	③雷公立病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
120	石)	1 5	中宮診療所	③地方公共団体	石川県白山市	1	0.27	12	0	0	208	組織変 更 により		×		①全く関わりがない
121	石	1 49	吉野谷診療所	③地方公共団体	石川県白山市	1	1.28	57	0	0	208	組織変更により		0	⑥その他	①全く関わりがない
122	石 /	月 弊	能登町瑞穗診療所	③地方公共団体	能登町字塘穂10字166番地	1	0.43	19			192			×		①全く関わりがない
123	福 :	井 蝉	福井市国民健康保険上味見診療所	③地方公共団体	福井県福井市	0.1	0.20	8.7		-	非常勤	非常勤		×		①全く関わりがない
124		# #	大野市和泉診療所	③地方公共団体	福井県大野市	2	0.61	内科 27 曹		-	内科 4 歯科45	内科 12	❸その値	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
125	福	井 県	越前市国民健康保険坂口診療所	③地方公共団体	福井県越崎市	0.1	0.05	2			非常勤	非常勤		×		①全く関わりがない
126	福力	‡ %	池田町国民健康保険菅生診療所	③地方公共団体	福井県今立郡池田町	0 2	0.29	13			非常勤	非常勤		×		①全く関わりがない
127	描言	‡ 4	池田町開民健康保険千代谷診療所	③地方公共団体	福井県今立厚池田町	0.1	0.25	11		·	非常動	非常勤		×		①全く関わりがない
128		井 県	南越前町河野診療所	③地方公共団体	福井県南条郷南越前町	1.1	0.61	27			182	132	❸その値	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
129		‡ @	教實市國民營康保険疋田診療所	③地方公共団体	福井県敦賀市	0.3	0.07	3.2			非常動	非常勤		×		①全く関わりがない
130	富士		張所	③地方公共団体	福井県敦賀市	0.1	0.03	1.3			非常勤	非常動		×		①全く関わりがない
131	篇 非	‡ #	教實市国民健康保険疋田診療所業原出 張所	③地方公共団体	福井県敦賀市	0.1	0.08	3.6			非常勤	非常動		×		①全く関わりがない
132	第	‡ Q	教質市国民健康保険東浦診療所	③地方公共機体	福井県教賞市	0.2	0.12	5.5			非常勤	非常勤		×		①全く関わりがない
133	4	‡ 및	美浜町丹生診療所	③地方公共団体	福井県三方郡美浜町	1.1	0.27	11.9			4	12	①他のへき地診療所	×		①全く関わりがない
134	篇 扌	‡ #	高浜町国民健康保険内浦診療所	③地方公共団体	福井県大飯都高浜町	0 1	0.11	5			非常動	非常動		×		①全く関わりがない
135	% #	‡ #	おおい町国民健康保険名田庄診療所	③地方公共団体	福井県大阪郡おおい町	-	1.15	51			135	24	②へき地医療拠点病院	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
136	Li \$. 県	甲府市直営宮本診療所	③地方公共団体	山梨県甲府市	1	0.23	10	0		64	220	⑨その他	×		①全く関わりがない
137) ¥	! !!	甲府市直営上九一色診療所(医科)	③地方公共団体	山梨県甲府市	1	0.27	12	0		4	8	⑨その他	×		①全く関わりがない
138	ù ş		笛吹市芦川国民健康保険診療所	③地方公共団体	山梨県笛吹市	2	0.36	16	0					×		①全く関わりがない
139	Ц \$	ų Q	南部町国民健康保険診療所	③地方公共団体	山梨県南巨摩都南部町	4	1.82	80.9	8	0	244			×		①全く関わりがない
140	ы я		南部町国民健康保険万沢診療所	③地方公共団体	山梨県南巨摩郡南部町	2	0.84	37.5	0		16	12	③国公立病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
141	4 \$	4 4	上野原市立病院附属秋山診療所	③地方公共団体	山梨県上野原市	1	0.60	26.8	0					×		①全く関わりがない

-6-		
-----	--	--

,

								AFF	255	日平	病床製	一日平 均入院		#1	動医の動務状況	医学生	や研修医に対するへき地・ 象教育への関与・参画	
	#	道	府県	名	施設名	開設者	所在地	至医脚数(※ 1)	必要医 師數 (※2)	均外来 患者數 (※3)	診療所	患者数 (有床診 最所の 場合) (※4)	(1)現 動者の 動器月 数	(2)前 任者の 動務月 数	(3)前任者の種任後異動先	(1)有	(2)有りの場合、診 療所と教育機関をつ なぐ調整窓口	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、通 絡・相談のある頻度)
142	ш		*	県	道志村国民健康保険診療所	③地方公共団体	山梨県南都留暮道志村	1	0.63	28	(4	36	⑦梨庁等行政機関	0	①都道府県	①全く関わりがない
143	ú	1	梨	県	道志村国民健康保険歯科診療所	③地方公共団体	山梨県南都留郡道志村	1	0.25	11	(40	60	①他のへき地診療所	×		①全く関わりがない
144	ш	1	梨	県	丹波山村国民健康保険診療所	③地方公共団体	山梨県北都留郡丹波山村	2	0.59	26	C		12			×		①全く関わりがない
145	山		梨	桑	丹波山村国民健康保険鴨沢出張診療所	③地方公共団体	山雞県北都留暴丹波山村	1	0.18	8	0		12			×		①全く関わりがない
146	ijή	1	梨	県	国民健康保険小菅村診療所	③地方公共団体	山梨県北都留都小曹村	1	0.04	1.76	3	0	17	16	多その他	×		①全く関わりがない
147	長	,	野	県	松本市安曇大野川診療所	③地方公共団体	長野県松本市安曇3992番地1	1	0.14	6.4	C	-	35	17	❸その他	0	③市町村	①全く関わりがない
148	長		野	果	松本市国民健康保険奈川診療所	③地方公共団体	長野県松本市奈川2366番地	2	0.65	29.1	0	_	40	11	①他のへき地診療所	0	③市町村	①全く関わりがない
149	長	. ,	野	4	塩尻市国民健康保険増川診療所	③地方公共団体	長野県塩民市大字木曽平沢 1451-138	1	1.17	52	0	_	12	_	_	×		①全く関わりがない
50	長	9	野	乘:	木曽ひよし診療所	②地方公共団体	長野県木曽郷木曽町 日義2427-2	1	0.68	30	-	_	52	120	多その他	×		①全く関わりがない
51	長	1	野	県	野沢温泉村市川診療所	③地方公共団体	長野県下高井郡野沢温泉村大宇 虫生1091番地	1	0.10	4.6		0(· ※委託)			×		①全く関わりがない
52	長	9	野	県:	大町市国民健康保険八坂診療所	③地方公共団体	長野県大町市 八板987番地1	1	0.44	19.56	_	_	82	120	④民間病能(非拠点)	×		①全く関わりがない
53	長	1	3	录 ;	大町市国民健康保険美麻診療所	③地方公共団体	長野県大町市 美森11810番地イ	1	0.25	11.33	-	_	4	163	多その他	×		①全く関わりがない
54	長	. 5	野	R 7	富草へき地診療所	③地方公共団体	下伊菲莎 阿南町宮草4216	1	0.35	15.6	0	0	112	246	⑧その他	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く闘わりがない
55	푳	3	\$	桑	長野市国民健康保険戸隠診療所	③地方公共団体	長野県長野市	1.6	1.07	47.5	_	_	159			0	⑥その他	①全く関わりがない
56	長	1	5	梨	辰野町国民健康保険川島診療所	③地方公共団体	姜野町大字揚川3253番地	1	0.15	6.5						×		①全く関わりがない
57	長	1	野!	果	町立古海診療所	③地方公共団体	上水内郡倡遣町古海2087-3	0.1	0.02	0.7	_	-	4	36	®その他	×		①全く関わりがない
58	帔		\$	果	揖婁川町春日診療所	③地方公共団体	岐阜県揖斐郡揖斐川町	1	0.77	34.42	6	0	4	108	②へき地医療拠点病院	×		①全く関わりがない
59	岐	1	# !	県	坂内国民健康保険診療所	③地方公共団体	岐阜県揖斐郡祖斐川町	1.2	0.49	21.8	_	-	23	5	®その他	×		①全く関わりがない
60	岐	1	# . (Q	関市国民健康保険洞戸診療所	③地方公共団体	岐阜県関市	1.	1.14	50.6	_	_	328	117	®その他	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
61	岐	4	\$!	4	郡上市地域医療センター国保和良診療 所	③地方公共団体	岐阜祭 郡上市	3	1.28	54.5	8	2.6	23	0		0	②へき地医療支援機構	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
62	岐		\$ 1	Q 3	東白川村国保診療所	③地方公共団体	岐阜県加茂都東白川村	2.04	1.96	74.5	19	12.4	160	60	③個公立病院(非拠点)	0	①都道府県	①全く関わりがない
63	岐	4	\$. !	#]	惠那市国民健康保険山岡診療所	③地方公共団体	被阜県恵郷市	1	0.88	39	_	_	4	36	①他のへき地診療所	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡-相談を持つ
64	岐	4	\$ (Q	中津川市国民健康保険蛭川診療所	③地方公共団体	岐阜県中津川市	1.1	1.28	57	_	_	88	35	⑧その他	0	③市町村	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
65	岐	Ę	\$!	# 1	高山市国民健康保険荘川診療所	③地方公共団体	岐阜県高山市	1.2	0.70	30.9	_	_	4	24	②へき地医療拠点病院	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
66	岐	4	\$ j	R E	国民健康保険飛騨市宮川診療所	③地方公共団体	岐阜県飛 郷市	1	0.39	17.4	_	_	111	24	③公的団体立病院(非拠点)	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
67	岐	4	6. (県 -	下呂市立小坂診療所	③地方公共団体	岐阜県下呂市	2.11	2.20	93.7	19	4.16	196	348	⑧その他	0	①都道府県	①全く関わりがない
68	m	ş	4 9	Ŗ	戸田診療所	③地方公共团体	沼津市戸田916-3	2	2.25	100			396ヶ月			×		①全く関わりがない
69	静	Æ	4	† 3	玉川診療所	⑧その他	英区落合243番地の6	1	0.50	22			48月	130月	⑦開業(非へき地)	×		①全く関わりがない
70	静	B	4 9	12	兵松市引佐鎮玉診療所	③地方公共団体	静爾泉浜松市北区引佐町四方浄 96-2	1	0.29	13			123			×		①全く関わりがない

1	
ĭ	

									一日平	病床数	一日平 均入院		常量	動医の勤務状況	医学生	や研修医に対するへき地・ 豪教育への関与・参画	
	都	道府!	以名	施設名	開設者	所在地	全医師 数(※ 1)	必要医 師数 (※2)	均外来患者数(※3)	(有床	患者数 (有床診 機所の 場合) (※4)	動者の	(2)前 任者の 動務月 数	(3)前任者の離任後異勤先	(1)有無	(2)有りの場合、診	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、) 絡・相談のある頻度)
171	静	P	9	浜松市鎮玉診療所渋川出張所	⑤公的团体	静國泉浜松市北区引佐町渋川2 1	1	0.23	10			123			×		①全く関わりがない
172	静	岡	県	あたご診療所	⑧その他	静岡県浜松市天竜区西區平152 7-5	1	1.31	57~58			75			×		①全く関わりがない
173	m	岡	県	林クリニック	®その他	静醫縣派松市天竜区橋山町532	1	0.45	20			351			×		①全く関わりがない
174	静	四	県	小澤蘭科医院	⑧その他	静岡県浜松市天竜区水窪町臭領 家2660	1	0.79	30~35			207			×		①全く関わりがない
175	静	100		浜松市国民健康保険佐久間病院附属浦 川診療所	③地方公共団体	浜松市天竜区佐久間町浦川 2915-1	1	0.52	23.32			58	95	⑧その他	×		②年に1~2回は連絡・相談を持
176	愛	知		爱知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院附属篠島診療所	⑤公的団体	愛知県知多郡南知多町大字篠島 字神戸301の1	1	0.70	30.9			6	103	⑧その他	0	②へき地医療支援機構	②年に1~2回は連絡・相談を持
177	愛	知	桑	豊田市立乙ケ林診療所	③地方公共団体	豊田市乙ケ林町寒田552	1	0.63	28			63	302	8その他	0	③市町村	③月に1回は連絡・相談を持つ
178	囊	知	県	一色町佐久島診療所	③地方公共団体	愛知集幡豆都一色町 大字佐久島字掛梨44 基地	1	0.28	12.3			4	36	⑧その他	0	②へき地医療支援機構	③月に1回は連絡・相談を持つ
179	爱	知	Q.	岡崎市額田北部診療所	③地方公共団体	爱知県職崎市核形町 字東田12番地1	1	0.97	43			40	12	⑧その他	0	②へき地医療支援機構	③月に1回は連絡・相談を持つ
180	愛	知	県	岡崎市額田宮崎診療所	③地方公共団体	爱知集開終市宮崎町 宇荒井沢西30番地	1	0.77	34			28	24	働その他	0	②へき地医療支援機構	②年に1~2回は連絡・相談を持
181	2	知	県	豊根村診療所	③地方公共団体	爱知県北股楽郡豊根村大字上黒川字長野田24-1	1	0.47	20.8			28	12	②へき地転会拠点病院	×		②年に1~2回は連絡・相談を持
182	爱	知	県	富山診療所	③地方公共団体	愛知泉北股楽郡豊根村富山字下 新13-13	1	0.21	9.5			28	12	②へき地医療拠点病院	×	-	②年に1~2回は連絡・相談を持
183	爱	知	R.	新城市作手診療所	③地方公共団体	愛知県新城市作手高里字籍手上 10番地1	1	1.07	47.5	8	0	15	24	②へき地医療拠点病院	0	②へき地医療支援機構	③月に1回は連絡・相談を持つ
184	£	知	-	設楽町つぐ診療所	③地方公共団体	北截来都股来町津具字中林26	1	0.50	22			16	育任なし	®その他	o	②へき地医療支援機構	③月に1回は連絡・相談を持つ
185	Ξ	2	Q	鳥羽市立桃取診療所	③地方公共団体	岛羽市模取町219	1	0.66	29.4	0	0	16	36	①他のへき地診会所	0	②へき地医療支援機構	③月に1回は連絡・相談を持つ
186	Ξ	Ħ	県	鳥羽市立長岡診療所	③地方公共団体	鼻羽市相差町1028-1	1	0.95	42.2	0	0	16	24	①他のへき地診療所	×		②年に1~2回は連絡・相談を持
187	=	#	Q.	鳥羽市立神島診療所	③地方公共団体	岛羽市神島町85-2	1	0.23	10.3	0	0	4	216	⑥県庁等行政権関	0	②へき地医療支援機構	③月に1回は連絡・相談を持つ
188	=	重	泉	尾呂志診療所	③地方公共団体	南牟婁郡御浜町上野70-1	1	0.77	34	0	0			⑧その他	0	⑥その他	①全く関わりがない
189	Ξ	1	桑	森診療所	③地方公共団体	松優市飯高町森1410	1	0.89	39.7	0	0	112	12	⑥県庁等行政機関	×		①全く関わりがない
190	Ξ	1	Q	宿田曾診療所	③地方公共団体	度会暴南伊勢町田曾達3813	1	1.33	59.3	0	0	76	新設診療所		×		①全く関わりがない
191	Ξ_	重	果	纪宝町立相野谷診療所	③地方公共団体	南牟婁郡紀宝町井内123-19	1	0.65	29	0	0	16	264	⑥保庁等行政會觀	×		①全く関わりがない
192	Ξ	2	梨	膨野市立五郷診療所	③地方公共団体	熊野市五郷町寺谷1065-4	1	0.65	28.95	0	0	148	132	⑦開稟(非へき地)	×		①全く関わりがない
93	Ξ	重	県	襲野市立荒坂診療所	③地方公共団体	施野市二木島町349	1	0.82	36.23	0	0	124	60	❸その他	×		②年に1~2回は連絡・相談を持っ
94	=	重	県	尹賀市國民健康保険阿波診療所	③地方公共団体	伊賀市監野1339-1	1	0.63	約28	0	0	208	21	②へき地医療提点病院	×		①全く関わりがない
95	滋	賀	Ŗ,	大津市国民健康保険葛川診療所	③地方公共団体	滋賀県大津市	1	0.07	3.3			220	同數以 来現医 節為是		×		①全く関わりがない
96	进	賀	2	甲實市甲南診療所	③地方公共団体	滋賀県甲質市	1	0.27	12			民間病 院へ参 託のため	er A1 18		×		①全く関わりがない
97 à	#	¥	県)	東近江市永瀬寺東部出張診療所	③地方公共団体	滋賀県東近江市	1	0.40	17.8			12	12	①他のへき地診像所	0	⑥その他	①全く関わりがない
98	进				③地方公共団体	滋賀県米原市	1	0.23	10			52	12	®その他	0	⑥その他	①全く関わりがない
99 à	嶽	實	0	米原市国民健康保険吉機診療所板並出 長所	③地方公共団体	滋賀県米原市	1	0.11	4.8		-	52	12	®その他	0	⑥その他	①全く関わりがない

								»==	日平	病床数	一日平 均入験		常養	動医の動養状況	医学生	や研修医に対するへき地・ 最教育への関与・参鵬	
	都当	直府 郭	18	施設名	開設者	所在地	数(※	必要医 師数 (※2)	均外来 患者數 (※3)	(有床	患者数 (有床診 療所の 場合) (※4)	動者の	(2)前 任者の 動務月 数	(3) 前任者の離任後異勤先	(1)有	(2)有りの場合、診療所と教育機関をつなぐ調整窓口	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連絡・相譲のある頻度)
200	进	Ħ	R	余呉町國民健康保験中之郷診療所	(3)地方公共団体	滋賀県伊書都余呉町	1	1.08	48			220	439	❸その他	×		①全く関わりがない
201	滋	質	Ŗ	余吳町国民體康保設歯科診療所	③地方公共団体	滋賀県伊香郡余呉町	1	0.43	19			40	53	⑦闘章(非へき地)	×		①全く関わりがない
202	进	Ħ	果	余吳町国民健康保険今市出張診療所	③地方公共団体	滋賀県伊香郡余呉町	1	0.25	11			40	9	②へき地医療拠点病院	×		①全く関わりがない
203	进	¥	#	余呉町国民健康保験上丹生出張診療所	③地方公共団体	滋賀県伊香郡余呉町	1	0.11	5			40	24	②へき地医療拠点病院	×		①全く関わりがない
204	进	質	栗	西浅井町国民健康保険診療所	③地方公共団体	滋賀県伊香郡西湊井町	1	1.01	45			52	60	④民間病院(非拠点)	0	⑥その他	①全く関わりがない
205	进	X		西浅井町国民健康保険永原診療所	③地方公共団体	滋賀県伊香都西浅井町		1.06	47			16	60	④民間病験(非拠点)	0	⑥その他	①全く関わりがない
206	滋	質		西浅井町国民健康保険永原診療所管浦 出 張診療所	③地方公共団体	滋賀県伊書郡西浅井町	1	0.86	38			16	60	④民間病験(非異点)	×		①全く関わりがない
207	进	Ħ	果	高島市国民健康保険朽木診療所	③地方公共団体	滋賀県高島市	1	0.38	16.8	0	0	40	72	④民間病院(非拠点)	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
208 3	京	都	府	市立舞鶴市民病院加佐診療所	③地方公共団体	舞鶴市字八田962	2	0.79	34.9			37	7	④民間病院(非拠点)	×		②年に1~2回は連絡・御練を持つ
209	京	都	府	綾部市奥上林診療所	③地方公共団体	綾部市故屋岡町三反田15	1	0.40	17.8					④民間病能(非拠点)	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
210 3	京	都	府	綾部市中上林診療所	③地方公共団体	敍部市八津合町神谷2	1	0.27	12.2					⑧その他	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
211 3	京	都	府	綾部市上林歯科診療所	③地方公共団体	綾部市八津合町神谷2-2	1	0.22	9.9					❸その他	×		①全く関わりがない
212	京	都	府	伊根町国民健康保険本庄診療所	③地方公共団体	与劉基伊模町字本庄上1019番地(1	0.27	12			203ヶ月	4ヶ月	❸その他	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
213	京	都	府	京丹後市国民健康保険直営五十河診療 所	③地方公共団体	京丹後市大宮町延利414番地の1	0.2	0.43	19.1						0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
214 3	家 ——	都	府	京丹後市國民健康保険直営間人診療所	③地方公共団体	京丹後市丹後町間人1699番地	1.1	1.01	44.7			1	45	® その他	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
215	京	都	府	京丹後市国民健康保険直営野間診療所	③地方公共団体	京丹後市弥栄町野中2245書地の1	0.2	0.60	26.5	7	0				0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
216 3	京	*	府	京丹後市国民健康保険直営佐建診療所	③地方公共団体	京丹後市久美浜町佐野3番地	0.2	0.56	25.1						0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
217 3	東	都	府	国保京丹波町和知診療所		京都府船井郡京丹波町本庄今福 5番地	2.3	1.98	76	19	12	28	67	⑦糖素(非へき地)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
218 3	東	都	疳	国保京丹波町和知歯科診療所	③地方公共団体	船井郡京丹波町本庄今福13番 地	3	0.68	30	0	0	148	267	⑦翻拿(非へき地)	0	③市町村	①全く関わりがない
219	Ř.		府	福知山市国民健康保険雲原診療所	③地方公共団体	福知山市宇霊原165番地の1	2	0.36	16	_		12	12	③ 個公立病院(非拠点)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
220 第	京 	都	府	福知山市国民健康保険金山診療所	③地方公共団体	福知山市字上野条773番地の1	1	0.18	8	_		12	12	③ 国公立病院(非拠点)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
21 5	Ę	庫	臬	多可町立杉原谷診療所	③地方公共団体	多可鄰多可斷加美区市原44	1	1.01	45	0	0	12	-		×	③市町村	①全く関わりがない
22 ₹	Ę.	#	Q.	姫路市立山之内診療所	③地方公共団体	差路市夢前町山之内乙120番地	1	0.04	1.8	0	0	40	15	⑧その他	×		①全く関わりがない
23 ₽	Ę	庫	R	央 栗市鷹巣診療所	O-E/I A-EIF	兵庫県央東市千種町産巣482番 地1	2	0.05	2	0	0	20	20	③公的団体立病能(非拠点)	0	⑥その他	①全く関わりがない
24 5	Ę	庫	*	央粟市国民 健康保険千種診療 所	③地方公共団体	兵庫集央東市千種町西山88番 地1	2	1.45	64.4	0	0	20	20	③公的個体立病院(非拠点)	0	⑥その他	①全く関わりがない
25 5	Ę.	庫		佐用町西新宿出養診療所	③地方公共団体	佐用町西番宿25番地3	1	0.22	9.94	0	Ó	0	0		×		①全く関わりがない
26	Ę	庫	# :	豊岡市立 高橋診療 所	③地方公共団体	豊間市但東町久備126	1	0.62	27.5	0	0	516			×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
27 5	Æ	庫	# :			皇岡市竹野町森本513-1	1	0.58	25.6	0	0	16	40	②その他	×		①全く関わりがない
28 5	Æ	庫	県	篠山市国民體章保険今田診療所	③地方公共団体	兵庫県篠山市今田町今田新田 17-1	2.5	0.77	34	0	0	121	3	①他のへき地診療所	×		①全く関わりがない

٠	
- 1	

							A = #	. = n-	一日平	病床製	一日平 均入院		常到	防医の勤務状況	医学生	や研修医に対するへき地・ 象教育への関与・参画	
	都	道府県	艮名	施設名	開設者	所在地	全医師 数(※ 1)	必要医 節数 (※2)	均外来 患者數 (※3)	(有床 診療所 の場 合)	200	(1)現 動者の 動務月 数	(2)前 任者の 動務月 散	(3)前任者の離任後異勤先	(1)有 無	(2)有りの場合、診療所と教育機関をつなぐ調整窓口	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連 絡・相談のある頻度)
229	兵	康	臬	南あわじ市国民健康保険阿那貫診療所	③地方公共団体	南あわじ市阿事質1279-1	1	0.59	26	C) (127	٤	8 その他	×		①全く関わりがない
230	兵	庫	県	南あわじ市選診療所	③地方公共団体	南あわじ市灘土生302	1	0.36	16	C) (111	36	3個公立病院(非拠点)	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
231	杂	Ą	県	宇陀市立国民健康保険直営東里診療所	③地方公共団体	奈良県宇陀市	2	0.56	25	C	0	4	24	⑤大学(非拠点)	0	④大学	①全く関わりがない
232	奈	良	栗	宇陀市立国民健康保険直営田口診療所	③地方公共団体	奈良県宇陀市	3	0.68	30	C	0	4	24	⑤大学(非拠点)	0	④大学	①全く関わりがない
233	奈	良	2	曾爾村国民健康保険診療所	③地方公共団体	奈良県宇陀郡曾爾村	2	0.97	43	C	0	16	33	⑤大学(非拠点)	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
234	奈	良	桑	御杖村国民健康保険診療所	③地方公共団体	奈良県宇陀郡御杖村	5	0.83	37	C	C	111			0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
235	杂	良	Ŗ	天川村国民健康保険直営診療所	③地方公共団体	秦良県吉野郡天川村	2	1.04	46	C	0	25	74	⑦間葉(非へき地)	×		
236	奈	良	泉	野迫川村国民健康保険診療所	③地方公共団体	奈良集吉野郡野追川村	1	0.29	13	C	0	16	24	③公的団体立病院(非拠点)	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
237	奈	良	県	上北山村国民健康保険診療所	③地方公共団体	奈良県吉野郡上北山村	2	0.70	31	4	C	28	24	③雷公立病院(非拠点)	0	④大学	③月に1回は連絡・相談を持つ
238	亲	良	県	下北山村国民健康保険診療所	③地方公共団体	奈良県吉野都下北山村	1	0.41	18	C	O	16	24	⑤大学(非拠点)	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
239	奈	良	県	五條市立大塔診療所	③地方公共団体	奈良県五條市	1	0.34	15	5	C	4	24	②へき地医療拠点病院	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
240	亲	Ŗ	県	山添村国民健康保険東山診療所	③地方公共団体	奈良県山辺都山添村	1	0.79	35	O	o	4	12	⑧その他	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
241	奈	良	県	山添村国民健康保険波多野診療所	③地方公共団体	奈良県山辺都山添村	1	0.50	22	0	0	64	8	③公的団体立病院(非拠点)	×	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
242	奈	良	Ŗ	山添村国民健康保険豊原診療所	③地方公共団体	奈良梨山辺郡山添村	1	0.38	17	0	C	4	12	⑧その他	×		
243	奈	良	Q	十津川村国民健康保険小原診療所	③地方公共団体	奈良県吉野郡十津川村	_	1.22	54.4	0	O	4	24	②へき地医療拠点病院	0	④大学	③月に1回は連絡・相談を持つ
244	尞	良	Q	十津川村国民健康保険上野地診療所	③地方公共団体	奈良県吉野郡十津川村	2	0.39	17.5	0	0	4	9	②へき地医療拠点病院	0	④大学	③月に1回は連絡・相談を持つ
245	奈	良	泉	川上村国民健康保険上野地診療所	③地方公共団体	奈良県吉野郡川上村	1	0.48	21.4	0	0	7	9	⑧その他	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
246	和	歌山	県	紀美野町国民健康保険国吉診療所	③地方公共団体	海草郡紀美野町田63書地	1	0.36	15.9	2		76			×		①全く関わりがない
247	和	歌山		紀の川市国民健康保険 直営鞆渕診療所	③地方公共団体	紀の川市中新渕911	1	0.40	17.9			12	7	④民間病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
248	和	多川	泉	かつらぎ町国民健康保険天野診療所		伊都郡かつらぎ町大字下天野94 2-1	2.75	0.11	5						×		①全く関わりがない
249	和	山塔	泉	高貴診療所	③地方公共団体	伊都魯高野町大字西高貴46	1	0.56	25			64	48	③国公立病院(非拠点)	×	③市町村	①全く関わりがない
250	和	山樓	泉	日高川町国民健康保険寒川診療所	③地方公共団体	日高郡日高川町寒川293番地	1	0.38	17			4	24	③雷公立病院(非拠点)	×	③市町村	①全く関わりがない
251	和	歌山	鼎	田辺市国民健康保険秋津川診療所	⑧その他	田辺市快津川688	0.2	0.18	8.2						×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
252	和	歌山	果	高城診療所	1	日高毎みなべ町広野2	1	0.68	30			207			×	③市町村	①全く関わりがない
253	和	歌山	県	白浜町国民體康保険直営川添診療所	③地方公共団体	西牟婁郡白浜町市産野1103番 地	1.2	0.48	21.2			28	36	③雷公立病院(非拠点)	0	⑥その他	①全く闘わりがない
254	和	歌山	R			西牟婁幕すさみ町佐本追川228 番地	0 375	0.67	29.6						×		①全く関わりがない
255	和	● 山	果	小川へき地診療所	③地方公共団体	古臺川町小川813	1	0.26	11.5			263	49	®その他	0	③市町村	①全く関わりがない
256	和	数山	桑	新宮市国民健康保険直営熊野川診療所	③地方公共団体	新宮市熊野川町日足322番地	1	0.68	30			159	179	⑦翻楽(非へき地)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
257	和	数 山	県	色川診療所	③地方公共団体	那智器浦町色川13871	1	0.25	11						×		①全く関わりがない

							A = 4=	~==	一日平	病床數	一日平 均入統		**	動医の動務状況	医学生*	や研修医に対するへき地・ を教育への関与・参画	
	都道	作県	名	施設名	開設者	所在地	至医脾 數(※ 1)	必要医 師教 (※2)	一日平 均外来 患者數 (※3)	(有体 診療所 の場 合)	患者数 (有床診 療所の 場合) (※4)	勤者の	(2)前 任者の 動務月 数	(3)前任者の離任後異勤先	(1)有 無	(2)有りの場合、診療所と教育機関をつなぐ調整窓口	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連絡・相談のある頻度)
258	和	改山	*	国保北山村 診療 所	③地方公共団体	東牟婁都北山村大沼312	1	0.45	20	4		196	29	④民間病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
259	8	政		鳥取市佐治町国民健康保険診療所	③地方公共個体	島取県島取市佐治町加瀬木217 12	2	1.11	49.4			4	36	②へき地医療拠点病院	0	① 都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
260	*	取	Q	日野病院組合 二部診療所	❸その他	島歌県西伯郡伯雷町二部1554-4	1	0.07	2.9			9	21	④民國病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
261	鳥	取	*	日野病院組合 黑坂診療所	⑧その他	島歌県日野郡日野町黒坂1243-1	1	0.30	13.3			20	21	④艮岡病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
262	8	取	県	江府町国民健康保険江尾診療所	③地方公共団体	島取県日野郡江府町大字江尾 1944	3.3	2.43	108			12		∰その他	×		①全く関わりがない
263	8	取	R 1	智頭町那岐診療所	③地方公共団体	島取祭八張郡皆蒙町大青116— 2	1	0.13	5.9			4	l	❸その他	×		①全く関わりがない
264	*	取	果;	大山町国民健康保険大山口診療所	③地方公共開体	島歌県西伯郡大山町末長483香 地3	2	2.25	100			179	前任者 なし		×		①全く関わりがない
265	鳥	取	乘 ;	大山町国民健康保険名和診療所	③地方公共建体	島歌県西伯郡大山町御来羅467 香地	1	0.74	33			4	24	⑤大学(非拠点)	0	①都道府県	③月に1回は連絡・相談を持つ
266	4	取	果	大山町国民健康保険大山診療所	③地方公共団体	島取集西伯郡大山町今在家475 香地	1	0.70	31	19	0	16	6	❸その他	×		①全く関わりがない
267	<u>s</u>	根	果	松江市国民健康保険来待診療所	③地方公共団体	島根県松江市	1.1	1.26	56			64	91	⑦開業(非へき地)	0	①都道府県	①全く関わりがない
268	8	根	A	重南市国民健康保険掛合診療所	③地方公共団体	島根県皇南市	1	0.83	37			48	20	②民間病院(非拠点)	0	④ 大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
269	<u>s</u>	根	Q I	塩津診療所	③地方公共団体	出雲市塩津町78番地3	0.1	0.09	3.9						×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
270	<u>s</u>	根	R	美郷町国民健康保険大和診療所	③地方公共団体	島機県邑智郡美郷町 御賀本郷163番地	1	0.61	27			35	37	⑦闘泉(非へき地)	×		①全く関わりがない
271	8	根	-	浜田市国民 健康保険弥栄診療 所	WEN AROUN	島根県浜田市弥栄町木都賀イ53 0-1	2	0.90	40			153			0	Giその他	③月に7回は連絡・相談を持つ
272	1 ,	祖	R	益田市国民健康保険診療施設美都診療 所	③地方公共開体	島根集益田市美都町都茂1813番 地1	. 1	0.70	31			40	12	②へき地医療拠点病院	×		①全く関わりがない
273	<u>s</u>	根	果	隠岐の島町国民健康保険五舊診療所 	③地方公共団体	島機県職岐郡職峻の島町部584 養地1	0.9	0.70	31			4	47	③公的団体立病院(非拠点)	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
274	<u>\$</u>	根	R I	職岐の島町布施へき地診療所	③地方公共団体	島機県陸岐郡磯岐の島町布施 642番地1	0.4	0.27	12			28	12	多 その他	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
275	<u> </u>	根	R 2	西/島町国民健康保険浦郷診療所	③地方公共団体	544-15	t	1.17	52			28	24	②へき地医療拠点病院	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
276	.	根	果	国民健康保険知夫村診療所	③地方公共団体	島樓県延岐郡知夫村 1106番絶3	1	0.29	13			12	12	②へき地医療拠点病院	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
277	M	山	4 3	笠岡市国民健康保険真鍋島診療所 ————————————————————————————————————	③地方公共団体	岡山県笠岡市真鍋島4023番地1	1	0.46	20.5	1	0				×		①全く関わりがない
278		山	県	新見市国民 健康保険湯川診療所 	③地方公共団体	岡山県新見市土橋2406 	1	0.63	27.9	-		28	24	④民間病院(非拠点)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
279	=	Щ	県	所見市国民健康保険神代診療所 	③地方公共団体	岡山祭新見市神郷下神代3946	2	0.55	24.4	_		8	278	®その他	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
280	6	山.	東	哲西町診療所 	⑦社会医療法人	圖山県新見市智茜町矢田3604	1.2	0.90	40		-	94	-		0	⑥その他	③月に1回は連絡・相談を持つ
		Щ	+			佛前市日生町大多府9	0.1	0.08	3.5		_	40	_	-	0	④大学	①全く関わりがない
\dashv	-		-	*************************************		國山県瀬芦内市邑久町虫明534 香地2	0.4	0.47	21		_				×		①全く関わりがない
283		山	7			岡山県真蘆市栗谷81-1	0.25	0.34	15.0	_	-				0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
284	=		+			和氣町塩田644番地1	1	0.11	5	_	_				×		①全く関わりがない
285			+			関山県吉田郡鎮野町上書原480 香地の1	2	0.56	25.1	_		28	27	③图公立病院(非拠点) 	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
286	3	山!	# 2	西栗倉村間民健康保険診療所 	③地方公共団体	岡山縣英田郡西粟倉村影石90 一1	3	0.54	24	6	0	4	12	②へき地医療拠点病院	0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない

							A 75 #45	20	日平	病床数	一日平 均入院		常量	海医の勤務状況		や研修医に対するへき地 参教育への関与・参置	
	審	道府	県名	施設名	開設者	所在地	数(※	必要医 師数 (※2)	少外来 患者数 (※3)	(有味 診療所 の場 合)	患者数 (有床を 着所の 場合) (※4)	(1)現 動者の 動務月 数	(2)前 任者の 動務月 数	(3) 前任者の離任後異勤先	(1)有	(2)有りの場合、診療所と教育機関をつなぐ調整窓口	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連 (条・相談のある頻度)
287	広	鳥	9	廿日市市吉和診療所	③地方公共団体	広島県廿日市市	1	0.56	25			29	24	②へき地医療拠点病院	0	③市町村	③月に1回は連絡・相談を持つ
288	広	島	Ŗ	北広島町八幡診療所	③地方公共団体	広島県北広島町	0.4	0.33	14.71			4	60	®その他	×		①全く関わりがない
289	広	島	Ą	北広島町雄鹿原診療所	③地方公共団体	広島県山県郡北広島町	1.9	1.83	81.48			40	467	⑧その他	0	D Ø S	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
290	広		Ģ	安芸高田市横田診療所	③地方公共団体	広島集安芸高田市	1	0.90	40			211	なし		0	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
291	広	£,	9	三次国民健康保険 君田診療所	③地方公共団体	広島県三次市	1	1.31	58			207	420	®その他	×		①全く関わりがない
292	広	£,	県	三次市作木診療所	④地方独立行政法人	広島県三次市	,	1.58	70			12	12	②へき地医療拠点病院	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
293	広	島	ş	庄原市口和診療所	③地方公共団体	広島県庄原市	1.2	0.79	35			49	144	⑦鬱菜(非へき地)	×		①全く関わりがない
294	应	<u>R</u>	ą	庄原市国民健康保険総領診療所	③地方公共団体	庄原市総領診像所		1.13	50			12	12	③個公立病院(非異点)	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
295	広		9	庄原市高野診療所	③地方公共団体	広島県庄原市	1	1.19	53			52	120	③国公立病院(非拠点)	×		①全く関わりがない
296	ш		界	岩国市立本郷診療所	③地方公共団体	山口県岩国市	1	0.83	37			27	13	③公的団体立病院(非拠点)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
297	Ш	p	6	柳 井市立平 郡診療所	③地方公共団体	山口県#井市	1	0.48	21.3			3	1	②へき地医療拠点病院	0	②へき地医療支援機構	③月に1回は連絡・相談を持つ
298	Ш		2	周南市国民健康保険鹿野診療所	③地方公共団体	山口県周南市	1	0.83	37.1			64	60	⑥県庁等行政機関	0	②へき地医療支援機構	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
299	此	0	9	防府市野島診療所	③地方公共団体	山口県防府市	1	0.15	6.7			近騎病 院医師 が週2で	181	®その他	×		①全く関わりがない
300	ш	n	県	山口市柚野診療所	③地方公共団体	山口県山口市	1	0.11	4.7			399]	❸その他	×		①全く関わりがない
301	ш	0	Ş.	下関市立角島診療所	③地方公共団体	山口県下関市	1	0.43	19			15	24	③公的団体立病院(非拠点)	×		③月に1回は連絡・相談を持つ
302	ш	D	県	萩市見島診療所	③地方公共団体	山口県萩市	1	0.72	32	2		15	25	③公的団体立病院(非拠点)	0	⑤へき地医療拠点病院	③月に1回は連絡・相談を持つ
303	ш	П	Q	萩市国民健康保険川上診療所	③地方公共団体	山口県萩市	1	0.86	38			194	160	❸その他	0	④ 大学	③月に1回は連絡・相談を持つ
304	ш	n	Ø	萩市国民體康保険福川診療所	③地方公共団体	山口県泰市	1	0.88	39			3	24	③公的団体立病院(非拠点)	0	@大学	③月に1回は連絡・相談を持つ
305	ш	0	Q	阿武町国民健康保険福賀診療所	③地方公共団体	山口県阿武町	1	0.65	29			12	12	多その他	×		①全く関わりがない
306	徳	島	Ŗ	国民健康保険上醫町福原診療所		德島県勝浦郡上勝町大字福原字 川北30-1	1	0.34	15	0	C	4	24	⑤大学(非拠点)	×		①全く関わりがない
307	卷	島	Q.	海陽町宍喰診療所	③地方公共団体	海部都海陽町宍峨浦字松原142 香地1	1	1.53	68	無床		148	40	⑧その他	0	①都道府県	①全く関わりがない
308	£	8	梨	德島県那賀都那賀町国民健康保険日野谷診療所		德島県那賀都那賀町大久保宇大 西3番地2	2	2.90	129	0	C	51	36	①他のへき地診療所	0	②へき地医療支援機構	③月に1回は連絡・相談を持つ
309	徳	â	県	那實町国民健康保険 木頭診療所	③地方公共団体	德島果那賀郡那賀町木頭和無田	1	0.90	40			16	12	③個公立病院(非拠点)	0	⑤へき地医療拠点病院	③月に1回は連絡・相談を持つ
310	徳	島	泉	端山診療所	⑧その他	美島郡つるぎ町貞光字東大井	1	0.18	8	無床		1			×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
311	徳	島	県	阿南市国民健康保険加茂谷診療所	③地方公共団体	德島県阿南市加茂町野上30	1	0.74	33	無床		12	以他は地元記録 会の会員が交代 で表示		×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
312	恁	島	杲	美馬市国民健康保険木屋平診療所	③地方公共団体	德島県美馬市木産平字川井295	4	0.85	37.8	無床		4	24	②へき地医療拠点病院	0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
313	卷	8	4	三好市国民健康保険西祖谷山村診療所	③地方公共団体	德島縣三好市西祖谷山村一字3 68番地9	1	2.88	127.8	0	0	12	12	③公的団体立病院(非拠点)	0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
314	番	М	#	さぬき市国民健康保険多和診療所	③地方公共団体	香川県さぬき市	2	0.27	12			3	52	③国公立病院(非拠点)	О	⑤へき地医療拠点病院	①全く関わりがない
315	苍	Ж	県	小豆島町国民健康保険福田診療所	③地方公共団体	香川県小豆都小豆島町	1	0.34	15			88	18	®その他	×		①全く関わりがない

							Др: eт	双声车	一日平	病床数	一日平 均入 院		*1	動医の動務状況	医学生	や研修医に対するへき地 最教育への関与・参画	
_	都	道府	県名	施設名	開設者	所在地	全医酶 数(※ 1)	必要医 師教 (※2)	均外来 患者數 (※3)	(19) 45	患者数 (有床蓋 療所の 場合) (※4)	(1)現 動者の 動務月 数	(2)前 任者の 動務月 数	(3)前任者の離任後異勤先	(1)有	(2)有りの場合、診療所と教育機関をつなぐ調整窓口	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連 (本・相談のある頻度)
316	香	Ħ	-	直島町立診療所	③地方公共団体	香川都在島町	2	2.01	79.7	19	9.8	4	12	②へき地医療拠点病院	0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
317	香	М	県	坂出市王越 診療 所	③地方公共団体	香川県坂出市	-1	0.20	9						×		①全く関わりがない
318	香	Л	果	坂出市国民健康保険与島診療所	③地方公共団体	香川県坂出市	1	0.23	10						×		①全く関わりがない
319	香	Л	桌	綾川町国民健康保険綾上診療所	③地方公共団体	香川県被歌尊綾川町	2	1.78	79			87			0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
320	杏	М	県	綾川町国民健康保険羽床上診療所	③地方公共団体	香川県 被歌 春綾川町	1	0.56	25			16	36	①他のへき地診療所	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
321	#	JH		多度津町国民體廠保険高見診療所	③地方公共団体	香川県仲多度郡多度津町	1	0.17	7.4						0	②へき地医療支援機構	③月に1回は連絡・相談を持つ
322	퓽)II		多度津町国民健康保険佐樽診療所	③地方公共団体	香川県仲多度郡多度津町	1	0.27	12.1						0	②へき地医療支援機構	③月に1回は連絡・相談を持つ
323	香	М		三豊市国民健康保険財田診療所	③地方公共団体	香川集三皇市	1 15	1.33	59.3			135			0	①都道府祭	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
324	爱	摄	#	四国中央市国民健康保険新宮診療所	③地方公共団体	受機県四国中央市	1	1.26	55.8	12	病床体 止中 (H20.3.3	4	24	②へき地医療拠点病院	0	④大学	③月に1回は連絡・相談を持つ
325	爱	媛		岡村診療所	③地方公共団体	愛機県今治市	1	0.68	30	2	C		6	®その他	×		①全く関わりがない
326	爱	樧		久万高原町国民健康保険父二峰診療所	③地方公共団体	愛鐵泉上浮穴郡久万高原町	5	0.56	25	-	-	12	12	④民間病院(非拠点)	0	②へき地医療支援機構	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
327	爱	操		西予市国民健康保険土居診療所	③地方公共団体	愛媛県西予市	1	0.92	41	-	-	19	81	⑤大学(非拠点)	×		③月に1回は連絡・相談を持つ
328	爱	級		大洲市園民健康保険河辺診療所	③地方公共団体	愛機県大渕市	1	0.71	31.7	-	-	16	33	②へき地医療拠点病院	0	④大学	①全く関わりがない
329	*	媛		伊方町陽民健康保険瀬戸診療所	③地方公共団体	受機集西予市	2	1.67	61	19	13	12	12	②へき地医療拠点病院	×		③月に1回は連絡・相談を持つ
330	爱	擬	県	宇和島市国民健康保険九島診療所	③地方公共団体	受體県宇和島市	1	0.86	38	_	-	16	69	®その他	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
331	爱 —		県	鬼北町國民健康保険日吉診療所	③地方公共団体	受緩県北宇和郡鬼北町	1	0.86	38	-		28	34	⑥県庁等行政機関	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
332	愛	級	果	松野町国民健康保険中央診療所	③地方公共団体	受機業北宇和郡松野町	2	2.76	105	19	17.5	12	12	③国公立病院(非拠点)	0	④大学	③月に1回は連絡・相談を持つ
333	爱	級	#	受南町国保一本松病院附属内海診療所	③地方公共団体	爱缀果帝宇和春爱南町	1	0.68	30	-		4	34	⑥果庁等行政機関	0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
334	高	知	#	いの町立国民健康保険長沢診療所		高畑県吾川郡いの町 長沢254ー3	1	0.76	33.8	18床 (休床 中)	0	12	12	⑤大学(非拠点)	0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
335	高	知	果	梼原町立四万川 診療 所 		高知集高関郡善原町 六丁15 2番地	1.1人	0.55	24.4人	-		64月	12月	②へき地医療拠点病験	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
336	高	知	•	梅原町立松原診療所 		高知県高岡郡橋原町 松原5 87番地	1.2人	0.57	25.5人	_		76月	12月	②へき地医療拠点病院	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
337	离	知	#	馬路診療所	③地方公共団体	高知県安芸郡馬路村	1	0.70	31	0	0	28	24	①他のへき地診療所	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
338	产	知	Q		1	高知県安芸郡馬路村	1	0.20	9	0	0	28	24	①他のへき地診療所	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
339	*	知	#	香美市立大栃 診療 所	③地方公共開体	高知県普美市物部町大橋898番 地1	2	1.41	56.8	19	5.9	184			×		①全く関わりがない
340	萬	知	및 ;			高知県高岡都津野町杉ノ川甲38-	1	0.79	35	0	0	4	24	②へき地医療拠点病院	0	③市町村	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
141	*	知	泉	宿毛市立沖の島へき地診療所	③地方公共団体	高畑県宿毛市沖の島町母島1005 青地	1	0.26	11.4	なし	なし	4月	12月	①他のへき地診療所	0	③市町村	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
42	Š	知	泉	本山町立汗見川へき地診療所	③地方公共団体	高知県長岡郡本山町本山620番地	1	0.15	6.5	0	0	1	1	③公的団体立病院(非拠点)	0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
43	8	知	泉	四万十町国民健康保験十和診療所		高知県高農都四万十町	2	2.75	122			4	108	③個公立病院(非拠点)	0	②へき地医療支援機構	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
44	Ř	知	#	国民健康保険西土佐診療所	③地方公共団体	高知彙四万十市西土佐 用井1110-28	16	2.44	91.9	19	16.6	14	6	④民間病験(非拠点)	0	①都道府県	③月に1回は連絡・相談を持つ

							A # ##	×==	-8平	病床数	一日平 均入院		*1	動医の動務状況	医学生	や研修医に対するへき地 単教育への関与・参画	
	都	盖府乡	県名 :	施設名	開設者	所在地	全医師数(※ 1)	必要医師教(※2)	均外来 患者數 (※3)	診療所	患者数 (有床部 豊所の 場合) (※4)	(1)現 動者の 動務月 数	(2)前 任者の 動務月 数	(3)前任者の離任後異動先	(1)有	(2)有りの場合、診療所と教育機関をつなぐ調整窓口	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連 絡・相談のある頻度)
374	鐵	*		山都町立国民健康保険蘇陽病院 北部へき地診療所	③地方公共団体	差本架上益城郡山都町東竹原 285-1	0.075	0.21	9.4	_	-	12	12	②へき地医療拠点病院	0	①都道府県	①全く関わりがない
375	熊	本		国保水俣市立総合医療センター 附属久木野診療所	③地方公共団体	熊本県水俣市久木野833	1	0.45	20	-	-	31	8	③公的団体立病院(非拠点)	0	⑥その他	①全く関わりがない
376	鯸	*	#	五木村へき地診療所	③地方公共団体	熊本県五木村	5	10.73	477	_	_	15	24	①他のへき地診療所	0	②へき地医療支援機構	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
377	熊	*	#	芦北町国民健康保健吉尾温泉診療所	5公的団体	章北郡芦北町大字吉尾24番地 の4	2	0.37	16.4	10	C	12	12	◎その他	×	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
378	藍	*		上天草市立湯島へき地診療所	③地方公共団体	熊本県上天草市	2	0.64	28.3	_	_	- 4	12	⑤大学(非拠点)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
379	盤	本		国民 健康保険 天草市立御所浦北診療所	③地方公共団体	能本果天草市御所浦町 機浦750-13	0.3	0.56	24.8	_	_				×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
380	大	分	県	经島村国民健康保険診療所	③地方公共団体	大分祭東国東都姫島村	4	2.41	101	16	6	104	250	®その他	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
381	大	分	県 ;	津久見市保戸島診療所	③地方公共団体	大分界津久皇市	1	1.28	57			4	36	⑦闘章(非へき地)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
382	大	分	具	佐伯市国民健康保険因尾診療所	③地方公共団体	大分果佐伯市	1	0.50	22			12	12	②へき地医療拠点病院	0	③市町村	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
383	大	分	果(佐伯市国民 健康保険書見診療 所	②地方公共団体	大分果佐伯市	1	0.81	36			12			· ×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
384	大	分	# I	日田市立上津江診療所	③地方公共団体	大分乘召田市	1	1.20	53.4	18	0	88	22	®その他	Χ.		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
385	<u>*</u>	分	栗	中津市国民健康保険山移診療所	③地方公共団体	大分県中津市	1	0.77	34			98	12	②へき地医療拠点病院	0	③市町村	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
386	大 	分	Q (はるかぜ 器院 	⑥極療法人	大分集国東市	1	1.24	55			12			×		③月に1回は連絡・相談を持つ
387	大 	分	泉 i	直耕団吉野診療所	⑥连療法人	大分県大分市	1	0.68	30			12			×		①全く関わりがない
388	大	分	果	あさじ町クリニック	⑥医療法人	大分集章後大野市	1	0.73	32.6			12			×		①全く関わりがない
389	*	分	果(左 慕医院	®その他	大分乘豊後高田市	1	1.13	50			12			×		①全く関わりがない
390	Ż ——	崻	泉	延岡市国民健康保険 北浦診療所	③地方公共団体	宮崎県延岡市	2	1.62	63	19	9	4ヶ月	24ヶ月	③個公立病院(非拠点)	0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
391	Ė	粹	Q	当民健康保険西米良診療所	③地方公共団体	宫崎県児温郡西米良村	2	1.43	55.3	19	8.1	4	24	③陽公立病院(非拠点)	0	⑥その他	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
392	8	畸	果多	美郷町国民健康保険南郷診療所	③地方公共団体	宮崎県東臼杵郡美郷町	2.32	2.12	86.4	19	7.8	24	23	③儲公立病院(非拠点)	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
393	ġ	椅	R 3	東米良診療所 	③地方公共団体	宮崎県西都市	1.1	0.58	6.7	19	19	52	43	④艮岡病院(非拠点)	0	④ 大学	②年に1~2回は連絡-相談を持つ
394	ġ 	崻	果页	延岡市 島浦診療所	③地方公共団体	宮崎県延陽市	1	0.34	15	0	0	76月	63月	①他のへき地診療所	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
395	<u> </u>	畸	県	非関市市木診療所	③地方公共団体	宮崎県串岡市	1	0.56	25			52	46	④民間病院(非拠点)	×		②年に1~2回は連絡-相談を持つ
396	ġ	*	泉川	小林市須木診療所 	③地方公共団体	宮崎県小林市	1	0.90	40	0		12	91	⑧その他	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
397 7	ġ	椅	# 3	<mark>獎娜町国民健康保険北郷診療所</mark>	③地方公共団体	東日井都美郷町	1	0.84	37.2			4	288	⑧その他	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
398	ġ 	崎	県2	宮浦診療 所	③地方公共団体	宮崎県日南市	1	0.10	4.4						×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
399	焦火	盘号	県対	合良町立北山診療所	③地方公共団体	始良存给良町北山842番地	1	0.59	26	0	0	52	36	④民間病院(非拠点)	o	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
100	能児	1 8	梨屋	國久島町栗生診療所 	③地方公共開体	熊毛郡屋久島町栗生1743	2	0.95	42	1	0	159			o Î	⑥その他	
101	色男	2 8	県南	董摩川内市下鹽手打診療所	③地方公共団体	麓摩川内市下軍町手打956書地	1	1.62	57.3	19	14.9	375			0	⑥その他	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
02	医児	8.5	果	事界町国民健康保険診療所	③地方公共団体	大島幕喜界町赤連37番地	2	1.31	58	0	0	3	24	⑧その他	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ

							∆Æ ë¤	必要医	日平	病床数 /东庄	一日平 均入院		常量	制医の勤務状況		や研修医に対するへき地・ 最教育への関与・参画	
	都道府県名	♀名	施設名	開設者	所在地	数(※		均外来患者数(※3)	診療所の場	患召祭 (有床診 機所の	(1)現 動者の 動務月 数	(2)前 任者の 動務月 数	(3)前任者の離任後異勤先	(1)有無	(2)有りの場合、診療所と教育機関をつなぐ調整窓口	へき地医療支援機構との関係 (へき地医療支援機構から、連絡・相談のある頻度)	
403	産	児島	8 梨	十島村立中之島へき地診療所	③地方公共団体	鹿児島県鹿児島都十島村	1	0.18	8	0	0	1月	3月	③公的団体立病院(非拠点)	×		②年に1~2回は連絡・相談を持つ
404	塵	児島	島県	瀬戸内町へき地診療所	③地方公共団体	大島都瀬戸内町古仁屋瀬久井西 13-2	3	1.59	56.1	19	14.5	28	36	③国公立病院(非拠点)	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
405	产	児島	易県	曾於市立恒吉診療所	③地方公共団体	曾於市大興町恒吉598	1	0.14	6	0	0	_	-		×		③月に1回は連絡・相談を持つ
406	鹿	児系	8 県	川床へき地診療所	③地方公共団体	出水椰長島町川床943	1	0.45	20	0	0	63	6		×		①全く関わりがない
407	塵	児島	易祭	南さつま市 野間池診療所	③地方公共団体	鹿児島県南さつま市	1	0.43	18.9	-	-	12	12	③公的団体立病院(非拠点)	0	①都道府県	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
408	醜	児 st	島県	南大隅町立辺塚へき地出張診療所	③地方公共団体	底児島県肝底郡 南大 属町佐多辺塚162-1	派遣医 師 週1回3	0.23	10	0	0	-	-		×	③市町村	①全く関わりがない
409	沖	=	泉	沖縄集立北部病院付属伊平屋診療所	③地方公共団体	沖縄製島尻郡伊平置村字表喜屋 217	1	0.63	28			4	24	②へき地医療拠点病院	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
410	沖	#	県	沖縄県立中部病院附属津堅診療所	③地方公共団体	沖縄県うるま市宇宮里281番地	1	0.22	9.8			4	12	②へき地医会提点病院	0	②へき地医療支援機構	③月に1回は連絡・相談を持つ
411	沖	*		沖縄県立南部医療センター・こども医療センター制属阿嘉診療所	③地方公共団体	沖縄県座開味村宇阿嘉 68	1	0.22	9.8			16	12	②へき地医療拠点病院	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
412	沖	#		沖縄県立南部医療センター・こども医療センター ター附属南大東診療所	③地方公共団体	沖縄県南大東村字在所 183-4	1	0.55	24.4			16	24	②へき地医療拠点病院	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
413	沖	*	桑	沖縄県立宮古病院附属多良間診療所	③地方公共団体	〒906-0600 沖縄県宮古郡多良 森村宇塩川162-3	1	0.56	24.8			15	24	②へき地器像拠点病院	0	⑤へき地医療拠点病院	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
414	*	A		沖縄県立八重山病院付属 大原診療所	③地方公共団体	竹宮町宇南風見201番地	1	0.35	15.6			4	48	③公的団体立病院(非拠点)	0	⑤へき地医療拠点病院	③月に1回は連絡・相談を持つ
415	*	#		沖縄県立八重山病院付属 波服間診療所	②地方公共団体	竹富町宇波振開2750-1番地	1	0.34	14.9			28	24	③公的団体立病院(非拠点)	0	⑤へき地医療拠点病院	③月に1回は連絡・相談を持つ
416	沖	8	果	伊江村立診療所	③地方公共団体	沖縄県伊江村宇東江前 459番地	2	1.69	75			15	108	④民間病院(非拠点)	0	④大学	②年に1~2回は連絡・相談を持つ
417	沖	£	泵	与那国町立与那閨診療所	③地方公共団体	沖縄県八重山郡与那国町字与那 国125番地の1	2	0.50	22	2	0	12	12	④民國病院(非拠点)	0	⑥その他	①全く関わりがない
418	*	#	糜	竹富町立黒島診療所	③地方公共団体	沖縄県八重山郡竹宮町字黒島 1474番地	1	0.07	2.9	0	0	34	週1回派 遺(10ヶ 月間)		×		①全く関わりがない

厚生労働省医政局指導課教急・周産期医療等対策室調べ

国や都道府県への要望、へき地保健医療対策検討会で議論してほしいこと (へき地診療所からの回答:複数のテーマに係る場合は分けて記載)

	1. 医師確保に関する事項
1	公立病院の医師の充足と病診連携が叫ばれて久しいが、公的病院からの診療所等の支援が真に必要である。
2	過疎地医師不足の中でも、へきち診療所の医師確保は特に困難である。存続必須のへき地診療所については将来、地域の中核病院からの医師派遣により支えるのが、最も現実的方策であろう。
3	離島、へき地診療所に対する支援(医師、看護師確保)を強く希望します。
4	へき地医療に対する人的援助
5	医療職の安定確保について
6	医師の確保
7	へき地への勤務医師が増加するような制度を検討いただきたい。
8	出張所まで片道40分を要し冬は豪雪がある。へき地で働いてくれる医師が今後も途絶えないよう、施策をお願いしたい。
9	長年、医師2名体制で地域医療を維持してきたが、患者数、診療報酬収入の減少から平成18年度より医師1名の体制となった。1日患者数は50人程度であるが、80歳以上の高齢者が主で、高齢者世帯、高齢者単身世帯も多い。バスでの病院までの通院が困難な方が多い。休日、夜間の診療、往診等もあり、医師1名では激務となっている。今後市町合併を控えているが、診療所体制の充実、医師確保等が課題。
10	代診派遣が機能していない。二次病院の医師不足。全圏域を視野に入れた医師配置が必要。医師不足の中で、地域診療所の医師配置よりも病院医師の配置に重点がおかれていないか?
11	医師の確保
12	2次救急病院等地域の中核病院の医師確保をお願いしたい。
13	看護師確保の施策
14	代診医については概ね満足できる支援体制が整備されてきたと感じている。一方、看護師、医療事務員等も最小限の人数で運営しているので、スタッフの人的な支援体制の確立を望む。
.15	へき地の医師に携わる人材が少ないので、医師の確保ができるようお願いしたい。
16	離島へき地診療所の医師確保対策
17	離島・へき地を有する当市にとって、当該地域の医療の確保は重要課題であります。現下の医師不足等におけるへき地医療支援は大変有難く、今後とも更なる国・県のご支援を願うものです。
18	今年度から県のドクターバンクを通して応募、紹介を受けた医師1名を採用したが、国としての将来に向けてのへき地医療に係わる医師不足への対応を早急に行ってほしい。(地域医療再編と連動させていないと意味が無い。)
19	へき地の診療所にとっては医師の確保が最大の課題であるので、医師の確保が十分図られる組織体制を早急に整備していただきたい。

	2. 医師研修及びキャリアパスに関する事項
1	かねてより研修医の受け入れを要望しているが、医師不足によりいまだ実現されていない。
2	本市における国保直営診療所は5箇所あり、そのうち4箇所がへき地診療所であります。常勤医師が診療にあたっている診療所は1箇所のみであり、実態は市立のへき地拠点病院から医師を派遣していただき、運営を行っています。 派遣元の病院でも大学医学部の医局からの医師派遣等により医療体制をなんとか確保している状況であります。 そのような中で、医師臨床研修制度の見直し(案)で京都府は全国で最大の定員削減率となっております。これにより、へき地拠点病院から診療所への医師派遣が難しくなり、診療所運営を行えなくなるのではないかと強く危惧しております。 京都府においては、府北部の現状を国に強く伝えていただきますようお願いいたします。
3	研修医教育を実施しているが、診療所として実施しているのではなく、医師を派遣していただいている福知 山市民病院の事業として取り組まれている。
4	僻地診療所医師の研修制度など医師のモチベーション確保・技術向上機会の提供をお願いしたい。
5	医師・スタッフのスキルアップの体制

Ŧ

	3. 医療制度・体制に関する事項
1	在宅療養支援診療所のターミナルケアをバックアップできるシステムを検討してほしい。(一人で24時間体制は厳しい)
2	過疎化(人口減少)の進展等により国の「僻地診療所」の設置基準(②その区域内の人口が原則として1,000人以上)を撤廃・緩和して、僻地診療所の基準を緩和していただきたい。 単身高齢者の増加・家族機能の低下・地域社会の解体を踏まえて、医療・介護・福祉サービスの連携強化
3	が必要であると考えるが、そのモデルケースの紹介・標準モデルの提示などの施策の提案等をお願いした 常勤医のいない時の勤務体制(外来と往診)
4	人口の減少、道路状況の改善等による市街の病院への患者流出などから患者数が年々減っている。今後 の診療所のあり方等考える時期にきている。
5	現在、常勤医師1名・看護師2名が勤務しているが、家庭の不幸ごと等で急に出勤できなくなったときなど、 急遽診療所を休診しないといけなくなるので、代替医師や看護師を派遣してもらえるようなシステム作りをし てほしい。
6	へき地への代診医師派遣体制をバックアップしてほしい。
7	中核病院への医師派遣が減る度、派遣先である診療所への影響があり、診療時間の短縮が行われている。 自治医大の制度があり、本診療所でも、活用させて頂いていますが、年により大きく人数に左右される為今後の検討課題として、安定的な医師の派遣を行って欲しい。
8	へき地においては、過疎・高齢化による老々介護、独居老人の増加等また家庭での介護、看護力の低下もあり在宅医療・介護のみでは対応ができないのが現状である。 特に人口規模等による施設サービスが成り立たない離島では、診療所の病床がそのまま利用できる小規模な介護療養病床の存続は必要である。
9	代診医の制度化希望す(休みとれない)
10	医師不足は地域医療の現場においては、深刻な問題となっている。特にへき地においては無医地区となる危機感をはらんでおり、短期・長期に医師を派遣いただくシステムを構築していただきたい。
11	診療所医師の、学会、研修、休暇等時の代診は、主として親病院から派遣しており、やりくりが大変なので、代診医等の拡充を切に願う。
12	専門医巡回診療の実施。

	4. 財政支援に関する事項
1	離島、へき地診療所に対する支援(経営支援)を強く希望します。
2	へき地医療に対する財政的援助
3	補助金及び交付金等の継続・充実
4	僻地診療所への補助金等の財政支援及び診療報酬等の優遇措置(僻地診療所加算等)をお願いしたい。
5	遠方への往診に対する評価(診療点数など)
6	受診する人にとっても、交通の便が悪く、通院が困難である。患者バスがあっても毎日あるわけでなく、医療タクシー等の補助が欲しい。
7	へき地への赴任医師・看護師等医療従事者の人件費補助をしてほしい。
8	医師報酬の公的支援
9	運営費の補助
10	補助対象範囲の拡大 補助事業費の確保
11	運営費補助拡充による財政負担の軽減(へき地診療所運営費補助金→基準額の増加)
12	小規模市町村であり財政規模も小さく、財源確保に苦慮しているところであり、可能な限りの「へき地医療 施設等運営費補助金」等の交付を期待したい。
13	本地域のへき地診療所は不採算であり、安定した医療の供給を図るために、一般会計からの繰出を行なっている現状である。支出の多くは、医療スタッフの人件費であり、毎年、改善を図っているところであるが、限界がある。ある程度の収入がないと、地域医療現場で働こうとする医師もいないし、今いる医師も今後どうなるかわからない不安がいつもつきまとう。地域医療の確保の面からも、交付税措置の増額や繰出に係る補助などを検討してもらいたい。
14	ブロードバンドの導入に伴いランニングコストがかかることから財政支援をお願いします。

	5. 情報システム、診療機器等インフラ整備に関する事項
1	支援病院との遠隔画像診断などの診療支援体制や、電子カルテ等により地域の情報ネットワーク体制を確立して頂きたい。
2	近隣の総合病院まで車で40~50分の距離。夜間救急申請もあり現在、レントゲン、超音波、胃内視鏡などの設備があり、ある程度の救急もできています。今後も設備の維持をお願いしたいと思います。
3	離島に勤務する医師の生涯教育の充実のため、通信システムを充実してほしい。(テレビ会議等)
4	離島(へき地)医療は、ICT(医療システム)を利活用して医療充実を図る必要性を強く感じる。

~	6. その他
1	交通弱者と言われる地域住民にとって、へき地診療所の果たしている役割は大きく、不採算部門といえど も存続すべきものと考えている。
2	「へき地」の名称改称
3	公的医療機関のため存続できている。
4	在宅医療の問題・・訪問診療については山の上に自宅があり、落石や道路が悪路であり、往復に2時間もかけていかなければならないことがある。
5	通院にしても往診にしても、交通の便が悪いということを考慮して欲しい。
6	高齢化率33%を超える地域で、介護、訪問歯科、歯科保健の充実が今後の課題。歯科診療はへき地においては1日の患者数も限定され、また歯科医療ではある程度の診療時間も必要である。このことから診療報酬は伸びず経営面で厳しい状況がある。へき地住民の健康を守るため、歯科においても診療の充実は必要。
7	保健・福祉との「包括」が弱体するおそれがある。市町村合併により、診療所配置人数(事務含む。)が減少しリスクマネジメントの弱体化が危惧される。保健センターの減少等、地域における保健・医療・福祉の包括的取り組みがしにくくなっている。
8	医師数が充実していない、へき地診療所では、日常業務に追われ、十分な研修が提供できないおそれがある。ある程度、長期にやる気のある研修生を受け入れることが互いのメリットになると考える。現状のまま地域の医師に教育、研修の責を負わせることは、酷である。
9	医師確保に関しては、毎年自治医科大卒業生を派遣していただき、感謝しております。今、相島診療所で検討しないといけない課題の一つが、夜間や荒天時の救急搬送体制です。先進事例などありましたら、情報が頂けたらと思います。それだけに関わらず、その他のへき地診療所の特徴的な取り組みがあったら紹介していただきたいです。
10	町立診療所を県立診療所に移管して欲しい。

都道府県の医療計画における「へき地医療」の記載状況(医療計画における医療機関等の具体的な名称記載 (平成21年2月24日))

		b	٢.	ん			脳	卒	Σ.	中		急	性	心	筋术	更塞		糖	尿	痄	Ę	求	汝 :		医	療		災害	医	療	^	き地	医療	 居	産	期	医	療		小	児	ļ	医	療	
		專																				4																		一般	小児 ‡	也域小	児 小!	 見中核	
	予防	拠	標準的診療	在宅療養支援	その他	発症予防	病院前救護(搬送)	急 回	相持期(施設)	持期	その他	発症予防	病院前救護(搬送)	急性期	復期	再発予防	初期・安定期治療	専門治療	急性增惠時治療	慢性合併症治療	その他	病院前救護(搬送)	救命救急医療	入院救急医療	初期救急医療	教命期後の医療	その世	以害処点病院 以害処点病院	健	その他	保健指導	へき地診療	へき地診療の支援	正常分娩	地域周産期医療	総合周産期医療	療養・療育支援	その他	相談支援機能	一般小児医療	初期小児救急	小児専門医療	入完小見 攻急 高度小児専門医療	小児救命救急医療	その他
北海道	i	0					(5 C						0				Δ				Δ	0	0	0	>	K (0 0				0	0	0	0	0	0	*	Δ	0	0	0 0	0 0	0	
青森		0)) C															0	0	0		(0 0		*	0	0	0	0	0	0	0		Δ		0	(0	0	*
岩手	С	0	0	0	*	0) c		0	*	0		0	0	о ж	0	0	Ö	0	*		0	0	0		(O					0	Δ	0	0					0			0	
宮城		0	0	0						0				0	0	O	0	0	0				0	0	0		(0 0				0	0		0	0	0	*			(0 0	0 0	0	
秋田		0	0	0	*	0) C		0		0		0	0	O	0	0	0	0			0	0	<u> </u>		(0 0			0	0	0	0	0	0.				0	0) (0	0	
山形		0	0	0			() C) .c	0	_			0	0	<u> </u>	0	0	0	0			0	0) (0	(0 0	0		0	,0	0	0	0	0	0			0	0		0 0		Ш
福島		+-		Δ						0					—	2	0	0	0	0		Δ	-+	-+	2			0	-	*		0	0	Δ	0	0			Δ	Δ	0			0	Ш
茨城		0) 0		_	ļ		_	0	0		ļ	_					0	0 (2		(0	0	1	0	0			·		0	-	2	0	
栃木	-	0	0	0							_			9	0		0	0	0	0			0	0		_		0				0	0	0	0	0	0				0 0		0	0	*
群馬		-	ļ	·-	*		-		-+		ļ		 -	-+	0		1						-		2	\perp		2	_	ļ		0		1						_	_	_		 	
埼玉	0	+	 					2 0			_			-	0	_	10	0		0		.	-+	-+	Ç .		-	0	+		-	-	_ -	+	0	0				\dashv	0				
千葉	0	+	+	0	*						*		-+	-	0	*	-	0		0	*					0 %		0	+	-	-	ļ <u>-</u> -	_ -	- 0	0	0			Δ	-+			0	0	
東京	+	0	_	-				0	+		ļ		-	<u> </u>	_	-	-		_			Δ			2			0	+	-	0	-	0	_	0	0			Δ	-+	0		}	<u> </u> -	
神奈川	-	0	+	+	*			0		0	ļ			\rightarrow	0	*		0	0	0		•			2	*	-+-	0	→	-	-	\rightarrow		0	0	0			Δ		0	_	+	0	\vdash
新潟	-	0		0		_		0		+	-				0 (>	0	0	0	0		-				0	-1-	0	+	-			0	0	0	0	0			_				+	$\vdash \vdash$
富山	+.	0				0		0		0		-		0	+		-	0							2	- -	+-	0	+-				<u> </u>	-	0	0		-	\dashv		0	_ C	-	-	\vdash
石川 福井	+	0	+						+	+-		\vdash			0		-		0								+-		-	 			0	+	0 0	0					0	-	0	1	
山梨	╁	0	+	0	*	-			-	+	_				0 0	+	0		0		\dashv	Δ		0 0					+	*		-		0		0 0			Δ	-	0	0			*
長野	+	0	+-	0	*					<u> </u>		\vdash		0	4	+	1	0	0	0	\dashv			0 0	+	5				\vdash			0	0	0	0	0	_	Δ	-	0 0	-1-		0	\dashv
岐阜	+-	0	-		~	+			-	+						+	-	0	0	0	-		-+	0 0	-	+		_		\vdash	\dashv			0	0	0	7	-		-+	0			0	\dashv
静岡	+	6	+	0		-			+	0		\vdash		0	+	-		0	0	\exists	\dashv			0 0		*	+			*			0	6	0	0	_				0 0	_	0	+	\dashv
愛知	1	0	-		*	+				+	-		-	-	0	-	-	0			-	-		0 0	-	 ^			+	1.				0	0	0	\dashv	-	Δ		0		+	0	-
三重	+	 	0	\vdash	*	-		+	+-	0	-			+			0	0		0	\dashv	-			+	-	+	+	-			-+		0	0	0	\dashv	\dashv	_		0		+	+	\dashv

資料 10

都道府県の医療計画における「へき地医療」の記載状況(医療計画における医療機関等の具体的な名称記載(平成21年2月24日))

	i											T -									100 10		.,		1				• •		,								<u>. </u>						
		が		ん	:		脳		٠ خ	中		急	性	心	筋	梗塞	}.	糖	尿	痄	5	求	汝	急	医	療		災署	害 医	療	^	き地	医卵	图	引産	期	医	療		小	児	1	医	療	1
		專					_											Τ									1		T											一般归	小児 ±	 地域/	児小	児中杉	
	予防	門診療(拠点病院)	標準的診療	在宅療養支援	その他	発症予防	病院前救護 (搬送)	急性期間	維持期(施設)	維持期(在宅)	その他	発症予防	病院前救護 (搬送)	急性期	回復期	再発予防	. •	專	急性增惠時治療	慢性合併症治療	その他	病院前救護 (搬送)	救命救急医療	入院救急医療	初期救急医療	救命期後の医療	その他	贬 1	4 (健	その他	保健指導	へき地診療	へき地診療の支援	正常分娩	地域周産期医療	総合周産期医療	療養・療育支援	その他	相談支援機能	一般小児医療	初期小児救急	小児専門医療	入院小児教急	小児教命教急医療	その他
滋賀	0	0	0	0	*	0		0 0) 0)	*	0		0	0	>	(0	0	0	*	Δ	0	0	0		7	0 0)			0	0	0	0	0				7	0 (01	o c	, 0	
京都		0						0 0	0	0													0	0	0		(0 0)			0	0		0	0			Δ	(0	(٥		
大阪		0	0					0 0			*			0	0)	٤	0		0	*		0	0	0		(0			-	-		. 0	0	Ō		*		(0 (0 (o c) 0	*
兵庫		0	0	Δ	*	Δ		0 0		. _		Δ		0	0	Δ	Δ	0	0	0			0	Δ	0		(0				0	0	Δ	0	0			Δ		0 (0 (o c	0	
奈良			,																				0	0	0		(0		-		0	0		0			·				(5		
口歌山		0	0	0	*			0 0	0	0				0	0			0		0			0	0	0			o c		*		0	0	0	0	0				(7	٥	0	
鳥取		0	0		*			0 0	0					0	0			0	0	0			0	0	0	}	* (o o			0	0	0	0	0	0				(5	(5	0	
島根		0	0		*			0 0	Ó					0	0		<u> </u>	0	0	0			0	0	0		(O	0			0	0	0	0	0				(5 (0 (э c	0	
岡山		0					- 1	0 0	0	0													0		0			O				0	0		0	0									*
広島		0	0		*		(0 0	0	0													0	0	0	}	* (O				0	0		0	0			Δ	(o	(o	0	
山口		0			*	0	0 (0 0	0	0		0	0	0	0	0							0	0		>	* () c				0	ó	0	0	0				(၁		5	0	*
徳島		0	0				(0 0	0	0				0	0	0		0	0	0			0	0	0	>	* () C					0			0	0		Δ			(5	0	
香川		0				0	- (o o	0	0													0	0	0					*		0	0			0				(I	(5	0	П
愛媛		0			ŀ	0	-	0 0	0	0					,								0	0	0) C		*		0	0	0	0	0				(5	(5	0	
高知		0	0		*		(0 0						0					0				0	0) C		*		0	0	0	0	0			T	(5	(5	0	
福岡	Δ	0	Δ	Δ				Δ		Δ				Δ .	Δ.	Δ	Δ	Δ		Δ			0.	0	0		. () C)			0	0	Δ	0	0			Δ			7	5		
佐賀		0		0	*		(0 0	0	0	*			0	0		0	0		0	*	0	.0	0	o			5	0	*	0	0	0	0	0	0			Δ	0 (5 0	5 0	50	0	П
長崎		0			*		(0 0													*		0	0 0	2) C				-	0 *		0				-	C	5	(5		
熊本		0						0 0									Δ						0	0 0			C	0				0	0	Π	0	0			Δ		\top	(5	0	
大分		0	0		*		(0 0				0		0 (0 (၁	0	0	0	0			o	0				0				0 (0		0	0			Δ	\top	C	5 C	0	0	
宮崎		0	0			0		0 0	0	0	_	0		0	0		0						0	0 0)							0	0		0	0				(5	C	2	0.	\sqcap
児島		0						0 0	0	0													0	0)		C	>		*		0	0			0			Δ	0	\ c	5	0		
中縄		0	0	0				0	0	0				o (0 0	2	0	0	0	0	*		0	0 0		×	(C	0			0	0 0	0	0	0	0				C) C	5 C	0	0	
計	6	45	26	19	20	9	1 4	6 46	22	26	5	7	1 3	37 3	31 1	3 5	17	29	21	24	7	8	47	46 4	4 4	4 9	4	7 34	4	10	7	40 4	11 1	29	43	44	8	3 2	21	9 3	6 1	7 4	1 22	34	6
	京大兵奈即烏島岡広山蔥香愛高福左長旗大宮児神都阪庫良山取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎島縄	滋京大兵奈砯鳥島岡広山 德香愛 高温左長旗大 驾児中賀都阪庫良山取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎島島門媛知岡賀崎本分崎島島山		注京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福左長旗大宮児神野	注京 大兵 奈町 鳥島岡 広山 徳 香 愛 高 福 左 長 旗 大 宮 児 中	本	注:	特別	注:	本	注	本	注	本	本	本	特別 特別 存在宅機養支援 在宅機養支援 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	本	注	本	お	お	か	おい	お	(株) (大) (大		が	が	が ん 脳 卒 中 急性 心 筋 梗 塞 糖 尿 病 教 急 医 療 災害 医 療 災害 医 療 災害 医 療 災害 医 療	が	お	お								がん	お ん 脳 卒 中 急性 的 移極		一	

注1)4疾病・5事業のそれぞれに必要となる医療機能については、「疾病又は事業ごとの医療体制構築に係る指針」(平成19年7月20日医政局指導課長通知)にて例示 注2)〇名称が記載、 △名称は記載されていないが医療情報窓口等の連絡先が記載、 ※国の指針に例示のない機能も記載